

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

○議事日程（第2号）

平成22年9月9日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程（議案第43号から議案第55号まで）

日程第2

議会議案第4号 内灘町決算特別委員会の設置について

日程第3

選任第4号 内灘町決算特別委員会委員の選任について

日程第4

町政一般質問

8番 能 村 憲 治

11番 渡 辺 旺

2番 南 和 彦

1番 生 田 勇 人

10番 水 口 裕 子

4番 藤 井 良 信



午前10時00分開議

○開 議

○議長【北川進君】 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様方におかれましては、早朝より本会議場にお越しを賜り、まことにありがとうございます。

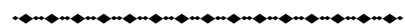
9月に入りましたが、まだしばらく暑さが続くとの予報も出ております。議員各位におかれましては、体調管理に十分留意され、審議に精励されますようお願い申し上げます。

本日は、町政に対する一般質問を行います。本会議場では、携帯電話の電源は必ずお切りくださるようお願いいたします。

また、傍聴の皆様には、議員が質問している際は静粛にしていいただき、立ち歩いたり、退席しないようお願い申し上げます。

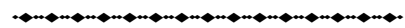
なお、入場の際にお願いいたしました本会議の傍聴アンケートにつきましても、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【北川進君】 本日の会議に説明のため出席している者は、7日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【北川進君】 日程第1、議案第43号専決処分の承認を求めることについて〔平成22年度内灘町一般会計補正予算（第2号）〕から議案第55号内灘町道路線の認定についてまでの13議案を一括して議題といたします。

各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。



○質 疑

○議長【北川進君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。



○議案等の委員会付託

○議長【北川進君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号専決処分の承認を求めることについて〔平成22年度内灘町一般会計補正予算（第2号）〕から議案第55号内灘町道路線の認定についての13議案は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

また、継続審査となっております請願第29号、請願第31号、請願第33号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、付託委員会のほうで審査をお願いします。



○決算特別委員会の設置

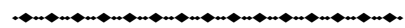
○議長【北川進君】 日程第2、議会議案第4号内灘町決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号平成21年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成21年度内灘町水道事業会計決算認定についての各決算8件については、お手元に配付の案のとおり7人の委員を

もって構成する内灘町決算特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号までの各決算8件は、7人の委員をもって構成する内灘町決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。



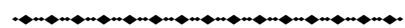
○決算特別委員会委員の選任

○議長【北川進君】 日程第3、選任第4号内灘町決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました内灘町決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町決算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。



○一般質問

○議長【北川進君】 日程第4、これより町政に対する一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一問一答による質問形式と全問一括での質問形式のどちらでもよいこととしてありますので、質問に入る前に、どちらの質問方式で行うかを表明してから質問してください。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は再質問を含め1人30分以内とします。5分前に呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。

また、自席に戻ってからの質問はできませ

るので、ご理解願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問がすべて終わる明日に行いますので、よろしく願います。

発言に際しては、挙手の上、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、通告順に発言を許します。

8番、能村憲治議員。

〔8番 能村憲治君 登壇〕

○8番【能村憲治君】 傍聴の皆さん、おはようございます。早朝から大変ご苦労さまでございます。

8番、能村憲治。

平成22年第3回定例会において、町政全般に対し質問の機会を得ましたので、これより質問をさせていただきます。

一問一答方式で行いますので、よろしく願いをいたします。

答弁は簡潔明瞭に願いをしておきます。

それではまず、公共建築物の維持管理についてお伺いをいたします。

内灘町の重要課題でありました内灘中学校の大規模改修工事が終わり、また各小学校の耐震補強工事も計画どおりに進んでまいりました。総合体育館の改修工事も間もなく終わろうとしております。町民の皆様、特に子供たちには、何よりも安全で安心して学びにスポーツにと精励できること、本当に喜ばしいと思っております。

しかし、内灘町にはまだまだ多くの公共施設がございます。そして、それらの老朽化が進んでいるものも少なくございません。

町政運営において、現在保有する公共施設を可能な限り長寿命化させ、なおかつ低コストで活用していくことが不可欠でございます。維持保全への取り組みは、最重要課題の一つと言えるわけでございます。

高度成長期にあった60年代後半から70年代にかけてつくられた公民館や児童館、集会所や町営住宅など、いまだ耐震調査すらされて

いない施設がまだまだ多くあります。中には災害時の指定避難場所になっているものもございます。耐震調査については一部実施されたものもございますが、そのほとんどで思わしくない結果が出ております。

そこでまず、建築基準法上、1981年以前に建てられたものの調査を行って、必要に応じて耐震化工事を進めなければならないわけでございます。このことは周知のこととは思いますが、この点について町の考えをお伺いをいたします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 能村議員の質問にお答えしたいと思います。

私からは、町の耐震化工事の推進について概略をご答弁を申し上げたいと思ひますし、なお、細部にわたってご質問があれば担当から答えさせますので、よろしく願ひしたいと思います。

町の公共施設は、町民が利用する施設であるとともに、今ほど議員おっしゃいましたように災害時における指定避難所にも位置づけられております。これらの施設の耐震化を進めることは、町民の安全・安心を確保する上で大変重要な施設であり、なかなか厳しい財政状況の中ではありますが、順次今進めているところでございます。

町では、この施策をさらに押し進めるために、平成19年度に内灘町耐震改修促進計画を策定をいたしまして、平成27年度末に一般住宅と特定建築物の耐震化率を90%にするという目標を定めまして、公共施設のうち、建築基準法上、1981年（昭和56年）建築以前の特定建築物を中心に施設の耐震化を実施してまいりました。中でも、児童生徒の安全確保を最優先に、義務教育施設である小中学校校舎、体育館の完全耐震化を県内いち早く達成をしたわけでございます。

次に、平成22年度には、学校施設に準じて

利用しています内灘町総合体育館、町民の保健拠点となります保健センター、鶴ヶ丘学童保育クラブ、宮坂学童保育クラブ施設も耐震化工事を完了することになるわけでございます。

保育所におきましては、今、民営化計画のある施設につきましてはその時期に、消防庁舎におきましては移転計画の中で耐震化を図っていく所存でございます。

次年度以降におきましても、学校施設に準じ利用しております内灘町武道館、多くの町民がご利用になっております文化会館、向栗崎体育館、勤労者体育センター、公民館などの耐震診断が必要と認識をしているわけでございます。

今後の施策の施設の耐震化計画につきまして、公共施設の重要度、消耗状況、さらには国の補助制度の財源を踏まえながら、優先順位を見きわめまして事業の推進を図ってまいりたいと、このように考えているわけでございます。

○議長【北川進君】 ただいまの答弁でよろしいですか。

能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 それでは、次に、内灘町に、ざっと数えて100余りの公共施設がございます。公共施設の管理運営はそれぞれの担当課によって行われているわけですが、そのうち、生涯学習課では31カ所、都市建設課13カ所、町民生活課12カ所、学校教育課12カ所などとなっており、1つの課における管理数の多さが目につくわけでございます。これでは到底、課単位での管理が難しいと考えますが、どうでしょうか。

そこで、公共施設の老朽化の実態や利用を総合的に調査し、耐震化が必要なもの、年数を経ているもので大規模改修か更新、建て直しですね、これが必要なもの、そしてまた、81年以前に建った施設については早目の小規模改修で耐用年数を延ばす長寿命化工事など、

公共施設の現状や中長期的な維持改良に要するコストを把握して対応策をまとめると。そして、維持管理計画のための資料の作成も重要と考えるわけでございます。

町は、このような基礎的な資料の作成を考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長【北川進君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 議員言われるとおり、すべての施設においてできる限りの長寿命化対策や安全性の確保を図ることは大変重要であります。

公共施設の管理につきましては、中には管理数の多い課もありますけれども、所管課において施設の設置目的やあり方、利用状況等を把握し、維持管理につなげるのが効率的であり適切であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、施設ごとに、耐震化も含めて現況と今後の維持管理に必要な資料を作成するよう取り組んでまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長【北川進君】 どうぞ、能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 それでは次に、ただいまの次に来る質問でございます。

個別の建築物の状態を把握し技術的な視点で維持保全を進めるため、建築の技術職員を設けた営繕部署で全体的な公共施設の一括管理をさせるなど、適切な方法での管理が大切であると思われま。

これは営繕についての私からの提案でございます。利用者の安全性、利便性、設備機能の向上、公有財産の利活用に向け、営繕部署を立ち上げて、これを中心にしてすべての公共施設の管理に取り組むことでございます。この提案に対する町の考えをお伺いをいたします。

○議長【北川進君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 他の自治体では、公共施設の建設や維持修繕の保全計画の作成

等を業務とする営繕課を設置しているところもありますけれども、本町では今ほど申し上げましたとおり、公共施設の直接管理を各所管課において担当させ、それぞれの施設の計画的な維持管理に努めるよう徹底し、その上で公共施設全体の状況を掌握でき、計画的な維持管理ができる仕組みを検討していきたいと、そう思っています。

よろしくお願ひします。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 ただいまの営繕に対する提案でございますが、現在は今までどおりで進めていきたいと。しかし、将来、営繕部署というよりも、そのあたりを考案して組織を立ち上げるといふような理解をしてよろしいんですか。

○議長【北川進君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 今ほど、施設ごとに耐震化も含めて現況と今後の維持管理に必要な資料、いわゆる基礎資料を作成するように取り組んでいきたいと思っています。

まずは、その基礎的な資料を全庁的に情報を共有し、そしてその仕組みづくりを検討していきたいと、そんなふう到现在思っています。

よろしくお願ひします。

○議長【北川進君】 能村憲治議員、何か。

○8番【能村憲治君】 それでは、問題が少し変わりますが、さらに私として問題となる場所は、修繕や更新を財政難を理由に先送りをしていけば、これらにかかる費用はますます大きくなっていくわけでございます。これらの費用のことを考えれば、これは将来の町の負債であり、いわゆる隠れた負債と考えても不思議ではありません。

財政健全化の法のもとでは、内灘町の財政は健全な分類に入っております。しかし、多くの人が集まる文化会館や全室入居の町営住宅、そして1年半にわたり使用が停止

されたままの福祉センターなど課題は多いと思いますが、公共施設の修繕、更新に係る費用を推計することが急がれるわけでございます。

重要度や劣化度の状況等を踏まえ、総合的に評価をして、優先度を取り入れて年度別の計画を立ててその状況を公表すると、このような考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長【北川進君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 本町では、以前から社会教育施設及び体育施設の整備充実を図ってまいりました。これらの公共施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて建築したものであります。施設が30年以上経過し、耐震化に加えて修繕費もかさんできております。

また、これまでは義務教育施設の耐震改修を最優先してきており、昨年度において全校、小中学校において完了をいたしております。

町の財政基盤はまだ安定している状況下ではありませんけれども、今後は数多い公共施設の現状を把握した上で優先順位を総合的に検討するとともに、国の補助制度の動向も見据え、計画の作成と公表に努めてまいりたい、そういうふう考えています。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 次に、質問を変えます。

各種委員会、審議会についてお伺いをいたします。

まず、審議会委員の選考とその方法をお伺いをいたします。

内灘町では、コミュニケーション型行政を推進するとして、各種委員会、審議会等の委員を町民から公募し、選考委員会で選考を行っております。この選考委員会は、副町長、総務部長など部長級7名で組織しております。

当町には、各種委員会などがおよそ60あ

ります。そのうち、公募の対象になっているものは21と聞いております。審議会等の委員の構成を見ますと、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関を代表する者、そして公募の者が選ばれるわけでございます。

そこでまず、学識経験者についてお伺いをいたします。

辞書によると、学識経験者とは、学問上の知識と高い見識を持ち、豊かな生活経験があると社会が認めている人となっております。なかなか何を意味するのかよくわからないところでございます。要するに、ほとんどの住民が卒にはまると解釈もできるわけでございます。

委員会によっては審議内容に精通しているとは思えない委員構成もあり、内灘町においては、どのような人物を学識経験者として基準に持っているのか、お伺いをいたします。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 ただいまの能村議員の、学識経験者とはどういう基準を持っているのかというふうなことについてお答えをいたします。

学識経験者につきましては、議員のおっしゃいましたとおり、学問上の知識と高い見識を持ち、生活経験が豊かであると社会が認める人という基準になっておまして、私たちはご本人の経歴を十分に確認させていただき選定してまいりました。

どういう基準かということにつきましては、おっしゃるとおり明確なものがございません。これからは、さらに各委員会や審議会の設置目的、あるいは役割、そういうものを確認いたしまして、適性、これは恐らく職務経験であるとか、あるいは活動経験であるとか、こんなものが一番多いんでしょうけれども、それにさらに資格、そういうものを勘案しまして適性を見きわめて選定するように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 今ほどの副町長の答弁は言葉の意味ということでありまして、町の学識経験者の基準を示すものではないと、こういうふう理解してよろしいですか。

そしてそうであれば、学識経験者も含めた公募委員を、学識経験者を横に置いて、そのあたりも公募者として公募者の人数を思い切ってふやしていくというような、そういうような考えはどうでしょうか。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 学識経験者は言葉の意味だけだということで、私たちは判断基準をどういうふう設定するかということについてはこれからも研究しながら、何かの基準をしっかりと持つように努めていきたいというふうに思います。

あわせて、公募委員を多くしてはどうかというふうなことでございますが、これにつきましては、町民参加による開かれた行政の推進、町民に対する公正な町政参画の機会を保障する制度として、現在、審議会等の委員公募要綱に基づく公募制度を導入しています。この中には、公募により選任する委員の割合は、町民または町民代表による人数に対して原則1割以上を基準とし、さらに増加するよう努めるというふうなことになっています。

現在、先ほど議員のおっしゃいました21の公募委員がおられます委員会の中で実際には43名の公募委員の方々がいらっしゃるわけですが、そういう意味では基準を大きく上回っておりますが、さらに多くするよう努力するという目標がありますので、そのように努めていきたいというふうに考えます。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 ただいまの件について再度お聞きをいたします。

1割以上というようなことでございますが、

1つの委員会、審議会において1割の人が入っておるといふ状況でなかなか発言がしにくいというようなことが考えられるわけでございます。できるだけ多くの公募委員を取り入れるというような方向で考える余地はあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 現在、21の公募委員に入っている委員会の中で1名だけというのが6委員会、あとは2名以上、最大4名の方がいらっしゃいます。

おっしゃるとおり1名では十分に自分の意見を反映させることができないということがあるやに思いますので、極力複数以上の公募委員を導入するようにしていきたいというふうに思います。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 それでは、次に、充て職での委員選考についてお伺いをいたします。

委員選考に当たり、各種団体を代表する長を充てたり、公募委員が集まらないということ審議を担当する所管課が個々にご希望をすることがあるようでございます。これでは町にとって都合のいい人を選ぶということになります。また、各種団体代表は、時として複数の審議会の委員に顔を出すことにもなるわけでございます。

住民の声を十分に町政に反映したいという八十出町政がこれでは、ただ単に公募をしているという形だけで、真の住民参加とはなかなか言いがたいのではないのでしょうか。真の住民参加と言える選考の方法についてどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 学識経験者以外の中で町民が審議会に加わる一つの手段として、一つは、今おっしゃいました団体等の中から

選ぶというふうなことをいたしております。

これにつきましては今後は、中には重複して幾つかの審議会に入っていられる方もお見えですので、できる限り重複を避けていただいて、その団体の中で適任の方をお送りいただくという働きかけを今後していきたいというふうに、まずは思います。

それから公募につきましては、おっしゃいますとおり、21年度から現在までは、27名の募集に対して27名の応募であったということで、おっしゃいましたようなこともあるやに私も一応聞いております。これは私たちの公募委員としての本来の役割とか本当の意味とか、そんなものを十分に町民に知らせていなかったのではないかと、こういう反省をいたしております。

そういう意味では、公募委員というのはどのような役割を持ってどういう意味があるのかということをご希望の町民の方々に詳しくお伝えして、多くの方々に公募に加わっていただくような努力をしていきたいというふうに考えます。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 ただいまの答弁の中に、各種団体の長を選ぶと、その同じ団体から別の審議委員を選ぶということに聞こえましたが、1つの委員会、1つの団体から、例えば長が別の委員会に行って出ておれば、副の人が別の委員会に出る、そしてまた3つ目があれば、またその枠の中から出ると、こういうふうに理解していいんですか。1つの団体からすべて出すということによろしいんですか。

そうであれば、その団体の中に入っている人であるという、そういう人を選んでいくと。団体を変えて選んでいくという、そういうことじゃないんですね。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 その団体に委員を

お願いしているということは、その団体の活動の趣旨に沿ってその委員さん、審議会なり審議会と深い関係があるというふうな考え方でおります。

したがって、審議会によって加わっていただく団体は当然変わることはあります。でも、同じような団体の中で幾つかの審議会に加わっていただきたいという場合は、今おっしゃいましたとおり、その団体の構成メンバーの中でできるだけ最適者をお出しいただきたい。それは長である場合もありますし、副である場合もありますし、それ以外の方である場合もあるというふうに考えます。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 それでは次に、審議内容の公表についてをお伺いをいたします。

審議会で審議された内容と結果の報告は極めて重要なものであります。ホームページ上での公表ももちろん公表に違いありませんが、まだまだホームページを開く町民は多くないと考えられます。

広報うちなだ7月号に、内灘町次世代育成支援地域行動計画評価委員会の内容が掲載されておりました。その他の審議会などの報告もあってほしいと、そういう声を多く聞かれるわけでございます。

今後は、公募委員の入った審議会などの審議の公表をホームページはもとより、広報うちなだでも掲載する。そして二頭立ての情報公開が必要と考えておるわけですが、いかがでしょうか。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 各審議会等における審議内容の広報うちなだへの掲載につきましては、すべての内容や結果を掲載することはページ数の制約もありますので、かなり難しいかなというふうに考えております。

今お示しいただきました7月号の次世代育成支援地域行動計画評価委員会のような多く

の町民の関心が高いと思われる情報については、特集記事として掲載しております。

今後はできるだけ公募委員さんがいらっしゃる、その委員会の中で活躍なさっていらっしゃる審議会等の掲載をする方向で進めていきたいと思っております。

なお、紙面の都合によって掲載できないものについては、これまでどおりホームページで極力すべてを公開できるように努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 それでは、公募委員についてもう一度お伺いをいたします。

先ほどの公募委員の選考でございますが、公募委員選出について私から提案がございます。それは、公募委員候補を無作為抽出方法で選んではどうかということでございます。町政に住民の声を反映させるため、審議会などに設けられている委員公募枠、これについて無作為抽出方法で募集をいたします。これに応じた住民の中から決定するという方法でございます。

ある自治体では、この方法で進めたことによって効果があるようでございます。その方法とは、町内在住の18歳以上の住民から無作為で1,000人を抽出し、公募委員候補として登録を文書で呼びかけるということでございます。この自治体では100人以上の同意があったそうでございます。そして、公募委員候補の名簿を作成し、任期が切れた委員会へ順次割り振っていくと。そういうことで、その都度公募するよりはスムーズに進んでいるようでございます。

同意された委員候補の方々には、それぞれに適した委員会への就任を依頼し、そして公募委員の参加がしやすいよう平日の夜などに委員会を開く、このような工夫もされておるそうでございます。

内灘町においても、これを参考に、よりよ

い方法を考えて進めてみてはいかがでしょうか。公募しても人が集まらないということの解消に努め、開かれた町政運営のため、もっともっと公募委員の割合をふやし、真の意味での公募委員が就任できるよう取り計らっていただきたいと思います。町の所見をお伺いをいたします。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 先ほどお答えいたしましたとおり、公募委員の募集状況につきましては、まだまだ町民の皆様に積極的に応募をいただいている状態とは言えません。

そこで、先ほども申しましたとおり、まずは公募委員の意味や役割、実際に公募委員になられた方がどのような活躍をなさっているか、そんなことを広く、これはもう広報紙を通して皆様方にお知らせいたして、公募委員というものについての理解を深めていただきたいとまず思います。

具体的には、できるだけ近いうちに広報の中で公募委員特集というものを入れまして、どういう委員会の中で公募の方がいらっしゃるか、そういう方々がどのような思いでその委員会の中で活躍なさっているか、そんなことをちょっと収録したものを載せたいというふうに思っております。その上で、議員のご提案の公募委員の登録制について検討させていただきたいというふうに思います。

その際には、今おっしゃいました中身のありとあり、呼びかけをする方法あるいは対象、登録された方の思い、あるいは登録されてから委員になっていただくまでの期間、あるいは登録者が多数の場合の選考方法、いろいろ考えなきゃいけない点があると思います。

実際にやっつけていただいている自治体の状況もよく研究して、これらを踏まえて検討していきたいというふうに思います。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 それでは、住民の安全についてお伺いをいたします。

全国瞬時警報システム、通称J-ALERTについてお伺いをいたします。

J-ALERTとは、大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民保護のために必要な情報を通信衛星を利用して瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、防災行政無線を自動的に起動させて住民へ緊急情報を伝達するというようなシステムでございます。国は2004年度から開発を進め、2007年2月には一部の自治体で運用が開始されております。

伝達される情報といたしましては、緊急地震速報や津波情報、弾道ミサイル情報などとなっておりますが、当面は気象庁からの情報のみが対象となっております。どの情報を防災行政無線を自動的に起動させるかは各自治体で決定することとなっております。

内灘町にとっては、緊急地震速報、予測震度5弱以上、また大津波や気象警報などは大変重要な情報と考えるわけでございます。内灘町のこのJ-ALERTへの取り組みの状況と今後についてお伺いをいたします。

○議長【北川進君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 通称J-ALERTについては、国の平成21年度第1次補正により全国の自治体に対し全国一斉整備を行うことになっており、内灘町においても、平成21年第4回定例会及び平成22年第1回定例会において予算措置並びに平成22年度への繰越事業としております。

国のスケジュールによりますと、整備完了については平成22年度末となっております。現在、工事発注の準備を進めているところでございます。

内灘町では、J-ALERTによる防災行政無線の自動起動については、当町の防災行政無線の機器が古く、今回導入するシステムとの連動を自動化するためには機器を交換しなければ

有効利用ができません。また、機器の交換費用も多額で全額町負担となります。こうしたことから、防災行政無線による住民への情報伝達については、J-ALERT情報伝達マニュアルとなるものを作成し、そして伝達したいと考えております。

また、今回の整備において、石川県内では唯一内灘町のみにおいて、住民向けにJ-ALERTによる情報をメール発信することとしております。メールアドレスの登録を周知してまいりたいと存じます。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 次に、緊急通報装置要綱の見直しについてをお伺いをいたします。

ことし6月、アカシア2丁目において出火、木造2階建て住宅80平方メートルを全焼するというような火災事件がございました。大変気の毒なことになったわけでございます。二度とこのような事故がなくなるよう願わずにはいられません。

ところで、町ではひとり暮らしの高齢者などが、急病や火災などに備えて緊急通報装置が設置できることになっております。希望者が対象で安否の確認が必要なものとなっております。一般電話を所有するおおむね65歳以上のひとり暮らし、またはこれに準ずる世帯となっておりますわけでございます。装置は貸与であり、費用はすべて町の負担となっております。団塊の世代が、これもおおむね65歳以上となるわけでございます。対象者がふえるのは必然的なことということでございます。

町の安全・安心のため、さらなるこの装置の周知が必要と考えるわけでございます。現在どれだけの設置があるのでしょうか。そのあたりをお聞きしながら、デジタル化が進んでいる今日、緊急通報装置のあり方そのもの、そして装置要綱の見直しを考えてみてはいかがでしょうか。お尋ねをしておきます。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 能村憲治議員ご質問の緊急通報装置の要綱見直しについてお答えいたします。

最初に、現在の設置者数は何名かでございますが、緊急通報装置設置者数につきましては、平成22年8月末現在で34世帯で設置しております。

次に、設置対象者や緊急通報装置等の見直しにつきましては、議員ご指摘のとおり、今後高齢者世帯の増加は必然と考えております。また、技術の進歩により、人の動きを感知する人感センサーと連動し安否確認ができる新たなシステムなどが開発されております。

今後は、設置者の範囲について検討するとともに、緊急通報装置の機器の見直しについても調査研究を行い、住民の方々の要望や財政状況も踏まえ、高齢者の方々が安心して生活できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 川口部長、もうお帰りでよろしいです。

次に、住宅用火災警報器設置についてお伺いをいたします。

消防白書では、平成15年から住宅火災の死者数が1,000名を超え、そのうち60%が高齢者となっております。

そうしたことから、住民火災による死者を少しでも減少させる対策として、国では、平成18年に住宅火災を対象とした住宅用火災警報器の設置を義務化するための法改正がなされております。内灘町においても、平成20年6月1日から設置の義務化が条例として制定をされております。そうした方策から、全国的にも住宅用火災警報器の設置により火災の早期発見や死者の減少が見られるわけでございます。

内灘町の住宅用火災警報器の設置率というのはどのあたりでしょうか。また、今後の設置推進に向け、どのように取り組もうとして

いるのか、あわせて伺いをいたします。

○議長【北川進君】 津幡博消防長。

〔消防長 津幡博君 登壇〕

○消防長【津幡博君】 能村議員の内灘町における住宅火災警報器の設置状況、並びに今後の普及対策についてどうかというご質問にお答えをいたします。

住宅火災警報器につきましては、議員ご質問のとおり、火災予防条例で内灘町を含めました石川県全体で平成20年の6月1日から設置義務となっております。

内灘町の設置状況につきましては、町内全域で調査は現在のところいたしておりませんが、平成21年に地区ごとの防災訓練や町民夏まつり等で実施しましたアンケート調査によりまして、平均しますと80%を超えております。県内でもトップということに、現在のところなっております。

しかし、これはあくまでも一部で実施しましたアンケート調査でありまして、先ほど申しましたとおり町内全域で実施したものではありません。ただし、地区によっては、その地区だけの助成を利用しまして100%に近い設置率の地区もございます。

そうしたこともありまして、今後の対策としましては、広報並びにホームページなどを活用し、あるいは行事など機会があるごとに町民の皆様には設置をお願いしていくなど、設置率を少しでも100%に近づけるために普及活動に努めてまいりたいと思っております。

○議長【北川進君】 能村憲治議員。

○8番【能村憲治君】 どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長【北川進君】 11番、渡辺旺議員。

〔11番 渡辺旺君 登壇〕

○11番【渡辺旺君】 おはようございます。

11番、渡辺でございます。

傍聴の皆様には、台風9号の一過が過ぎ、これから週末にかけてまた残暑が厳しい、そ

ういう厳しい中にご来場いただきまして、本当にありがとうございます。

平成22年第3回定例会において、一問一答形式で質問いたしますので、答弁者は的確にされますようお願いをいたします。

台風9号が北陸に迫ると報道されました。最初の上陸地点が北陸の台風は過去に例がなく、史上初の直撃となる石川県が大きな被害もなく、胸をなで下ろしたところでございます。

今まで台風は太平洋から四国、若狭湾へ抜けるというのが一番石川県では怖い話、それが今度の台風は若狭湾から東海へ出て、夏の台風の一例かと思えます。

昨日、9月8日は二十四節気の白露であります。このころから秋気が加わるということになっておりますが、台風9号のおかげで少し涼しくなってきたかと思えます。7月から8月までの真夏日は通算49日であり、熱帯夜は38日も続きました。これも異常気象の影響でありましょう。

また、7月11日に参議院選挙があり、政権交代をした民主党が惨敗をし、ねじれ国会となりました。しかし、今の政権では、「コンクリートから人へ」と言って事業仕分けでどんどん仕事が削られております。

そんな中、このままで行けば内灘海岸がなくなってしまう。そこで、これでよいのか、侵食対策として、今まさに来年度予算の要求中であります。ぜひとも内灘海岸、内灘砂丘の未来に希望が持てるようにしていただきたいと思えます。

そこで、今まで何回となく言い続けた侵食対策がどのようになっているのか。日本三大砂丘と言われた内灘砂丘、白砂青松の美しい景観と豊かな自然に恵まれた海岸で、夏季には、地元はもとより、他県からも海水浴客でにぎわっております。しかし、放水路より北部のほうは侵食がひどく、やせ細っていくような砂浜となっております。

以前、私は侵食問題、これは9年の6月18日でございますが、お尋ねをしております。そのときの答弁では「当町初め七塚、高松の海岸では著しく侵食が進んでおり、石川県ではこのような状況を踏まえて、海外侵食の防止対策を整理検討中であり、その早期実現を石川県に働きかけ、一日も早く砂浜の復旧を図る」ということであります。

また、11年1月25日に、その当時1市6町、羽咋市、宇ノ気町、七塚町、高松町、押水町、志雄町、内灘町。現在2市2町でございます、羽咋市、かほく市、宝達志水町、内灘町と。このとき発足した河北・なぎさ千里浜海岸保全期成同盟会があります。このときに私は、こんなものができて大きいところ、羽咋市、そういうところが先に整備をされ、小さな町、内灘町は後回しになるということを経に言いかけてました。そのときに、県のほうでは「そういうことはありません。整備するのは一緒にしますよ」と、石川県とそう話した経緯がございます。

平成15年ごろに、西荒屋地区に海岸において施工された約50メートルほどの突堤工をされましたが、これは今まで私は9年から13年にわたり侵食対策を言い続けております。

現在、内灘町の砂丘は、どの程度侵食対策がなされているものか。また、今ほどの西荒屋地区突堤は実験的なものなのか、その効果があるのか、お伺いをいたします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 私も河北・なぎさ千里浜海岸保全期成同盟会の一員でございますので、そんな立場からも、これまでの県とのやりとりも含めて少しお話をしたいと思っているわけでございます。

今ほど議員ご指摘のとおり、現在、内灘砂丘の放水路以北、特に西荒屋付近におきましては侵食が非常にひどくなっているということでもあります。また近年では、加越沿岸にお

きまして、特に内灘海岸から千里浜海岸にかまけて侵食が進行し、侵食対策として人工リーフを中心に行われているということでもあります。

今ほど渡辺旺議員からお尋ねであります、西荒屋地区ではどのような事業をしてきたかということではありますが、実は平成14年から15年にかけて50メートルの突堤事業ということでやっております。さらに、平成16年から17年までに養浜工、養浜工事を、砂を入れているということではありますが、これを合わせて約1億4,100万ぐらいの事業でやっているわけであります。

この事業は、今ほども議員おっしゃったように実験的なのかというお話ではありますが、決して実験的でなくて、このことはこの事業をやることによって侵食を防ぐという、そんな理論のもとで進められたということでありました。突堤を築造することによりまして潮流を変化をさせ、砂浜の侵食を防止する。さらに潮流の下流側に砂が堆積する効果があるということを進めてきたわけであります。

しかしながら、自然というのはなかなか厳しいものでございますので思ったように理論どおりいかないということでありまして、例えば突堤の、1年目は右側についたと思えば2年目では左側につくということで、潮流が一定しないというそんな海もありまして、現在のところ一部に侵食がなお見られるということでもあります。

なかなか難しい課題だなど、こんなふうに思っていますが、とにもかくにもこんな状況を放置するわけにはいきませんが、ぜひとも県の事業としてやっていただきたいなど、こんなふうに思っていますが、これまで期成同盟会で県に対する要望も言っていました。内灘町は一方で西防波堤があって、そのおかげで非常に砂浜が伸びていっているという一つの事象があります。

そして一方で、今言う放水路以北、特に西

荒屋地区ではそのように侵食が見られるということですから、いいところと悪いところが極端なものですから、交渉に行っても知事がよく言うんですが、「内灘さん、何言うところがいいね。内灘町には砂浜が出てるじゃないですか」というお話をよくされるんですが、結局目立つところがそんなことで目立つものですから、そういう状況であるということでもあります。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 今、内灘には砂が大変広いと言われておりますけれども、今言われたとおり放水路から向こうは浜がなくなってしまっております。

今、養浜工をした。それからもう一つは、現在は局地的に侵食で隠れる箇所から、特に自然の潮流を見てという話を上げた。これなんや、養浜工。これは14年から17年までなつた。

けれども、放水路から向こうのほうで仕事をしておいでる浜茶屋の方が、それ以前から毎年砂を出しておるんですわ。ただ砂を本当に捨てるだけのものなんです。これは石川県の者はわかっておってやっておることやと思う。地元の者に聞いてからやればいいがに。砂を捨てるようなもんや。そういうことをただやっておる。1回だけですけれども。

それから、潮流の環境を見る。これは役場の方、知っておいでたら答えてください。

それから、13年5月に砂浜紛失の仕組み解明と。これは金大の工学部の水村教授、この方がこういうエクス線ですと調べてあるんです。これは金沢港、千里浜、橋立海岸、安宅海岸、小松海岸、ずっと調べてあるんです。金沢港も調べてあるんです。こちらのほうも調べてあるんです。その次に19年8月、これには千里浜の砂流れ調査ということで、あそこの砂の流れがどうなっておるかということ調べてあるんです。

ただ、内灘町が幾らやってくれと言っても

やってくれないのは、県は何をしておるか。内灘町にもせつかくこういうことになっておるのも、とにかく行政として、足らなかったら議会も連れだっていけますから陳情に行くなり何かをすればいい。とにかく今そこにやって金沢港のところが広がっておると。粟崎のほうは広がっております。放水路から向こうは浜がなくなってしまった。あれも地元の人が言っておる。1キロか2キロ出せばいい。出せばそこにまた砂がたまるということや。前から言っておるわけや。そういうことをやってほしい。とにかく内灘海岸を一日も早く侵食対策を進めてほしい。

次に、平成22年6月18日に報道された千里浜海岸の侵食対策の対応として、人工リーフが設置され、宝達志水町今浜沖、今後6年から7年にかけて2基設置するということが報道されておりました。内灘町は何もしていない。内灘はどういうふうになっておりますか。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

[町長 八十出泰成君 登壇]

○町長【八十出泰成君】 今ほどの渡辺旺議員の質問、千里浜では侵食防止のために工事が始まっておると。しかし内灘は何もないというお話であります。その状況について少しお話をしたいんですが、県では、海岸侵食対策事業というのはただ順番にやるとかというんじゃないくて、緊急かつ必要性、非常に危険だとかそんなときがあったらそこを優先的にやるという、こんな話でした。

これまではそんなふうな形でなくて、それぞれの地域から要望があれば少しずつやっていくというそんな状況もありましたが、先ほど渡辺旺議員おっしゃいましたように、公共事業全体が以前の半分くらいになったという厳しい状況の中で、限られた予算の中でどれだけやれるかといえばその限界がありますから、その枠内でやろうとする場合にはどうしても緊急で、かつ危険度が増して必要なところをという、そんな話になってくるんだろう

と知っているわけでわけであります。

これまで、ここ数年間はかほく市の七塚海岸が特に海浜道路の真下までで侵食されているということで、このままだったら有料道路自身が危ないというそんな緊急性もあって、これまで白尾地区と木津地区で人工リーフをそれぞれ3基、2基と5基を設置をしたという工事でありました。

本来なら七塚海岸では、地域にはまだしてほしいという部分があったんですが、しかしながら報道でもご案内のとおり、千里浜でもう浜茶屋のすぐそばまで波が来ているということで、すぐ荒れたら車で通れないという状況になっているということですから、往年の浜から比べれば1年に1メートルずつ減っていているといえますか、この20年の間に20メートル侵食されているというそんな状況があるものですから、とにかく今回はその千里浜海岸を優先的にやろうと、こんなことで始められたということでもあります。これも人工リーフを2基設置をするということで、工事でいえば平成20年から6年から7年かけてやろうと、そういうふうにおっしゃってありました。

そこで、もちろん今、渡辺旺議員おっしゃいましたように、内灘はもうどうでもいいかという話でなくて、これも大事な要素でありますから、地域の皆さんとも連携をとりながら必要に訴えていきたいと、こんなふうに思っているわけでございます。そのことによって1歩でも2歩でも前進すればと思っていますので、議員の方にもご協力のほどをお願いしたいと思います。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 今、町長は緊急度と言われましたけれども、現在、放水路から向こうの浜茶屋でことし波が来て商売できなくなってしまった、そういう浜茶屋もあるわけなんです。そういうところは緊急度の中に入るんじゃないだろうか。一日でも早くやっても

らわなならん。浜がなくなるのは目に見えてなくなってしまっておること、そういうことをひとつ県のほうにお願いをしたいと。

そして、議会としても何かよい方法がないのかということで、議会としてもヘッドランド工法、これは鹿島沖、これも議会から申し上げております。今言う人工リーフ、そういうものがどうなったのかということをお話をしております。それが現在どうなったのかをお聞きをします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどの渡辺旺議員からの質問でございますが、まず緊急度の話で緊急度でないのかと。浜茶屋が厳しい経営状況の中でなお経営ができないような状況になっているという話がありました。そんな意味ではもちろん緊急度ということには違いないということをお互いに気持ちを合わせておきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからヘッドランド工法、議員みずから鹿島灘ヘッドランド事業を視察されたということでありまして、79メートルでしたか、実に長い距離をその工法でずっと今やられている最中で、あとわずか残っているということでありました。

要するに、突堤の上にかさをつけたような形でやる事業なんですけど、かなりその事業費もかさむということですけども、何よりも一番言えるのは太平洋側のところではそのことがやれるけれども、非常に荒海が多いこの日本海側ではふさわしくないというか、それが設置した途端に崩れてしまうような状況も考えられるものですから、県当局としたら、ここは、日本海側は今言う人工リーフを一緒にやっていきたいと、こんなふうに言っているわけでございますので、ぜひそのことご理解をいただきたいと思っているわけであり

以上でございます。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 ヘッドランドというのは、冬場になったら本当に日本海側は風が強いということで無理だと。これは全部そのときは国費だったんです。今、国費がなくなりました。そういうことがあるんじゃないかと。

そして、そういうものがだめだったら、これは22年4月27日に報道されておりました恒久的なサンドバイパス、これは静岡県、これは県がやっておるんです。県がやっておって、これは20年に着工しております。それは砂を運ぶのに船やトラックではなしに、砂のあるところから海底のジェットポンプで運んでやっておる。これをやるとほとんど恒久的なものだということをこしやっておるんです。そういうところへこし、石川県の海岸整備促進期成同盟会の白山市のところが視察に行っておるんです。

そういうようなことがあったら、できたらそういうところも見に行って、いろいろこういうこともある、ああいうこともあるということをもひとつ行政のほうでそれを見習ってほしい。本当にこれは研究をして一日でも早く内灘の砂浜、海岸を未来に残すようにしていただきたいと思います。

次に、ことしの夏、水上スポーツの花形である水上バイクの事故が発生をしております。最近では19年に3件、20年に1回、21年に2回、22年、ことしはちょっと今までのところ2回でございますが、毎年発生しております。

この件について、平成15年5月に内灘町、石川県警、金沢海上保安部、地元漁業協同組合、水上バイクやセーリング愛好者団体などが内灘海水浴場安全利用対策会議を発足させております。

また一方、21年9月10日、ちょうど1年前、ここで夷藤議員が質問をしております。これはマリンスポーツのすみ分けについてという。

これは夷藤議員だけでなしに、その前にもまだ先輩議員、同僚議員が質問をしております。これは夷藤議員が1年前に言ったのでそれをつけ加えておきますけれども、これは石川県では、県内に他の海岸もある中で内灘海岸だけに特別な規制をかけることは難しいとの考えであるという答弁でございます。

しかし、本当にそうなっておるのでしょうか。全国的にその規制内容でルールを決めてあるところがあるわけなんです。これは行政の方も知っておいでるかと思うんですけども。これは例えば滋賀県琵琶湖、長野県野尻湖、岐阜県長良川、北海道屈斜路湖等々があります。

そういう中で理想的な海岸利用の検討をするため、内灘町海岸魅力づくり委員会を設置したいと。金沢市と連携し、金沢海岸を含めた条例化に協議をしたいということ去年言っております。現在、その条例はどこまで進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 今ほどの海岸条例の進みぐあいということでお答えをしたいと思います。

これまで石川高専やマリンスポーツ団体等で構成する内灘海岸魅力づくり委員会を昨年の春先から始めまして、6回開催をしております。時には金沢市にも参加いただいております。海岸の利用状況の確認と問題点の洗い出しをいたしました。

その結果、問題点として次の5点、一つはアクセス、危険、景観、ごみ、情報という5つに集約され、さらにこれらの問題点を包括するものは情報の不十分または欠如であるとの結論に至っております。

これを受けとめて、海岸へ来られた人たちへの情報発信の一つの手段として、ことしの8月13日に石川高専が大学コンソーシアム石川から補助金を得まして、その補助金をその

まま提供していただいて、内灘海水浴場トイレ前にエリアの表示と花火の注意、ごみの持ち帰りを促す看板を立てております。

また一方、これまで研究していただいた結果の中では、条例を制定するためには県より海岸の管理権限移譲を受ける必要がある。あるいは今お話のとおり、金沢市や港湾の区域であるということで解決すべき課題も一応明確になってきました。

そんなことで今お話しのとおり、この海岸条例の制定につきましては、古くは20年6月の定例会での八田議員のご質問、昨年6月の定例会での清水議員からのご質問、そして今ご紹介のありました昨年の9月の定例会での夷藤議員のご質問もあり、また産業建設常任委員会でも多くの意見をいただいております。緊急度、重要度ともに非常に高い案件であるというふうに認識をいたしております。

今後につきましては、石川県等の関係機関と管理上の課題を協議するとともに、この内灘町海岸魅力づくり委員会の中で利用エリアの設定や利用ルールに関する提案をいただきながら条例の骨子となるものを作成し、議会にもお諮りし、できるだけ早い時期の制定を目指していきたいというふうに一応考えております。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 今の答弁はつくってあるのかなのかということなんですけれども、つくってないんですか、条例を。

○副町長【蓑外史男君】 まだつくっていません。

○議長【北川進君】 答弁は指示してからやってください。

蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 失礼しました。

まだつくってはおりません。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 これは八田議員が何遍

も言っておるけど、19年の9月議会でルールをつくる、これを考えてしますと言うておる、19年。18年にもやっている。そういう前からやっておりますながら、去年やっとなりて条例をつくるというておるながら、条例をつくるのにこんなにも長いことかかるものでしょうか。議会に一つもその相談がない。

今後、つくる気があるのかなのか、答えてください。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 まずは、つくる気はあります。

ただ、クリアしなきゃいけない課題がありますので、それを一つ一つこなしながらできるだけ早期につくるように進めてまいります。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 18年からの問題、それ以前からの問題でございますから、できるだけ早急に、大抵これは9月議会から出ている。夏済んでから言うておる。これはずーっと、冬になったらどうでもしておれみたいな考え方でおるんでないかと。そういうことのないように、ひとつお願いをします。

それから、クロマツを一つの区域に。

内灘町の砂丘地は先ほど申したとおり日本三大砂丘地であり、白砂青松の自然豊かな地である。これは、先人たちが飛砂防止の闘いで進めた、それこそ死に物狂いで行った植林、ニセアカシア、クロマツの林を砂丘一面に行った。これは24年から28年にかけて村民総出で砂丘地に共同植林を行った結果である。

ところが、そのクロマツが次第に林域が狭められ、現在は権現森と能登海浜道路沿いに疎林している。それはクロマツ林としての広さや内容のものではないと、これが「内灘町史」の1ページに書かれております。

内灘町では、昭和54年に町の木クロマツ、町の花ハマナス、町の鳥タカというふうに決められたわけです。クロマツがなくなる、そ

のためにもクロマツは後世に残していこうというふうなあらわれではなかろうかと思いません。

日本三大砂丘、三保の松原（静岡県）、虹の松原（佐賀県）、気比松原（敦賀市）があります。その中で佐賀県の虹の松原は松浦潟にあり、幅500メートル、長さ延々5キロにもなる。これは全部クロマツである。その昔、唐津城の初代藩主寺沢氏が防止林として植えたものであり、その数3万本とも言われています。全部クロマツでございます。

石川県でも珠洲市蛸島町の鉢ヶ崎黒松の林は東西750メートルもある松林でございます。

そこで、内灘町も、日本三大松原のように散策のできるようなクロマツを一つの区域に移す考えがあるかないかをお聞きをいたします。

○議長【北川進君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

○都市整備部長【橋本稔君】 渡辺旺議員のクロマツを一つの区域に移す考えはないかというご質問にお答えいたします。

町木であるクロマツは、議員ご指摘のとおり飛砂を防ぐ手段として、またその落ち葉は住まいの燃料として、明治期からの内灘町にとってはなくてはならない樹木として存在しており、現在、海岸沿いの県の保安林につきましては、そのほとんどがクロマツとなり、飛砂防備の役目を果たしています。今後ともクロマツの植栽が行われていくよう、県に申し入れてまいりたいと考えております。

なお、成長したクロマツの移植につきましては、移植費用や移植後の活着等技術の面から難しいと考えております。

なお、クロマツ林の確保につきましては、植栽とその育成に努め確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 今、部長は何か移植費用や活着等技術が難しいと、そういう一遍に

三保の松原のような歩けるようなことをせよとは申し上げておりません。ただ、そういうところが難しいのなら、現在浜にある松、あれを間引きをしてやると。植えたら植えたままでそのままほったらかしておくからこうということになる。そういうことを1カ所でもしていく。

そして22年、ことしの6月、議会でニセアカシア調査保全、町民の愛着が深いニセアカシアの植林、林の保全に取り組む、こうなっている。ニセアカシアばかりなんです。クロマツは一つも言っておらんのです、6月議会に。答弁見てみなさい。クロマツもアカシアと一緒に大変な町のところで防風林のそういうもので苦労した松の木なんです。ニセアカシアはして、クロマツは何も書いていない。ちょっとそれをひとつ。

○議長【北川進君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

○都市整備部長【橋本稔君】 6月の議会でニセアカシアの植林等に努めると、これについては地域を限定いたしまして、例えば林帯遊歩道とかそういうところで植林を進める。

というのは、以前はニセアカシアにつきましては、当初、防風林として植えました。でもニセアカシア自体は冬期に葉っぱが枯れること、それと樹齢が50年、30年と短いこと等がありまして、その後、防風林はクロマツを主体に植えております。それらの名残として現在権現森等にありますがけれども、議員ご指摘のとおり、松くい虫等で減っていることは事実でございます。

それらにつきましては、先ほどお答えしましたように、植林と育成に努めてクロマツ林の確保ということに努めてまいりたいと考えております。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 ニセアカシアばかり大事にしないで、クロマツも大事にしておいてくださいね。

そこで一方、このクロマツを住宅地に植えて、しかし手入れもしないまま大木になる。大木になったのはよいが、その付近に住宅がある。その住宅が大変な被害に遭っている。松葉がといに詰まり、腐る。また、冬場になると枝が折れてかわらに当たり、かわらが壊れて雨漏りがする。ある家へ行ったら「先祖代々にしてきた鬼がわらに当たり、これが壊れてしまった。弁償してくれ」というようなことまで言われました。松の被害に遭われた人たちがいるわけでございます。

この松の木は小さいうちに剪定しておればよいが、していない。このようになったものは、大木の間に住宅ができたのではなく、住宅の間に松の木を植えた結果がこのようになった。

ある町会では、特に内灘中学校、鶴ヶ丘小学校、そんなところに剪定をして、その松の木を見ておったわけなんです。ところが、そのときにだんだん大きくなる。そのときに何とか木を切ってもらえないかと言われたら、そのときには財源がないと言う。仕方なく地域のボランティアの方が一生懸命にそれを剪定をしておったわけなんです。

ところが、だんだん大きくなって手の届かないところまでになって、なおさらお金がかかる。あるボランティアの方が、これは役場に言えと言う。役場に言えと言っても役場にお金がないがやから私たちの手でしようということで、里親制度の何か機械でも貸してもらえないかというようなことを言ったら、それもできないということ言われたわけなんです。

それでは、住宅にある、特に学校周辺にある松の木を切ることができるかできないか、お願いをいたします。

○議長【北川進君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

○都市整備部長【橋本稔君】 まず、私のほうから、住宅地にある全体的な話としての松

の伐採についてお答えいたします。

一昨年までは、住宅地の付近にある松の被害への対応といたしまして、被害があったところの局所的な枝の剪定を中心に対応してきておりました。しかし、昨年からは、地元の詳細のもと、伐採を含めた対応をとっております。

なお、伐採につきましては、防風、景観及び歴史的な松林の持つ効用と近隣の住宅への被害状況を勘案した上で判断していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 私のほうからは、今ほど具体的に内灘中学校や鶴ヶ丘小学校の住宅地の松を切れないかということがありましたので、お答えしたいと思います。

今ほどの橋本都市整備部長と同じ考え方でありまして、住宅地に松被害がある場合は地元の詳細のもと、伐採について防風効果と近隣住民の被害を勘案した上で判断していきたいと思っております。

内灘中学校横の内灘交番から野球場へ向かっての松につきましては、現在、クロマツとケヤキやタブが2列に植えられております。このグラウンド側のケヤキやタブにつきましては十分に成長しておりますことから、防風効果も十分あり、この松が被害となっているようでありましたら伐採する方向で考えてみたいと思います。

また、鶴ヶ丘3丁目側のクロマツにつきましては、もうしばらく高さを抑える方法で対応したいと考えております。ただし、松被害があるようならば樹種転換も考えたいと思います。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 今の課長の、学校の中

にあるやつは別に言っておらんのですけれども、道路側に出て現在電柱にもかかっている、それをどうしたらいいのかということでございますので、今答弁あったように現場を見て対応をお願いをいたします。

次に、医科大通りのいわゆる鶴ヶ丘3丁目地内、松の木を3年計画で全部切ると聞いておりますが、あの木を切るのは、冬場は北風による防風と交通障害が心配になる。先ほど申したとおり、その住宅地は大変な被害を受けた住宅で、木を切ることには何も町会はいませんが、その後、一番医科大寄りの道路側にできるかできないか知らないけれど1本残しておくというような方法ができないのか。しかし、これはあくまでもその住宅地の了解を得ることがもちろんでございます。

そして、その後に松を切ったところにカイズカイブキを植えると聞くが、そのカイズカイブキは、ナシ赤星病の中間宿主となる金沢市では植栽が規制されている。このことは付近住民に知らせてあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長【北川進君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

○都市整備部長【橋本稔君】 医科大通りの松の伐採についてお答えいたします。

鶴ヶ丘3丁目地内の医科大大通りに面する松林につきましては、議員ご指摘のとおり付近住宅への落ち葉被害が激しいので、昨年度から3カ年計画ですべて伐採を行う計画であります。これにつきましては、地元説明会も行っております。

昨年、既に一部の伐採も終えております。また、ことしもこれから伐採に入る予定でございます。

また、伐採後の植樹につきましては、地元説明会の折にカイズカイブキを植えるということは説明いたしております。

なお、今後の作業につきましては、地元町会と綿密な打ち合わせをしながら進めていき

たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長【北川進君】 渡辺旺議員。

○11番【渡辺旺君】 それでは、地元の町会等に説明をしながら仕事ををお願いをいたします。

それでは、終わります。



○休憩

○議長【北川進君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

午前11時37分休憩



午後1時00分再開

○再開

○議長【北川進君】 休憩前に引き続き会議を開きます。



○会議時間の延長

○議長【北川進君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。



○諸般の報告

○議長【北川進君】 午前中に配付いたしました議会議案第4号内灘町決算特別委員会の設置についての中で年度の誤りがありましたので、訂正したものを再度配付いたしました。差しかえをお願いします。

引き続き一般質問を続行いたします。

2番、南和彦君。

〔2番 南和彦君 登壇〕

○2番【南和彦君】 議席番号2番、会派内灘波と風の会、南和彦でございます。

傍聴の皆様方におかれましては、午前中に

引き続きご多用にもかかわりませずこの9月定例会にお越しいただき、大変お疲れさまでございます。

今回、私のほうからは、あらかじめ提出をいたしております通告書の内容につきまして全問一括方式により質問並びに提案をいたします。八十出町長初め執行部の方々におかれましては、明確なる回答をいただきますことの期待をいたします。

それでは、進めさせていただきたいと思えます。

まず、1件目でございます。

現在、本町が行っております事業名、乳児及び児童医療費助成事業、これにつきまして、受給者への助成対象額の給付方法を現在の償還支払いから現物給付に変更するよう県に強く要望するべきであることのご提案をさせていただきます。

それでは、これにつきましての論拠を順に説明いたします。

まず、この乳児及び児童の医療費助成事業は国の事業とは別枠でございまして、県の単独事業であり、本町はこれを受けた事業であることとお聞きをいたしております。

事業の目的といたしましては、乳児及び児童に係る医療費の全部または一部を対象となる保護者の方々に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進することをもって乳児及び児童の健康の向上並びに福祉の増進を図ることが目的であるとのことでございます。

また、事業内容といたしましては、ゼロ歳から6歳の子供たちを対象に発生した医療費の全額を助成し、また7歳から12歳の子供たちを対象に発生した医療費から1,000円を差し引いた額を助成いたしており、そのうち、9歳から12歳の子供たちには入院のみ対象になるというような内容であるとのこと。

そして、この事業目的と事業内容をもつての助成金の受給者に対する給付方法についてですが、現在償還支払い、つまり受給者が医

療機関で医療費の支払いを行った際に受け取られます領収書を、後日、本町の担当窓口のほうへ請求書とともに提出し、規定された助成額を受け取るというような給付の流れになっているとのことでございます。

これらの事業概要から、私は幾分かのごを抱くわけでございます。それは、医療にかかった受給者が後日助成金を受け取ることになっていたとしても、受給者が何らかの事由や、また手数により窓口へ出向くことができなったり、さらには受け取る助成金額が少額であったために受給を見送ったりというようなお声を耳にいたしております。

そこで、この事業の事業目的にはあくまでも子供たちの健康保持、これを目的とした事業であると明記されているため、給付方法については私との論点が違うのではないかなというふうな言い分になるかと思えます。しかし、そうだとするならば、極論として、では子供たちの健康保持と助成制度の因果関係をいま一度検証しなければいけないというお話にもなるのではないかと考えるわけでありませぬ。

これらから、私は、本来、この事業目的の根底には子供たちの健康保持、これに加えて家庭の経済的負担の軽減という目的も有しているからこそその助成事業としての存在意義があるのではないかと考え、あわせて、この主張をもって給付方法をいま一度再考する必要があるのではないかと申し上げたいのであります。

したがって、これらを踏まえて、受給者の何らかの事由や、また手数により受給の不便さという事情を回避し、確実に家庭の経済的負担の軽減が図れるように、冒頭でも申し上げましたとおり、乳児及び児童の医療費助成事業につきまして、受給者への助成対象額の給付方法を現在の償還支払いから現物支給に変更するよう、県の事業であるならば県に強く要望するべきであることの提案をまず

させていただきたいと思えます。

次に、2件目に入ります。

内容に入ります前に、この2件目につきましては、まずもってご了解をいただきたいことがございます。それは通告書では「本町より県に対して求む種々の要望事項について、道路基盤整備を最優先」と明記してございますが、これにつきましては幾つかの道路整備案件の中で絞り込んだものを最優先するべきであるとの意味合いでありまして、その他の道路整備案件並びに道路整備案件以外の要望事項の軽視または後回しという意味ではないことの注釈をさせていただき、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

それでは、内容に入ります。

本町は、本町のさらなる推進、発展を目的に本町の中長期にわたる重点施策を打ち出し、それを毎年、県に要望書として提出していることと存じます。そして、本年もこの要望書を提出してあることとは存じますが、その中で12項目がございます。このうち、実質の継続案件が9項目ございます。

そこで、これを踏まえて、今回私からは、この種々の継続9項目の中から、北部地区の道路基盤整備に係る要望事項とその要望根拠を一体的にしたものに改めてさらに県に強く要望していくべきであることの主張をいたします。

では、これよりこの提案の詳細並びに論拠を説明いたします。

かつて不毛の地と言われた本町は、昭和40年ころより、金沢市近郊に位置するという地理的条件を生かした都市計画を立案し、急速に開発を進めてまいり、きょう現在に至っております。その背景には、昭和44年に都市計画法が施行され、翌年、金沢市が金沢市都心軸構想というものを定めたことにより、本町を含めました郊外が区画整理を進めていったという経緯がございます。

しかし、郊外の区画整理が進むにつれて開

発はさらに延伸されて、いつの段階からか、ある意味スプロール化とも言えるような発展形態となってしまい、その一方で、現在、金沢市は縮減という都市計画に移ることへの対応を回避するために、大規模な回遊性をもつての再構築という構えで検討しております。

これらから、本町の今日に至るまでの発展は、昭和44年に施行された都市計画法と翌年に定められた金沢市都心軸構想、このそれぞれの都市計画に内在された発展であるとなたものが理解できるかと思えますし、あわせて金沢市は縮減という都市計画にシフトすることへの対応を検討している中においては、当然のことながら金沢圏域である本町にとっても同一の課題ととらえるべきであり、さらには、地域フレームはさておき、金沢市を中心とした、もちろん本町と、そしてお隣のかほく市、津幡町も同様と考えるべきではないでしょうか。

これを踏まえて、私は金沢市の方向性に対して重要なことは、本町と金沢市とかほく市、そして津幡町がそれぞれ共通の認識を持ってどの場所をそれぞれの地域がコアとしてそれらをどう結びつけていくかという、このような意識づけを持って、そして新たな投資を行っていくかが極めて重要であると考えております。

一方、県では、県全域の南北方向に基幹道路を整備することを明言しております。そしてお聞きするところによりますと、南北方向の基幹道路に伴い、東西方向にも恩恵のある横断道路整備の必要性も視野に入れているとのこと。目的としては、経済効果を県内全域に波及すること、回遊性をもたらすことなどが挙げられています。

本町は、津幡町やかほく市のように基幹道路の沿線にある地域とは違い、非常に不利な場所に位置しておりますし、なおのこと横断道路の整備には期待をするものでありますし、また今後の町勢発展においては最も必要

なインフラ整備であると考えます。

そこで、先ほどからの金沢と河北地区とのこれまでのあり方などや今ほどの県の計画を踏まえて、道路整備の優先性をご理解いただけたかと思えます。

現在、本町では、白帆台地区以北をコアとした企業誘致、都市計画マスタープランの見直しや地区計画の策定などに着手しているという段階にあります。そして、要望手法の一つとして、それを要望書にまとめ県に毎年提出していることと存じます。

この要望書の中での道路整備に係る継続案件といたしましては、まず能登有料道路の白帆台インターチェンジの設置、次に県道高松内灘線の道路改良と県道昇格、このいずれもは生田議員も以前から強く訴えているものでございます。

次に、金沢能登連絡道路の整備、そして河北潟干拓地内幹線道路の県道昇格、これら4項目がございます。これをすべて個別に案件として明記されており、また個別に根拠も明記されているため、白帆台地区以北をコアとした要望根拠としては、統一性、整合性が見受けられないのではないかなというふうに考えています。

また、この要望書は、本町で5年間保管しており、その後は処分しているとのこと。ということは、先ほど申し上げたように、継続となっている案件は最低でも5年以上も前ということになります。そしてその間、要望根拠には何ら変わりがないようにも見受けられます。まさに過去の都市計画像に内在された要望根拠と言っても過言ではないでしょうか。

したがって、これらすべてから道路整備に係る継続案件であります、先ほどのご紹介をさせていただきました4件の中から、能登有料道路の白帆台インターチェンジの設置、金沢能登連絡道路の整備、県道高松内灘線の道路改良と県道昇格、この3項目を白帆台地

区以北をコアとした要望根拠に統一して、また金沢市、かほく市、津幡町との経済の連携を図れるような内容にそれぞれの地域の合意のもとに改定し、さらには県道高松内灘線の道路改良をかほく市白尾まで延伸した形で早期に県に強く要望するべきであることの提案をいたします。

以上がこのたびの私の質問並びに提案事項でございます。八十出町長初め執行部の方々におかれましては、冒頭でも申し上げましたとおり、明確なる回答をいただけますことを期待いたします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 南和彦議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは、県への道路整備関係に対する答弁をお答えしたいと思います。

内灘町で平成19年3月、第四次内灘町総合計画を策定をいたしまして、基本方針及び基本計画の着実な実施に努めているところでございます。

しかしながら、すべての施策について内灘町単独で対応できるものでなくて、広域的課題や、国や県、それらが実施主体としてやっていただくとする事業については要望事項として取りまとめをいたしまして、石川県を初め県の町長会、能登総合開発促進協議会などを通じて、さらに個別事案ごとに要望しているところでございます。

その中で、とりわけ内灘北部地区における大型商業施設誘致などの開発計画は現在町の最も重要な事業であり、それに関する白帆台インターチェンジの建設事業、それから県道高松内灘線の拡幅改良事業、町道幹8号線宮坂西荒屋線拡幅改良事業などの要望につきましては最重要要望事項として、今年度は特に要望書の提出時に県議会の建設常任委員会や土木事務所に対して重点的に説明を行いました。強く要望いたしましたところでございます。

県土の一角をなす内灘町における種々の要望や計画は、石川県の計画とともに、金沢市、津幡町、かほく市など隣接市町との連携や整合性も必要であります。これらの整備がかほく市以北及び能登全体の発展、ひいては均衡ある全県の底上げや経済活性化に大きく貢献するものと、こんなふうに強く確信しているところでございます。

現在、県等の要望事項につきましては、都市基盤整備や生活環境整備に関する事業が主たるものでございますが、ほかに教育や保健に関する行政課題もあるわけでございます。

地方分権、地域主権といった地方政策の重視が訴えられておりますが、権限移譲や財源移譲が混沌と進まない中、あらゆる手段や機会をとらえて、道路基盤整備はもとより、広く行政課題も含めて適切な時期に適切な要望を行い、その具現化を働きかけていく所存であります。

その中でも、先ほども申しました内灘北部地区開発計画に関する道路関係の要望につきましては、企業誘致に積極的に取り組んでいるところでもありますので、近隣市町との連携をさらに深めまして、議員が言われます要望の一本化などもしまして、今後も強く県に対しての要望をしてみたいとこんなふうに考えておりますので、一層のご協力を賜りますようお願いして、私からは以上でございます。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 南和彦議員ご質問の乳児及び児童の医療費助成事業について、助成対象額の支給方法を現在の償還払いから現物給付に変更するよう県に要望せよについてお答えいたします。

受給者が役場窓口で医療費助成の申請が不要となる医療費の助成システムとして、受診された方の本人負担分について、各医療機関が直接町に請求し、町が医療機関に支払いを

する現物給付の方式と、受給者が受診した医療機関で本人負担分を一たん支払い、医療機関が支払いデータを町に送付し、それに基づき町が保護者の指定口座に助成金を振り込む自動償還払いの方式がございます。しかし、これらの制度を実施する場合、医療機関との緊密な連携が必要であることから検討を要する事項が数多く考えられます。

また、受給者の利便性から医療機関の広域化が求められ、現物給付方式をする場合、県内全体での実施が必要と考えております。

したがいまして、町といたしましては、受給者の利便性を図る上で石川県に対して現物給付方式などの検討を進めるよう、またこれとあわせて助成対象年齢の拡大についても今後強く要望してまいりたいと考えております。

○議長【北川進君】 答弁が終わりました。

南議員、これでよろしいですか。

○2番【南和彦君】 再質問。

○議長【北川進君】 2番、南和彦議員。

○2番【南和彦君】 それでは、再質問をさせていただきますと思います。

まず、1件目の乳児及び児童の医療費助成事業につきましては、自動償還払いまたは現物給付、このいずれにいたしましても取り組んでいかれるということで、金沢市のほうは、お聞きするところによりますと自動償還払いのほうで取り組んでいるということでもありますので、ぜひまた本町も前向きにこの私の提案に対して検討をしていただいて、またよろしくお願いを申し上げます。

それで、2件目の町長からいただいた答弁に対してでありますけれども、私が今このような形で提案をさせていただく中において、要望事項のほかに添付資料等々をそろえながら、恐らくさらに要望書を軸にして県に強く要望されているというふうな経緯があられるということでありました。

いかんせん、私もその要望事項のほうで判断しておりますので、その他の添付資料、ま

たはその日々の行政サイドの活動におきましてはすべてを熟知しているわけではございませんので、既に私の提案を実行されているということであるとの答弁でありました。そういうふうに理解しております。

そこで、そうであるならば、それを行った上での現在の県の見解、県と申しましょうか、相手先の見解、またはこちらのニーズに対しましてその手ごたえ、さらには今後それに対してまた本町がどのように取り組んでいかれるのか、その方針などなどをまた町長のほうから答弁いただければというふうに思います。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 南議員の再質問にお答えしたいと思います。今ほどもお話がありました県の要望事項、いろんな要望事項があるということで南和彦議員が知り得ない部分とかというふうに言われますが、この間の町政課題の中で、皆さんの各委員会あるいは全協等々の中でもお話していることが主でありまして、特別変わったものがあるわけでもございません。

しかしながら、先ほどからもお話ししてきますように、道路基盤整備というのはやっぱり中心ということもあって要求はしているわけですが、ご承知のとおり、なかなか国の財政的な問題もございまして、県も非常に厳しいということで遅々として進まない部分がたくさんあるわけですが、ぜひそんな意味では、ともに力を携えてこれからも要望を強化していかないかんと考えています。先ほども申しましたが、北部地区における我々のその開発行為に対する関係で申します道路整備の問題でありまして、それについては何よりも優先して我々は要望していかないかんとということでありました。

白帆台のインターあるいは幹8といいますか、幹8号線の拡幅工事等々、何が何でも急がならんという話についてはこれからも集

中のにやっていきたいと、こんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長【北川進君】 南和彦議員、これよろしいですか。

○2番【南和彦君】 はい。ありがとうございます。

○議長【北川進君】 1番、生田勇人議員。

〔1番 生田勇人君 登壇〕

○1番【生田勇人君】 議席番号1番、生田勇人です。

平成22年第3回定例会におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告内容に従い、一問一答方式にて質問をしたいと思います。

傍聴の皆様方におかれましては、午前中より大変ご苦労さまでございます。

私から今回通告してある質問は2問です。町長初め執行部の皆様方におかれましては、明解なる答弁をお願いいたします。

まず1問目に、全国大会等出場者激励金について質問をいたします。

通告書には小学生に特化した形で通告してございますが、その理由としましては、高校生の場合、インターハイ、国体などについては、選手、監督等の交通費や宿泊費などの出場に係る経費は高体連や県から支給されており、さらに選手には激励金として町から1万円が給付されております。中学生の場合は、全中大会出場等の場合は町中学校費のうちより出場に係る経費が補助されております。

それでは小学生の場合はといいますと、町から交通費、宿泊費等の出場に係る経費の補助はなく、選手に5,000円の激励金の給付のみというのが現行の激励金制度であります。

確かに小学生のスポーツ活動は、高校や中学校のように学校単位での部活動ではなくて、各競技が内灘町全体を対象にしているスポーツ少年団形式のものが多く、小学校費としての費用の算出ができないということは重々承

知しております。

全国大会の要領によっては選手に開催都道府県までの交通費が支給される場合もありますが、スポーツの全国大会の多くは、一般の国体、そして高校のインターハイ、全国中学大会と同じく、その年その年によって開催場所が移動するケースが多く、そういった大会補助を差し引いても、その他交通費や宿泊費で出場に係る費用が高額なものとなる場合があります。

その金額が選手、これは選手といっても親とか保護者、そして引率であります監督、コーチにも大きな負担となる場合があります。特に監督、コーチの場合は交通費の補助がないという全国大会も多々見受けられるとのこと。

全国大会出場自体は喜ばしく、その競技にとって誇りでもありますので、もちろん負担だとかそういったことはなかなか口にできませんが、多くの場合はその競技に携わる関係者等々の心温かいカンパなどによりそういう経費を助け合っていると聞きました。

スポーツ少年団等の指導者のほとんどすべての方と言ってもよいと思いますが、自分自身が子供たちのため、そして町のためにと高い志のもと、奉仕の心を持って、時には我が身を削って取り組んでおられます。そして、子供たちもその期待にこたえるべく、全国大会出場を夢の舞台ととらえ、県代表の座を勝ち取るため日々頑張っています。現在、当町には22のスポーツ少年団がございますが、その中で県予選を勝ち抜き、全国大会に出場する選手は毎年一握りの選手たちです。

激励金給付や補助の制度は県内他の市町においても同様の制度が多々あるかと思いますが、内灘町の独自の制度があってもよいのではないかと。正式な県予選を勝ち抜いて内灘の名を全国に知らしめるため、出場する選手、監督、コーチの負担を軽減するため、町が補助しなくてどうするのかという思いが私の中

には強くございます。

全国の晴れの舞台、ほとんどの選手がそう一生に何度も経験できるわけではございません。将来のトップアスリートを目指す子供たちの夢のために、より一層の活躍を願い、また各種団体の励みとする意味において、現在の小学生の全国大会等出場に対する激励金制度を、選手はもちろんですが、監督、コーチを含めその交通費や宿泊費などの大会出場に係る経費を補助する制度とする考えはないか、質問いたします。

現在、まだまだ厳しい社会状況の中ではございますが、当町の行財政改革への取り組みも成果を上げている状況だと思われまますので、町民の元気を創造すべく前向きな答弁をよろしくお願いします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 生田議員の一問一答方式の中から、全国大会出場者激励金ということでの質問にお答えしたいと思います。

当町では、議員おっしゃいますように、県を代表して全国大会に出場される場合、全国大会等出場激励金支出に関する内規ということで選手の皆さんに対して激励金を給付しております。この激励金というのは、全国大会に出場される選手の方々に対する激励と、さらに当町のスポーツの振興、普及を図る意味でのことを目的にしたものであります。

ことしの夏も県大会を勝ち抜いた少年少女が日本全国へ県代表として出場されましたことは、すべての小学生にとって大きな励みとなっているわけでございます、内灘町にとりましても大変喜ばしいことだと思っているわけでございます。

また、ただいまの質問にもございました小学生の大会出場には、ふだん指導されている監督、コーチ、保護者の皆様が同行されることは十分理解しておりますし、またその関係での経済的負担も大変だということも推察さ

れるわけでございます。

子育て支援ナンバーワンを標榜する当町といたしまして、次代を担う子供たちには夢を持ち、さまざまなことに挑戦をし、たくましく生きる力を養うことを願うものであります。

そんな意味で、先般、鶴ヶ丘小学校で行われましたコカ・コーラ「未来への夢はじめよう。」プロジェクトで、金メダリスト、世界の北島康介選手がおいでまして、すばらしい話や触れ合いの交流を行ったわけでございますが、子供たちに夢に向かって挑戦することの大切さを学ばせてくれたのではないかなと、こんなふうに思っています。

そのためにも、スポーツのみならず学術、文化などで県を代表して全国大会へ出場する子供たちやその指導者の方々に対して、町といたしましてもどんな助成が可能なのか、また今後、他の市町の事例も参考にしながら、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長【北川進君】 生田勇人議員、あとないですか。

○1番【生田勇人君】 はい。

○議長【北川進君】 それでは次。

○1番【生田勇人君】 ただいまの質問なんですけど、前向きな答弁ありがとうございました。

そういうことが今後、内灘町の活力のためになればということで質問させていただきました。ありがとうございました。

次に、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は、保育料に関して質問をいたします。

県内一の子育て施策を掲げる当町において、現在、当町における出生率が県内一低い現状は、人口の割合に対して学生や当町に勤務のため在住する独身女性が多いなどなど、さまざまな要因が重なった状況であるとは思われますが、今後の人口推移を考えたとき、そう楽観視できるものではございません。

当町は、県内外に先駆けて実施している子育て施策が多々ございます。また、近年は保育所民営化にも精力的に取り組み、保護者のニーズにこたえる保育体制の実施に取り組んでおられます。しかしながら、子供をふやそう、産もう、生まれた後も生活設計がしやすいといった施策が、当町の低迷する出生率を考えたとき、今後さらに重要になってくるのではないのでしょうか。

現在、当町の保育料は、その時点において保育所、保育園に通われておりますお子様の1人目は保護者の収入に応じて金額を設定した通常の保育料、2人目はその通常の保育料の半額、3人目は無料という施策をとられております。保育所民営化が進み、来春には3カ所の民営保育園がさらに開園され、各保育園ではゼロ歳児からの保育も行われると聞いております。そうなると、ゼロ歳児から年長の6歳児までとなりますので、3人目以降保育料無料という施策は6年間の幅に広がりますので、その恩恵にあずかれる幅も広がるわけです。

しかし、地区によっては、これは内灘でいうと北部の保育所になるんですかね、以前の保育所の状態、すなわち未満時から年長時までの4年間に3人の子供がいなければその恩恵も受けられず、2人目のお子様の保育料半額という時期も短いままです。

最近、私の周りを見ましても、年子で3人とか4年間で3人以上の兄弟姉妹がおられる家庭は大変少ないんじゃないかと思っておるんですが、また、今後6年間で3人以上のお子様をもうけても、現在の施策に合致する期間は1年とか2年とかとても短いものになります。

「子供はたくさん欲しいのですが、上の子と期間があいてしまうと保育料はまたもとに戻ってしまう」「幾ら上の子が小学生で保育所のときより集金などではお金が少ないといっても、その他のことでいろいろとお金がか

かりまして、もう一人欲しいが金銭的に難しく迷っている」とか「もうつくるのはあきらめた」とかいう声が結構聞かれています。また、3人、4人と兄弟姉妹がいても、1人につき2年とか3年とか離れてもうけられております人も多く、「町の施策の恩恵が受けられない」「短期間で子供をもうけるのも、年が少し離れてもうけるのも子供にかかるお金は一緒なのに」というたくさんの方からの思いをお聞きしました。

安心して産み、家族をふやせるよう、現在の在所児、在園児という枠を見直し、石川県の施策であるプレミアム・パスポートの年齢制限である18歳までとは申しませんが、せめて小学校3年生以下までとするなど年齢幅を広げ、2人目、そして3人目以降のお子様の保育料を減免し、少子化対策や出生率の向上を図るための環境を整えるつもりはないか、お聞きいたします。

満額が支給されない民主党主導の子ども手当、来年から所得税の扶養控除もなくなりまして家庭に大きな打撃を与える状況になることが現状のままでは予測できます。その一方、自民党のように、現在支給されております子ども手当のばらまきをやめ、保育料などの無料化を施策に掲げる政党もあります。国政の状況も混沌とし、今後どのように安定した形となるか、まだまだ予断を許さない状況だと思います。

保育料は国の施策が大きく反映されるものとはいえ、子育て支援ナンバーワンの町の施策に掲げる当町において、このことが多くの子育て世代にある町民の声ととらえ、明解なる答弁をお願いいたします。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 生田勇人議員ご質問の保育料についてお答えいたします。

現在、内灘町児童福祉施設の費用徴収規則では、第2子は半額、第3子以降の保育料は

無料という減免措置となっております。また、この規則では、保育所または幼稚園に入所している就学前児童について適用するとなっております。

議員ご指摘の、この規則では対象数が少ないのではないかと、対象年齢の枠を小学校までに拡大して保護者負担の軽減を図り、子供を産み育てやすい環境を整えるべきだとのことですが、現在、町内で3人以上のお子様がいる世帯は166世帯でございます。その中で第3子以降の保育料が無料となっている世帯は13世帯でございますが、町立保育所の民設民営化で平成23年度から新たに3つの民間保育園が開園しゼロ歳児保育の充実が図られれば、ゼロ歳から6歳までの6年間で3人のお子様を預ける方がふえるのではないかと推測しております。また、対象年齢を小学校3年生までに拡大した場合、第3子以降の保育料が無料となる世帯が84世帯となり、それに伴って第2子の減免の増も含むと町負担の大幅な増額が見込まれます。

このようなことから、保育料の減免対象枠の拡大につきましては現段階では難しいと考えておりますが、今後、国の子育て支援施策の動向等を見きわめ、3人以上のお子様をお持ちの家庭への支援について研究したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【北川進君】 生田勇人議員。

○1番【生田勇人君】 わかりやすい答弁ありがとうございました。

現在の大変高額になるということは私も予想しておったんですけど、現在の状況に当てはめてみて、今私が質問した小学校3年生以下までと年齢を拡大した場合に、保育料減免した場合、これは2人目も含まれるわけなんですけど、現在の状況と照らし合わせて差額といいますか、いわゆるそうなった場合に未収入となる町が負担しなければいけない金額はどれだけの試算になるか、もしわかれば教えてください。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 生田議員の再質問にお答えいたします。

現在保育所に入所されている皆様で試算いたしますと、年間で約3,700万円の保育料収入が減となる試算でございます。

○議長【北川進君】 生田勇人議員。

○1番【生田勇人君】 3,700万円ということで大変な金額になるなという、今の行財政改革をやっておる状況ではその金額は出せないなということもあるんですけど、川口部長の答弁でもありましたように、3人の世帯に何か特別な支援とかそういったことを含めまして、今、地方分権とか主権が積極的に議論されておりますけれども、国等からのいわゆるひもつき補助金が各自治体へ一括交付金化されたとき、町としては今言われました何らかのこういった子育て施策に積極的に取り組んでいくのか、最後に町長にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 生田議員の質問にお答えしたいと思います。

今ほどもありましたように、国のこれまでの補助金制度が変わりまして一括交付金化されたということになりますと、今言われた問題はどうかということでありました。

もちろんこれまでも私も言ってきたとおり、子育て支援ナンバーワンの町を目指すというのが私の施策の重要なところでございます。そのこともありますので、これからの子育て支援策も私は変わらないということでありまして、可能な限り子供たちが健やかに育ち、すべての親が子育てを通して喜びに満ちた生活を送ることができるように私たちは支援していきたいと、こんなふうに思っていますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長【北川進君】 生田議員、それでよろしいですか。

○1番【生田勇人君】 はい。

○議長【北川進君】 10番、水口裕子議員。

〔10番 水口裕子君 登壇〕

○10番【水口裕子君】 2010年の9月議会におきまして一般質問をさせていただきます。

一応一問一答形式ということでお願いいたします。

まず初めに、日本で初めての基地闘争があった内灘町から平和を発信せよということについて、7点にわたってお尋ねしたいと思います。

まずその1番目、最近、沖縄の普天間問題の広がりとともに、平和と基地問題という大きな視点から内灘闘争が見直され、再認識される機会がふえております。その歴史的な重要性が再認識されてきていることは大変意義深いことだと存じます。

去る8月8日、九条を守る会の主催で内灘闘争と憲法九条を語る集いがあり、大勢の参加者を前にあいさつに立たれた八十出町長も「内灘に生まれ、内灘闘争を肌感じて育った」、保育所の年長さんだったそうですけれども、「そして忘れるわけにいかない。後世にしっかり伝えていきたい」とあいさつされ、その中でも「内灘闘争の戦いを自分のひとみのように大切にしている」という言葉には深く感動いたしました。

この同じ日の夜には、NHK放送E T V特集で「安保とその時代 “改定” への道のり・内灘闘争」と題する全国番組があり、それを見た方々が全国から内灘を訪れているというお話を聞きました。風と砂の館にも来訪者がふえているそうです。

2年後は内灘闘争60周年になります。このようなとき、町は内灘闘争をどのようにとらえているか、まずお答えいただきたいと思えます。お願いいたします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、内灘闘争をどのようにとらえているかということでもあります。

私は、内灘闘争は、当時は多くの内灘村民がみずからの生存権や生活権をかけて、金は一年、そして土地は万年のむしろ旗のもとに集まり、あくまでも平和な暮らしを求めて敢然と反対運動に立ち上がった闘いであり、結果として歴史的な意味を持つ基地反対闘争となりまして、また戦争の参加を繰り返してはならないという国民的な平和運動の契機になったと、こんなふうに思っているわけがございます。それゆえ、私たちは、その内灘村民の闘いは後世の私たち内灘町民が誇りに思っている、そんな闘いだったと認識をしております。

それだけに、毎年私たちが5月の連休に行っています世界の凧の祭典、これがちょうど20回という記念のときに、たまたま内灘闘争55年という、そういう節目でもございましたので、ぜひ平和がゆえに凧揚げできるという意味で、この機会に平和をアピールしようという平和宣言をやらせていただいているわけがございます。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 積極的な評価をいただきまして、本当に思いは同じと心強く感じました。

さて、今ほど紹介しましたNHKの番組のホームページを見ますと「普天間基地移設に揺さぶられる沖縄。戦後長期にわたり沖縄の苦悩を生み出してきた基地問題の原因の一端は、1950年代の日米安保改定への道のりの中にある。1951年の日米旧安保条約によって、日本本土では700を超す米軍基地が継続使用されることとなった。その一つ、石川県内灘村では、漁業の場である浜を接収された住民が座り込みを続け、返還にこぎ着ける。「本

土初の基地闘争」と呼ばれた内灘の影響を受け、各地で反基地運動が展開され、この結果、アメリカは本土の陸上兵力をすべて撤収する一方、統治下にあった沖縄への基地の一極集中を進めていった。」とありました。

このように日本じゅうが今注視する普天間基地の返還問題、辺野古への移転か県外移設か国外撤去かで揺れる沖縄、日本の米軍専用施設の75%をたった1%の面積しかない沖縄が引き受けさせられている原因は、何とここ内灘にもあったのです。

私たち内灘町民が今、安全で安心な環境を手に入れ、平和に暮らしていただけるのは、基地を追い出すために立ち上がった内灘村民の力はもちろんですが、内灘村を支援する人が全国から津波のように押し寄せたからということもあります。当時、人口7,000人だった内灘村に、その3倍近くの人がやってきたという報告もあります。その結果、沖縄が今基地を引き受けさせられています。

このように、全国の人たちに有形、無形に助けてもらった内灘村が、町になって50年になろうとしています。平成24年1月、まちづくりの条例が交付されるだけでなく、記念事業ももう準備に入るところかと思えます。この記念事業の中心に内灘闘争と平和を据えて全国へ発信していただきたい。内灘町が発信できる、また発信すべきはこれを置いてほかにないと思えます。

内灘闘争は、先人が我々に命がけで残してくれた最大の遺産です。内灘闘争を語る会で八十出町長は「たくさんある自治体の中でも平和に対する思い入れはどこにも負けない。戦争を風化させてはならない」、そして今ほども言われましたが「ことしの国連事務総長を初め、あちこちの代表も参加した平和集会は、ここにいる皆さんが勝ち取ってきた平和と核廃絶にとって大きな前進だ」と熱く語られました。

町議時代には、昭和62年だったと思えます

が、一般質問で意欲的に平和教育を取り上げられ、ちなみにそのとき答弁をしたのは、当時学校教育課長であった現西尾教育長であります。今回どなたが答弁なさるにしても、極めて前向きなお答えをいただけるものと確信しております。

藤井議員は、平成19年の9月議会で内灘町の歴史に輝く金字塔に内灘闘争があると、「米軍よ、出ていけ。お私たちの浜はおたちが守る。お私たちの浜に大砲は要らない。撃つなら先におたちを撃て」、この気高き母なる魂の叫びは、そのまま世界平和の理想郷内灘を宣言している。真の憲法9条は、平和とは大砲は要らないということだとしてさまざまな提案をなさっています。

南和彦議員も内灘闘争を映画にして全国に発信していけばどうかという提言をされました。清水議員もさまざまな内灘闘争についての提案をされています。これらの声も踏まえつつ、進めていただきたいと思えます。

内灘町が発信していく、発信すべき内灘闘争を記念事業の中心にという、この提案についていかがお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の内灘闘争を平和に関するものとしてとらえて、町制50周年の記念事業の一環として全国に発信する考えはないかということにお答えしたいと思います。

今ほども私がお答えしましたように、この内灘闘争は紛れもなく国民的な平和運動の一つとして認識をいたしておりますし、また接收に反対をした人たちも、それを容認した人たちも、それぞれ内灘村民は皆一様に燃えるような郷土愛を持ってそれぞれの立場を貫いたと思っているわけでございます。その内灘闘争の激しいエネルギーが有形、無形の財産としてこの町の人々に受け継がれ、今日の内

灘町を形づくっているのだと思っているわけでございます。

町制50周年と内灘闘争60周年はそういった意味でまさに不離一体と言ってよいものと、こう思っているわけでございます。

町制50周年に当たっては、諸事業を計画する中で内灘町の名を全国的なものとしてくれた内灘闘争の意義を風化させないためにも、平和発信の町として何らかの事業を実施したいと考えております。具体的な事業につきましては、これからさまざまな皆様のご意見を賜りながら進めてまいりたいと思っているわけでございます。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 ありがとうございます。本当に事業は今町長が進めていらっしゃる協働のまちづくりの一つの大きな事業として、たくさんの方の参加とご意見を願っていききたいと思います。

3番目でございます。その8月8日の内灘闘争を語る会の会場には、8年前にありました内灘闘争50周年のときに展示されました膨大な写真を中心とした資料が再び飾られて展示されておりました。内灘町随一の内灘闘争の体験者でもあり、研究者でもあった故清水武彦氏の手になるものでありました。50周年事業から8年間、写真は日の目を見ずに風と砂の館の倉庫に眠っていました。大変もったいないことでした。

そこでまずは、清水氏が残されたこの資料を広く町民だれも見られる機会を早急につくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の闘争資料の町での整理活用ということに対してのお答えをしたいと思います。

質問にありましたように、故清水武彦さん、清水先生は、私も随分厚意にさせていただいて、長い間おつき合いをさせていただきましてい

ろんなものを学ばせていただきました。この写真についても何遍となく家へお邪魔して見せていただいた、そういう経験もございます。それだけに水口さん以上に思いもあるわけでございます。

そうした故清水武彦氏らが制作されました試射場闘争関連の写真集につきましては、写真で見る内灘闘争として内灘闘争資料集刊行委員会から50周年記念行事の後に、本町民俗資料館が寄贈を受けているわけでございます。

この資料につきましては貴重な映像資料がありますが、その量が膨大なものであることから、現在の常設展示場のスペースでは展示できないものが多いものでありまして、今後、内灘闘争60周年の節目を迎えて何とか機会をとらえて特別展なども考えてみたいなど、こう思っているわけでございます。

また、この資料を含めて内灘闘争関連資料につきましては、本町が所有管理する貴重な歴史民俗資料として分類を行い、役場の地下書庫及び歴史民俗資料館におきまして永久保存資料として整理保存していくところでございます。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 ありがとうございます。

次、4番目としてしっかり保存整理してくださいということを言おうと思っていたんですけども、もう先にお答えいただきましてありがとうございました。

ただ、この間会場で一緒にお会いしまして見せていただきましたけれども、2年後の60周年のときまでまた眠ってしまうのではなくて、その上の、例えば今絵手紙展などをしておられますけれども、あそこで1週間ほど展示をするとか、そして広く皆さんに、11月ですか、何か決まったのが11月ではなかったですか、そういうふうな時期に合わせて展示していくとか、何かそういった方法を少し、2年後というよりもことしじゅうに一度考えて

いただけたらとお願いしておきます。

それでは、4番目は今ほどもうお答えをいただきましたので、5番目に移りたいと思います。

内灘闘争の60周年も2年後になりました。50周年記念事業は、町が補助金を出して体験者を多く含む実行委員会が記念集会を開催し、澤地久枝さんの講演会やバスツアー、記念誌発行があり、全国から町民ホールに入り切れないで演壇にまで人があふれるだけの方がいらっしゃいました。でも、体験者は高齢化し、年々減ってきています。

「平和の町内灘町」として、より強いメッセージを発信するために、今ほど町長からお答えも半分あったような感じですけども、60周年記念事業は町が中心とし、今から資料を整理しながら準備を進めていただきたいと思います。

このことも今ほど前向きということでお返事いただいたと考えてよろしいでしょうか。

では、次に参ります。よろしく願いいたします。

ではさらに、60周年を目標に試射場跡地を県の戦争遺跡の認定を受けるように申し入れてはいかがでしょうか。

まずその前に、県の戦争遺跡の認定を受ける前に、まずは町の文化財に指定するべきではないでしょうか。周辺の権現森のイソスミレ群生や小濱神社の社祠跡地などが町の文化財に指定されているのに、なぜか内灘闘争の跡地の跡地、トーチカなどは指定されていないのです。今ほど本当に丁寧にお答えいただいたように、大切な町の財産であります。それなのに文化財にも指定されず、周辺の環境破壊が続いております。

またもう一つ、斎場のほうに行きましたら、斎場近くにももう一つ跡地がありますけれども、そちらのほうを今回見に行ってみましたら、看板の立派なのはありましたけれども、道すらなく、そこへ行き着くことができませ

んでした。町の文化財とともに指定して守っていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

これを通告しました後で、一昨日、町民の方からお電話がありまして「そもそも小濱神社、社祠のある権現森自体——全体ですね、昔からの聖域なのではないか。一つ一つ文化財に指定していくのではなくて、権現森全体を保存の対象にするべきではないか。総合公園展望台から見たら破壊のひどさがよくわかりますよ。今後の砂利採取なども規制していくためにも、権現森全体としてとらえていくように」というお電話がありました。この大きな視点から見たこの提案を私はそのとおりでと思いました。

それで、また今つけ加えさせていただいて、文化財を検討するに当たり、この指定についても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の内灘米軍試射場関連施設を町の文化財にと、こういうことでお話がありました。

今ほどもお話ありましたように、内灘の米軍試射場関連施設として本町に現在も残されているものは、内灘海水浴場の射撃指揮所跡と権現森と河北斎場西側のアカシア林帯内にある着弾地観測所2カ所の合計3カ所のみになっているわけでございます。これら3つのコンクリート構築物は試射場の施設として用いられ、現在もその遺構として残っているものであります。

水口議員ご提案の戦跡遺跡につきましては、全国的にあちこちの自治体において、かつて自治体内に軍事関連施設が存在していたことを後世に伝え、またそれによって恒久平和を祈るために市町村の文化財に指定しているものであります。

本町の3つの試射場関連施設につきましては、直接的に戦跡遺跡の範疇には入らないと

いうことでありますが、1950年当時に勃発しました朝鮮戦争に深く関与する施設であることから、広い意味での戦跡遺跡と言えると、こんなふうには思っております。

これらの施設は、さきに申し上げましたように、平和を希求する多くの内灘村民が深くかかわった試射場闘争の記念碑的な遺構であり、平和運動の象徴的な施設として決して風化をさせてはならないものでありますので文化財として指定する意義は十二分に備えているものと、こう思っているわけでございます。

なお、これらの試射場関連施設を仮に戦跡遺跡に準ずるものとして町の文化財に指定するにしても、所有者である財務省の同意を得ること、さらには本町文化財保護審議会に諮って指定手続をすることが必要など、その可能性の可否について今後調査をしていきたいと、こんなふうには思っていますのでよろしくお願いしたいと思っております。

それから、権現森を全体にとということではありますが、そのことも含めて今検討させていただきたいと思っております。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 所有者が内灘町でないということを知りませんでした。ぜひとも強力に推薦していただけますようお願いいたします。

次に、内灘町は、先ほど申し上げました故清水氏の協力などにより、児童への副読本の中で内灘闘争について教えてきたと聞いております。この歴史遺産の引き継ぎ、児童生徒への教育は現在どうなっているのでしょうか、お答えください。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 水口議員の内灘闘争について、児童生徒への教育はどうなっているかということでお答えいたしたいと思っております。

内灘町教育委員会としましては、町内の小学校3、4年生の社会科の副読本として「わたしたちの内灘」と題した社会科資料を作成しております。

その中で「地域の先人のはたらき」のところで、写真や文章2ページにわたって試射場問題を子供たちに教えています。また、町内の小学3年生は、毎年、「むかし調べ」の時間で風と砂の館を見学しまして、そこでも内灘闘争について説明を受けております。

ただ、内容的にはやや難しいこともありまして、6年生の歴史の時間「戦後の日本」のところで再びこの副読本の社会科資料を用いまして試射場問題に触れ、説明を行っております。

以上でございます。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 ありがとうございます。

時々子供に聞くと「いや、そんなの知らない」と言う子がいるものですからちょっとお尋ねしてみたのですが、そういうふうにしてきちっと決まっている割に知らない子がいるというのは、それを教える先生のほうにやっばりとらえ方の違いがあるのかもしれないと今思いました。

先生たちへの内灘闘争に対する学び、先生たちの学びもまたできるようにお願いしておきたいと思います。

これで内灘闘争と平和の町についての質問は終わります。ですが、内灘町にはもう一つ同じように真剣に子供たちの将来を考えた先人の活動というか闘いというか、そういうようなものがありました。それは火電闘争です。これはまだまだ反対、賛成、どちらが正しかったかとか、そういう先ほど町長からもお話がありましたけれども、本当にだれもが一生懸命考えた結果、いろいろな意見が出て、そして運動が広がっていったんだと思います。

ただ、体験者がお元気なうちに早く資料集

めをしないと、内灘闘争でありまして、もう60年になってきますとそれこそ風化が激しいということがございます。早く資料集めをして、町にとって禍根を残すことがないようにとお願いをして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

では、2番目でございます。大きな2番目です。

次に、3月議会で取り上げました砂利採取審議会と農業委員会にかかわった情報公開問題を取り上げさせていただきます。

これを取り上げるに当たり、さきに申し上げておきたいのですが、これの担当者の方には大変丁寧に、そして親切に対応していただきました。そこで、これをここで取り上げるのは何か申しわけないような気もするわけですが、この制度をみんなで上手に使いこなして、そしてこの制度を町のものにし、成熟させていくためにご理解ください。

では、砂利採取審議会の公開を求めた3月議会の後、町のホームページに公開された情報は、平成21年11月11日午後2時から室地内における砂利採取計画1件について審議を行い、審議の結果、適当と認め、内灘町に答申しました。平成21年12月21日午前10時から宮坂地内における砂利採取計画1件について審議を行い、審議の結果、適当と認め、内灘町に答申しましたというものでした。でも、これだけでは十分とは思えないし、わからなかったもので、この会議の内容を情報公開条例に従って公開請求をいたしました。その結果、出てきたのがこれです。

まず、会長とか副会長とか委員とかの名前が黒く塗られています。中の議事録については「室へ他93筆の採取計画について説明」などとあるだけで、計画そのものの内容については説明がありません。そういう詳しい内容が知りたいから情報公開をしたのですけれども、それでこの情報公開の結果に対しては不満でした。

不満な人は不服申請ができることになって
います。その場合は情報公開不服審査会が開
かれて面倒な手続がいろいろあるのですが、
今回は口頭で「ちょっとこれじゃわかりませ
んよ」と不服を申し立てた時点で計画内容の
詳細とか委員さんの名簿とかは出していただ
きました。けれど、情報公開のまちづくりを
標榜するということからしたら不満の多い結
果でした。

同時に求めていた農業委員会も、やはり発
言委員名は黒塗りでした。農業委員会は選挙
で委員が決まります。立候補までして委員に
なっているのですから、どうして名前が、だ
れがどういうふうに言っているのか公表でき
ないのか、ちょっとわかりません。

例えば委員のある方が、どなたかはわかり
ません。名前が消してあります。「傍聴が可
能だということをわざわざホームページに記載
する必要はない」と言われ、それを受けて
別の方が「私も同意見だ。傍聴の人が来るよ
うなことは余り想定できない」と言われ、結
局、農業委員会の概要ページの一部に年間の
開催予定日だけが記載されました。

でも開催予定日が公開されたことは前進で
すが、傍聴に来る人はないかもしれませんが、
でもそれが傍聴できるという当たり前のこと
を知らせないでいい理由になるとは思わない
んです。まずもって、傍聴できることを知ら
せなければ傍聴にはだれも来ないでしょう。
特に、将来的にいつでも受け入れられるとい
うオープンな体制をつくっておくことがとに
かく大切なんです。そう住民の立場に立って
公開を説くことができる職員さんを、難しい
ことではありますけれども、そういうふうに
言える職員さんを日ごろから育てていかな
ければならないと思います。

さらに、その農業委員会では、議事録は一
般の縦覧に供しなければならないと規則で決
められていました。こういうことは当然ある
はずなのに、私も含めだれもそれに気づかな

かったということがまた問題です。きょうか
ら情報はすべて公開ですと言うだけではでき
ない、制度の成熟に向けてたゆまぬ勉強が必
要だということを痛感した次第です。

町長が、また町議であったときのことにな
りますが、そのときの一般質問では情報公開
条例の制定についての質問をされており、知
る権利とともに知る責任があるというふうに
述べられておりました。20年以上も前にこん
な質問がされていたことに、やっぱり感銘を
受けました。

これらの問題は委員を引き受けてくださっ
た方たちの問題ではなく、住民すべてにとっ
て情報公開とはどんなことなのか、何のため
に条例までつくって進めているのかという根
源的な問題を投げかけていると思います。

また、農業委員会の議事録は縦覧ができ
るとわかったのに、その案内がなされてお
りません。

情報公開については、職員、住民いろい
ろな立場を超えてまだまだ学んでいく場が必
要ではないかと思いますがいかがでしょうか、
お答えください。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の情報公
開についてお答えしたいと思います。

みんなで創る協働のまちづくりの実現には、
町民と行政が情報を共有し、町民参画と町民
の創意工夫を生かすことが最も大切なこと
であります。

私は、町政に対する基本姿勢といたしまし
て、町民参加、情報公開、そして現場主義を
掲げ、情報の開示に積極的に努めてまいっ
たところでございます。

本町の情報公開条例は、公文書の公開を請
求する権利のみを規定しているのではなく、
町の保有する情報の公開及び情報提供の総
合的な推進を図ることを目的としているわけ
でございます。

請求されてから公開を行うのではなく、みずから率先して情報公開をさらに推進するために、審議会等の情報公開につきましては、平成22年3月に各委員会、審議会等会議録のホームページ公開基準を定め、各課に対して運用するよう強く指導を行いました。

原則的な基準といたしまして、掲載項目では、1つ、委員会等の目的、この委員会等は何のために設置され、何を行う委員会なのか。2つ、開催日時、3つ、出席委員及び説明員名、4つ、議件名、5つ、内容及び質疑応答、6つ目、次回開催予定とし、添付資料では、1つ、委員名簿、2、提出資料、3、会議風景の写真といたしておるわけでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、いまだ情報公開に対する各課の認識が統一されていないように思われますので、今後は研修会等を開催をいたしましてその解消に努めるなど、情報公開に対する指導をさらに強化してまいりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 ありがとうございます。職員さんだけでなく、住民の方々にも楽しんでいただけるようお願いしておきます。

では、3番目でございます。

大きな3番目、70歳以上でひとり暮らし、車を持たない高齢者にタクシーチケットを一律配布している福祉タクシー利用料金助成事業のうちの老人福祉タクシー利用料金援護金を見直すように求めたいと思っております。

70歳以上でひとり暮らしというのは、高齢者でも元気な方が多い時代には少し合わないようになっているのではないかと。そもそも28年前にこの制度ができた当初の大きな目的は、ひとり暮らしで車を持たない方の外出の機会をふやし、孤立を防ぐというものでした。

けれど寿命が延び、元気な高齢者がふえました。28年前、この制度ができたとき平均寿

命は男性74歳、女性79歳でしたが、現在、男性は79.59歳、女性86.44歳と大きく延びたことは皆様ご存じのとおりでございます。

生活の質も、それぞれが趣味や地域の活動などに生きがいを見つけて随分変わってまいりました。町でも、いきいきサロンを開いたりコミュニティバスを走らせたりして別の側面からの支援をしていけるようになりました。これからは、この支援の方向で力を入れていくべきではないでしょうか。

70歳を過ぎてもし重度の障害があるようになったら、同事業の福祉タクシー利用援護制度というほうが利用できます。介護が必要になったら介護保険制度でサービスが受けられます。また、軽度の障害などの場合にはボランティアによる移送サービスもあります。社協でやっております。既に自立が難しくなっている方は、もうそれらの制度のどれかを使っているらっしゃると思われまいます。まだまだ元気な方にはコミュニティバスを利用させていただくように回数券を送るなどしていくのが町としてのこれからの方向ではないかと思うのです。

コミュニティバスが走るようになったのに、このタクシー券の配布制度は平成19年には170万円だった予算が21年には250万円に増額になりました。こういう方向ではなく、もう一度申しますが、いきいきサロンとかそういった方向に使って、高齢者の支援を進めて地域での孤立を防ぐ防波堤になるようにしていただければと思います。きめ細かな支援を進める第一歩として、30年来見直しがないこの制度を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

同じ事業の中でも重度の心身障害者に対する助成制度は引き続き実施していただきたいと思っておりますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 水口裕子議

員ご質問の福祉タクシー利用助成の一部見直しを、健康なひとり暮らしの方にはコミュニティバスの利用促進を検討できないかについてお答えいたします。

福祉タクシーの利用助成制度は、あくまでひとり暮らしの高齢者に対しての支援策と考えており、今年度におきましても現在183名の方に利用助成券を交付しております。そのうち、70歳以上80歳未満の方が78名と約半数を占めているのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり70歳を超えても元気な高齢者の方もたくさんおいでになりますが、体力的な面とは別に、ひとり暮らしという孤独感や不安感などの精神的負担も相当なものであると考えております。福祉タクシーの利用助成を行うことで精神的負担を容易に払拭できるとは考えておりませんが、高齢者の社会参加の促進と移動支援策として現在の対象年齢の引き上げ等を行わず、現行制度を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、健康なひとり暮らしの方にはコミュニティバスの利用助成を検討できないかというご質問でございますが、コミュニティバスの利用促進の観点からは大変有意義であると認識しております。しかしながら、対象者の中には町外の病院等への通院に利用されている方や自宅などがバス停まで遠い方、さらには冬期の天候等によりどうしてもタクシーを利用しなければならない方もおいでになると思いますので、今後利用実態等も調査し、タクシーとコミュニティバスのどちらかを選択できる仕組みについても検討してまいりたいと考えております。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 もう時間がないので。

きめ細かな支援をしていただいている、特に福祉の点ではそれが大切だと思いますので、よろしく願います。

これが30年来見直しがなかったように、他

の制度もずっとできてから見直しがなっていないのがたくさんあると思うんです。ぜひともこの際見直しをかけていただくようお願いして、4番目に移りたいと思います。

完全米飯給食について、またお伺いします。

昨年と一昨年とお尋ねしたときは、副食の多様性を守るにはパン食が必要だということと小麦の高騰が落ちついたということを理由に現状維持だということになりました。でもどうしても納得がいかないの、新潟県三条市での完全米飯取り組みの結果をご紹介したいと思います。

給食の残量が減少した。特に御飯の食べ残しが減り、不足気味であった糖質エネルギー比率が上がりバランスが良好となった。米を主食とした和食献立で理想的な栄養価となり、地元の新鮮で安全な農作物を活用しやすくなり、地産地消の推進になった。学校給食は——特にここを私はああと思って読んでいたんですけれども——一年間に187回、食事回数に占める割合はわずか17%。大変貴重な時間です。この貴重な食べることを学ぶ給食には——食育ですね——食育の場である給食には中途半端はやめて、子供たちにとって一番いい食事を提供したいと考えているというものでした。

食の多様化には洋風献立とパンが絶対必要だという内灘町の現場の方に直接どう考えるかお聞きしたいところですが、しかし今回はそこでやっても押し問答になりますので、安全という点から話を進めたいと思います。

米が地元の内灘産に変わりました。地産地消、安全・安心のものに変わって2年ほどになりますが、野菜などもできるだけ地産地消のものをという方向で努力されていると聞いております。

ところが小麦だけは、どこでどんなふうにつくられたか全くわからず、海外から収穫後また長い船旅に耐えるように農薬まみれにして、ポストハーベストと申しますが、このようにして海外から運ばれてくるのです。国産

小麦に変えればどうかと聞きましたら、それはとても無理だということでございました。

安全な地元の米に変えるべきではないでしょうか。いかがでしょうか、お伺いします。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長学校兼教育課長【長丸一平君】 私の方から、米飯給食についてお答えします。

国の食料自給率アップを図ることは町としてもとても重要であると認識しております。そして、安全な地元の食材を地元で消費することはだれもが望むところであります。

給食費の単価であります。学校給食法第11条には経費の負担がうたわれており、その内容は、学校給食の食材等に係る費用は保護者の負担であると明記されております。つまり、保護者からの給食費は給食の材料費としてご負担いただいております。

この給食単価につきましては、平成11年から12年間、現在まで小学生1人260円、中学生305円をいただいた中で給食の主食とおかずの献立を決定しております。そういったことから、主食をパンから御飯に変更する場合はどうしてもその単価、価格差が発生いたします。具体的に申しますと、平成21年度の平均価格でパン食1食44.63円、御飯食では60円84銭であります。16円21銭の価格差がどうしてもあります。これを1食当たりの単価で計算しますと、現在御飯食3回、パン食2回のところですが、御飯食を1回ふやしますと約5円、2回ふやすと約10円値上がりし、小学生では270円、中学生では315円を負担いただく完全米飯給食は可能かと思えます。

しかしながら、昨今の景気の低迷期に保護者に負担を課すのはいかがなものかなと考えております。

県学校給食会の二等米、石川産こしひかりと内灘産一等米こしひかりの差額30万円の負担につきましては、現在、農業振興の観点か

ら町の一般財源で補てんしているところあります。

そうした農業振興的な観点からではなく、単に米飯給食の回数をふやすことにより生じる差額につきましては、一般財源で補うことは先ほどの給食費の経費負担の原則から考えると難しいと考えます。

とはいえ、文部科学省からも食料自給率のアップの観点から米飯を出す目標回数について3回以上と通知を受けていることから、安全・安心な食材への理解や農業振興の視点も踏まえた給食のあり方について、今後、保護者や子供たちを含め調査を行いまして、その上で町の方向性を見出していきたいと考えております。ご理解願います。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 先ほど例に挙げました三条市の言葉を、食育を一生懸命やっただけでなければならないということから言えば、なぜ米に変えるかを児童とか生徒が学ぶこと、そのことが真の食育だと思うんです。米になぜ変えるのか。そういったことをまた考えていただきたいと思えます。

それから、法律のことを言われましたけれども、町が負担してはいけないと言っているわけではないですよ。どうでしょうか。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長学校兼教育課長【長丸一平君】 今ほどの学校給食法第11条の経費の負担につきましては、これは法律であり、先ほど申しましたように米の差額については町の農業振興という負担であると思えますけれども、食材費全般の差額についてはあくまで保護者負担ということかと思えます。

○議長【北川進君】 水口裕子議員。

○10番【水口裕子君】 では、もう時間もありませんので、最後のひとり親家庭への支援について移りたいと思えます。

町は子ども手当の実現に伴い、行財政改革の未実施分として、ひとり親家庭への支援を見直そうという方向を示しています。ひとり親家庭などへの医療費給付とひとり親家庭の児童への奨学金支給等を縮小することで町の財源で1,500万近くの削減効果があるとしています。しかし最近の社会情勢を見聞きするにつけ、ひとり親家庭の貧困とか格差とかそういうものを見逃してしまうわけにはいかないと思うのです。

今までひた隠しにされ表に出てこなかった貧困率というものが発表されるようになり、日本の若い世代の貧困、特にひとり親家庭の貧困率は世界で最悪だということがわかりました。今までは貧困があるということは政治の失敗であって、国にとってそういうものが存在してはならないというふうに考えられていたと思われまます。最低生活費以下で暮らす人がたくさんいるということは、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に違反している状態であり、政府が貧困の実態を認めればその状態を改善すべきだという責任が発生します。政府は国の失敗を認めず、責任を回避したい。そのために経済協力開発機構（OECD）からの求めに応じず、貧困を隠してきました。

この貧困率が昨年10月、長妻昭厚生労働大臣がOECDが採用している相対的貧困率方式での計算を事務方に指示し、当時の福島瑞穂少子化対策・男女共同参画担当大臣のもとで厚労省大臣からの報告として記者会見で明らかにされました。

貧困率とは、国民所得の中央値の半額を下回る所得しか持たない者の割合を示したものです。あの格差社会と言われるアメリカでさえ貧困率は45%なのに、日本のシングル家庭は、シングルマザー、シングルファーザーの貧困率は55%に達しています。こんな大きな差に目をつぶって、子ども手当ができたから、そうですかと簡単に言うことはできません。

先月、女性のひとり親家庭で育児放棄されたいけな2人の子供が亡くなった、余りにも無惨な事件がありました。母親に対するネガティブな情報があふれましたけれども、子供の父親については一切聞くことがありませんでした。離婚後、父親は子供へどういう対応をしていたのでしょうか。

このような状況におきまして、子供のひとり親支援をやめないでいただきたいということを申し上げたいと思います。

また、あす、清水議員も同じ一般質問を出していると思います。

しかし、子供の父親については一切聞くことがなかった。子供を引き取った母親がいまだに女性に厳しい社会環境の中で疲れ果てています。このような状況の中で、ひとり親家庭への支援を、子育てナンバーワンということを先ほどから町長も盛んにおっしゃっていましたが、そのような町の姿勢の中で、このひとり親家庭への政策をやめるべきでないということを申し上げたいと思いますが、いかがお考えでしょうか、お返事を願います。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 水口裕子議員ご質問のひとり親支援の見直しについてお答えいたします。

ひとり親家庭と児童奨学金支給事業につきましては内灘町独自の制度で、またひとり親家庭等医療費助成事業につきましては県の上乗せ事業で、いずれも当町が掲げる子育て支援施策の一つとして実施しております。

議員もご承知のとおり、当該事業は町行財政改革の集中プランの中で見直しすることになっており、現在、文教福祉常任委員会で問題提起をさせていただいております。国、県では、ひとり親家庭に対する自立を支援するために児童扶養手当の支給、母子福祉資金の貸し付け、母子自立支援給付事業などさまざ

まな支援を掲げており、ことし8月からは父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになっております。

このようなことから、今後、国の子育て支援施策の動向を見きわめ、ひとり親家庭の生活の安定と向上、そして子供たちの健全育成にどのように生かされるのか、また、どのような支援が今後必要かなどを含め、文教福祉常任委員会で議論を重ねていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○10番【水口裕子君】 ありがとうございます。失礼しました。

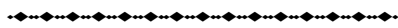


○休 憩

○議長【北川進君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は15時ちょうどいたします。

午後2時40分休憩



午後3時00分再開

○再 開

○議長【北川進君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番、藤井良信議員。

〔4番 藤井良信君 登壇〕

○4番【藤井良信君】 議席4番、公明党、藤井良信。

本日、長時間にわたりまして、傍聴の皆様方にはまことにありがとうございます。

私からは、通告に従い一括の質問とします。

最初の質問は、前回6月議会におきましての若者危機からの脱却を続けまして、若者施策パート2としてお伺いをしたいと思います。

まず、この7月、内閣府から「若者の意識に関する調査報告書」が公表されております。その実態調査の趣旨としては、ひきこもりに該当する子供、若者が今どのような支援を必要としているか。また、そのことを十分把握することで地域のネットワーク形成を促進す

る基礎資料とすることが目的とされております。

現在、全国でひきこもり推計数は70万人いるとされ、そのひきこもりの定義としては、仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて引きこもっている状態であるとしております。

ここで、今回のこの調査における企画分析委員からの専門的な立場から見た分析コメントを一部紹介をしたいと思います。

まず、その着目すべきこととして、ひきこもりは精神医学概念ではないとして、精神疾患の診断書は用いることはできない。そして、これまでは不登校が遷延化して、その延長上やがてひきこもりになると考えられてきており、また医療の世界でもひきこもりを発達障害や障害者分類に照らして認識しようとしてきたが、そのどちらも釈然とせず、極めて心理的な要因が介在してくるとの報告があります。

殊に現代社会は、人間関係を重視し、スムーズにそれが実践できないことを異常なこととしてみなしてしまう。このことは精神保健という観点からは、大多数の範疇に属さないものを異常とみなすことは現に戒めなければならないと言及をしております。

また、人間関係の軸となるコミュニケーションにしても同じようなことが言え、他者を説得できるコミュニケーション能力をはぐくむことが当然視され、結果的にディベートをなし得る人間にならなければならないような雰囲気生まれてきている。そして、人間関係をうまく構築することができなかつたり、きちんと意思表示できないことは欠陥商品のごとく放逐されかねない社会環境が進行してきていることに懸念を示しております。

また、ひきこもり親和群が示す調査結果からは、子供は早くから自立することを求められ過ぎており、家庭での親のしつけが子供の成長を急ぐ余り子供の心の成長がついていけ

ず、その反動から学校社会では対教師や友人とのかわりに問題が生じやすいなどの推測がされています。

子供の体の成長速度に合わせてゆったりとしたスピードで子供の心の成長もあるような気がします、ここで伺います。この内閣府政策統括官から公表された「若者の意識に関する調査報告書」、既にお手元に届いていると思いますが、地域ネットワークの形成を促進する基礎資料としてどのように読み、お感じになりましたか。学校教育からの視点もあわせて、町の認識と評価をお示してください。

次に、若者の社会参画との観点から、子ども・若者ビジョンについて伺います。

これまで日本の若者政策は青少年の健全育成やスポーツ、文化活動に重点が置かれており、若者の社会参画や自立、そしてエンプロイアビリティ、つまり雇用され得る能力などの確保という点では不十分であると言われております。特に若者政策では、参画の視点が弱いとのことから、本年7月に公表された子ども・若者ビジョンでは、シチズンシップ教育の推進や子供、若者の意見表明機会の確保などが盛り込まれています。概して子供が育っていくさまざまな局面においては、民主主義を体感する仕組みをつくっていくことで若者の参画意識を高めていく必要があると求められていることが感じられます。

ここで伺います。このシチズンシップ教育の推進とはどのような教育方針であると認識をされますか、お聞かせください。

加えて、町でのこのシチズンシップ教育の推進ではどのような教育が行われるようになると考えられますか。施策の方針や具体的な取り組みへの課題などお示してください。

また、世代間格差が拡大し、若者を取り巻く状況が厳しさを増してくる中、若者の声を社会的意思決定過程に反映させ、持続可能な社会をつくっていくことが急務であるとのこ

とから、子供、若者の意見表明機会の確保でございそうですが、町ではどのような環境づくりや施策の展開をしようと考えていますか、お聞かせください。

総じて、ことしの7月23日、子ども・若者育成支援本部より公表されました子ども・若者ビジョンにおきましては、町はどのような見解と認識を持たれたのでしょうか。また、町の施策として子ども・若者ビジョン取り組みへの計画など、お考えはどうでしょうか、お示してください。

次に、学び合いの教育実践におきましての取り組みからお伺いをします。

まず、最近の情報誌から特集「未来を育てるために」と題して、上越教育大学教職大学院教授の西川純さんの寄稿文から紹介します。

今、全国で実践されている新しい授業風景として、学び合いの教育があります。徹頭徹尾学術に裏打ちされたその授業の様子はどのようなものか。それは最初に教師が「きょうは何ページから何ページの問題を全員が解けるようになる」と黒板に書き、「さあ、皆さんどうぞ」で授業が始まります。子供たちは一斉に立ち上がり、自由にグループをつくり問題を解きます。それ以降、教師は教室全体を見ながらにこにこしている。そして授業の終了数分前に子供たちを自席へ戻らせ、教師はここで自分の問題もできて皆さんもできるために全力を尽くしましたかと問いかけ、授業は終わります。つまり細かいことは一切教えず、まとめもしません。

この学び合いの教育の根幹は、学校は多様な人と折り合いをつけて、みずからの課題を達成する経験を通してその有効性を実感し、より多くの人が自分の同僚であることを学ぶ場であるとの考え方です。そして、初対面な人、疎遠な人、気の合わない人を含む一人残らずみんなと折り合いをつける。折り合いをつけるとは、仲がよくななくてもいいということ。嫌なやつだと思ってもいい。折り合いを

つけて、その人を見捨てないことを徹底しています。さらに、みんなと折り合いをつけることは、実はみずからにとってもメリットがあることを学ぶところが学校だと考えております。

そして、学校で学ぶ目的としては、教育基本法第1章第1条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」。

つまり、ここで教育の目的は、人格の形成を目指して学ぶものであると言われております。しかし、学校教育のほとんどを占めている教科学習と人格の完成を結びつけることは困難であるとも言われます。

そういった中で、十数年の研究と実践の積み上げの結果、今まで延々と教師がしていた教えるということのほとんど不要であることが、この学び合いの教育実践から示唆されています。

そして西川教授は、人格とは人とかかわる能力ととらえており、その人格は学び合いの学校教育の中で磨かれ培われるべきであると言われております。そして、学校教育の目的をそのように考えるならば、学び合いの実践の場は学校教育の教科学習、つまり国語や社会などの勉強時間で行うべきであり、子供たちが折り合いをつけることを学ぶべき対象は教師ではなくクラスメイトであり、同じ学校の子供たちであるとも言われます。

ここで伺います。学び合いは協働の実践であります。子供たちみずから自分で課題を解決する力が育つと言われるこの学び合いの教育での町の認識はいかがでしょうか。また、学校現場においては学び合いの実践をここでは特に望むところですが、取り組みに向けてのお考えはどうでしょうか、お示してください。

次に、学校教育においてはこの時期、来年

度の経営ビジョンが校長から提示され、互いによりよい教育を目指して教職員と議論が進められていくことと思います。これからの時代の方向性と教育が本来あるべき姿を求めて新しい視点で更新していく姿勢が望まれているところです。また、学校規則などの決め事におきましても、一人の子供が学校全体の一人ではなく、その子供一人が全体であるとの視点から十分協議され、進められていくことが求められております。

また、教育における協働の概念として、行政主体の観点からは公助は自助を助け、助けられた自助は共助をより高めるとの認識をしているところですが、ここで言うところの自助では教育であり人間力であります。

そのようなことから、町長、教育長、校長の間での協力やあらゆるレベルからの協働関係でのリーダーシップが変革へのかぎであります。ここは平成23年度の学校経営ビジョンにおきましては、日々あるべき方向に向けて更新をしていくものであるとの観点から、どのような教育方針と課題をお考えでしょうか、ここでお願いします。

また、このほど内灘町大根布小学校が総務省フューチャースクール推進事業のモデル校として全国公立小学校10校のうちの1校に選ばれたことが報告されました。これまでの町のスクール・ニューディール施策や環境教育に対する町の取り組みが高く評価されたものと思います。

そして、このフューチャースクール推進事業では、デジタル教科書を一元的に提供して学び合う協働教育実現のためICT機器を活用して技術的条件や効果などを検証することです。

ここは子供たちの学力や人間力も高めることができるかなどのテーマも期待するところですが、推進事業の検証を受け入れる側としての教育的効果などにおいては、主体的に目標を立てての対応が望まれます。この点から

の取り組みの課題などありましたらお示しく
ださい。

次に、内灘町教育憲章の制定を要望します。

まず、内灘に「生きる人の心美し」とは井
上靖の名言であります。また砂丘に生きる町、
内灘には、平和への母の祈りがあります。そ
して、今ほどの大根布小学校、学校の創立は
明治6年。そこには138年の重さがあります。

そしてまた、先人の大自然に立ち向かう海
の民たちの波濤への挑戦は内灘の誇り高き永
遠の魂の歴史であると、多くの内灘町民は感
じております。そういった内灘の誇りをこれ
からの子供たちや若者たちが受け継ぎ、広く
社会へ羽ばたいていったとき、どこにあって
も内灘の誇りをその地の多くの人たちに自信
を持って語っていけるよう、ここは内灘町教
育憲章が2012年の町制施行50周年に向けて制
定されますことを望むところですが、町長
のお考えはどうでしょうか、ご披露ください。

最後になりますが、関連しまして、今ほど
からの町制施行50周年記念事業の事業計画は
どのように考えているのでしょうか。あわせま
して、記念事業の準備委員会が早期に設置さ
れることを望みますが、町ではどのように予
定をしているのでしょうか、お示しく下さい。

私の質問は以上です。執行部の皆様には、
どうぞ的確な答弁をよろしくお願ひします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の一般質
問にお答えいたします。

私からは、町制50周年記念事業の計画、さ
らに内灘町教育憲章の制定についてというご
質問にお答えしたいと思います。

町制施行50周年は、内灘町にとって大変大
きな節目であります。この節目を迎えるに当
たりまして、町では50周年にかかわるいろ
んな取り組みをこれから計画するものであり
ます。そのためには、町制施行以来の50年間
にわたって本町の先達が心血を注いで求めて

きた住みよい内灘町づくりのための歴史を振
り返り、その評価と検証の上に立ってこれか
らの50年間を展望しなければならないと考え
ているわけでございます。その上で、暮らし
やすさナンバーワンのまちづくりを今私たち
の世代が未来の世代に対する責任をしっかりと
自覚をして、厳粛な第一歩を歩み始めなけ
ればならないと思っているわけでございます。

今回の町制を施行して半世紀の50周年を迎
える際にも特別な記念事業を開催したいと考
えており、現在、既に町制施行50周年に向け
て協働のまちづくりをより一層推進するた
めのまちづくり基本条例の制定を目指して
おります。また、町の風景等を記録番組とし
て映像化することも計画をしているわけで
ございます。

さらに、これら事業に加え記念式典や記念
イベントを初め、各種事業における協賛な
ども検討してまいりたいと考えており、今後
その具体的な企画立案に取り組んでまい
る所存でございます。

議員ご提案の内灘町教育憲章の制定につ
いてでございますが、教育は未来に対する投
資であります。将来にわたって持続される
べき立派な内灘町づくりにとって、次代を担
う子供たちが創造性にあふれ、感性豊かな
人間となるための教育の充実は現在及び
将来の内灘町民にとって最重要な課題であ
ると言っても過言ではないと考えている
わけでございます。

そんな教育の町、内灘を内外にアピール
をし、他の町や市から内灘町は質の高い
教育がなされる住みよい町だということ
を発信する手段として、藤井議員の提
案する内灘町教育憲章の制定もその
一つだと考えるものでござ
います。

教育憲章は、まだ全国的にも例が少
ないわけでございまして、今後調査研
究を進めながら前向きに検討して
いきたいと思っておりますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長【北川進君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 藤井議員のご質問のうち、私のほうからは7点のお尋ねについてお答えをいたします。

まずご質問の第1点目の内閣府から本年7月下旬に発表のあった「若者の意識に関する調査報告書」について、学校教育の観点からの認識と評価についてのお尋ねでございますが、この報告書は全国の15歳から39歳までの5,000人を対象に調査を行い、有効回収率から全国の推計数値を算出したものであり、約70万人のひきこもりがいると推計されております。このように我が国の将来を担う多くの若者が学校に行かない、仕事にも行かないというそんな社会は、我が国の将来を考えるとまことに憂慮すべきものであると考えております。

この報告書のアンケート結果を見ますと、学校への不登校がそのまま延長し、やがてひきこもりになる場合や、何らかの精神疾患や障害を抱えた人たちが症状の一つとして引きこもるといふそういう状況を呈している若者が一定程度存在はしておりますが、そのどちらにも該当しないひきこもりのほうがはるかに多いというものでございます。

原因が明確に把握できないこうした今日的なひきこもり現象の増加に関しましては、その対処法がなかなか見えてこない現状でございます。幼少時の時期から時間をかけてはぐくまれるべき対人関係能力の不足、つまりコミュニケーション能力の不足が人間関係の希薄化をもたらしたのが原因の一つのようにも思われます。

現在言えますことは、児童生徒にコミュニケーション能力を十分に身につけさせ社会に送り出す、そんな仕組みがしっかりと構築されていく必要があるということでございます。それは学校教育の場だけではなく、例えば我が町では地区公民館単位のようなそういった

子ども会の行事の場であるとか、さまざまなそういった地域の活動機会もとらえて行わねばならないことだと考えております。

それから、2点目のシチズンシップ教育の推進とはどのような教育方針であると認識しているか。また、その施策の方針等を示せとのお尋ねにお答えいたします。

シチズンシップ教育は、直訳すると市民性になります。要するところ市民社会において自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に寄与するために社会とかわり合いを持つこと。つまり、市民社会でいかに振る舞うかといった概念へと広がっているようでございます。したがって、シチズンシップ教育とは、目まぐるしく変化する現代社会において、子供たちが将来よき社会の一員として十分な役割を果たせるような、そんな健全な市民としての能力をはぐくむ、そのような教育だと認識いたしております。

続いて、シチズンシップ教育の推進ではどのような教育がとのお尋ねです。

ご承知のように現在の我が国の教育は、教育基本法第1条の中にもうたわれておりますように、「教育は、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ」というところでございますので、現在の小中学校においてはシチズンシップ教育を包括するような学習が実施されております。

例えば代表的な例といたしましては、中学校の公民分野に代表されるような社会科では、目的に「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」という一文が掲げられておきまして、この目標の実現のために教育が実施されております。また、道徳や児童会、生徒会活動、ボランティア活動、そういったものを扱った総合的な学習の時間におきましても、いわゆるシチズンシップ教育が実践されているところでございます。

とはいえ、今日社会的な課題となりつつあるひきこもりやニートと言われる若者たちが多発している現象への対策としては、もう一步踏み込んだ内容の市民性をはぐくむ教育の実施が求められているのだと思います。

就業意識の低下、社会的無力感や政治的無関心は深刻な問題とされ、将来を担う世代に社会的責任、法の遵守、地域やより広い社会とかかわることを教えなければ民主主義社会の未来はないと、そのような危機感が広がっているのも事実でございます。

今後、各学校では、進路指導の拡充、職場体験、ボランティア体験、租税教育などに力を入れていく必要があると、そのように考えております。

それから、3点目の子供、若者の意見表明機会の確保について町の施策を示せとのお尋ねにお答えいたします。

現在、町では子ども権利条例の制定に向け審議会での検討を重ねており、その条例の根幹には憲法と子どもの権利条約を置いております。中でも子どもの権利条約におきましては、大きく分けて4つの子供の権利を守ることを定めております。1つは生きる権利、2つ目は育つ権利、3つ目は守られる権利、そして4つ目は参加する権利であります。

この4つ目と申しあげました参加する権利とは、子供が自由に意見を表明したり集まってグループをつくったりすることができるということであります。したがって、現在審議会にて策定に向けた作業を進めている本町の子ども権利条例の中で子供、若者の意見表明機会の確保を図りたいと、そのように考えております。

なお、審議会におけるこのような審議におきましては、条例案の策定ばかりではなく、行動計画の策定、計画に基づく具体的施策や課題を明確にしていくことにしたいとも考えております。子供、若者の意見表明機会の確保につきましては、その中でさらに具体化さ

せていきたいと、そのように考えております。

次に、4点目の子ども・若者ビジョンについて町の見解と認識はとのお尋ねについてお答えをいたします。

まず子供、若者を取り巻く環境が大きく変化しておりまして、これまでの対応策の抜本的な見直しが求められているということでございます。その上で、そうした環境の変化によって孤立化し、居場所を喪失するなど困難に陥っている子供、若者への対応が社会として必要になっているということでございます。しかも、そうした子供、若者をめぐる諸問題は大人社会の反映であることから、大人社会そのものの改善や大人自身の責任の自覚も必要であるということでございます。

少子化、子供の自立のおくれ、あるいはひきこもりやニート等といった子供、若者にかかわって現在の社会が抱えている諸問題は多岐にわたり、また多様なものとなっております。しかもそれらの諸問題は、放置すれば将来の我が国社会のありようをも左右する重大なものでございます。緊急な対応が求められている課題であると、そのような認識をいたしております。

ともあれ、子ども・若者ビジョンが指摘する諸問題につきましては、都道府県や市町村はもちろん、国策として国家的な見地から体系的に取り組む必要があると、そのようにも認識いたしております。

次に、5点目の子ども・若者ビジョンについて町での施策や取り組み計画などについての考えはどうかとのお尋ねでございます。

このビジョンは本年7月23日に国において決定されたものであり、そこでは施策の基本的な方向性や今後の施策の推進体制が明らかにされたわけでございます。したがって、この子ども・若者ビジョンに係る町についての具体的な取り組みの計画につきましては、今後、国、県における計画や施策との連携のもとに進めたいと、そのように考えておりま

す。

次に、6点目の学び合い教育について、町の認識、取り組みについてお答えをいたします。

議員ご提案の学び合いの教育には、おっしゃるとおり児童生徒にとって大変すばらしい教育的効果があると考えております。課題を達成するために全員が教え合って自己を高めていく。わからない子供はどこがわからないか聞きやすく、わかる子も周りの子に教えることで自分の理解をより確固たるものにしていく。真に学ぶ者の自主性や自発性が大切にした教育だと、そのように考えております。

特に子供たちが折り合いをつけて学んでいくという姿は、子供同士のかかわりが薄くなってきている昨今の学校生活にはぜひ必要な姿であると、そのように考えております。

ただ、上越教育大学の西川教授など子どもに学ぶ教師の会のそのメンバーの人たちが主張する学び合いの授業につきましても、すべてのクラスにおいて一朝一夕に成立するかというそれは大変難しいのではないかと、そのように考えております。

まず第1に、すぐれた指導者たるすぐれた教師が必要であるということ。すべての教師にそのすぐれた指導力を求めることはかなり難しいことであると思います。また、クラス内での課題を確実に解決し、全員をゴールに導くすぐれたリーダー役を果たす子供の育成もすべてのクラスで育成することも、これもまた大変難しいことではないかと、そのように考えます。

上越教育大学の西川教授らが唱える学び合いの授業そのものではありませんけれども、本町の各学校でも教師が一方向的に知識を教え込むというのではなく、今まで習得した学力を生かして子供たちが意見を出し合い、それによって課題解決に立ち向かっていく、教師はそれを支援していくという、いわゆる学び合いの教育と相通ずる授業形態が多くの教室

で行われております。

いずれにしても、上越教育大学の西川教授や信州大学の三崎准教授たちが提唱し推進している学び合い教育につきましても、今の時代の子供たちに最も求められているコミュニケーション能力の育成と深くかかわっているように思えますので、さらに詳しくその内容の調査を行いたいと、そのように考えております。

ともあれ、内灘の子供たちが豊かなコミュニケーション能力を駆使した中で学び合うような、そんな質の高い教育を目指して研究を重ね、また学校教育を指導していきたいと、かように考えております。

次は、7点目でございます。平成23年度の学校教育ビジョンについて、どのような教育方針と課題を考えているかとお尋ねでございます。

学校では、学校長が毎年、年度初めに職員を初め保護者や地域に対してそれぞれの学校をどう経営していくかを学校管理運営計画で示してその1年をスタートさせております。その内容は学習指導や生活面など多岐にわたるものであり、しかもそれを年度途中で評価を重ね、その都度学校経営ビジョンに照らして必要があれば実施内容の見直しを図り、日々の教育活動に生かしている、そういうことを行っております。そして、藤井議員おっしゃるとおり町と各学校で共通の認識のもと、内灘町の子供を一人一人大切に育てる、そういったことに励んでまいっております。

さて、内灘町の学校教育方針につきましても、議員のご指摘のとおり、あるべき姿を模索しながら毎年更新を行っております。例えば平成22年度におきましても、今日的課題として、より質の高い教育を目指して持続可能な発展を目指した環境教育の推進というものを含めてまいりました。平成23年度の学校経営ビジョンにつきましても、今後とも町としてリーダーシップを発揮しつつも校長や地域

の意見も大切にしながら、時代の要請にこたえ得るものにしてまいりたいと、そのように考えております。

私のほうからは以上です。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長学校兼教育課長【長丸一平君】 私のほうからは、フューチャースクールの推進事業の検証を受ける側としての教育効果や取り組み課題についてのご質問にお答えします。

内灘町が全国で10校しか実施されない最先端のICT推進事業に選ばれたことは、これまでのICT化の取り組みが認められたことによると喜んでおります。

フューチャースクール、その名のとおり未来の学校のありようについて検証、実験を行うことであり、まだ日本じゅうどこの学校でも実施されていない最先端の技術を用いた取り組みであります。そして、使用されるICT機器が最新ということだけではなく、それらを用いた今まで実施されてなかった授業形態も試みられます。先ほど議員がおっしゃった協働的な学習もその一つでございます。

授業でのICT化の教育効果につきましては、実証実験の推移を見ながら評価してまいりたいと思います。

また、せっかくモデル事業で実証研究をすることとなったので、町としてもこれを機会にさらなる学校現場でのICT活用が町内すべての学校で実施できないか、今後、関係機関の国庫補助金のあり方や今回の検証を踏まえ、対象学年の整理を行い検討してまいりたいと思います。

今回実証研究の取り組みの課題としては、準備期間の短さからどれだけ児童や教職員がスキルを身につけることができたか、また最新の機器に振り回され本来の学習ができなかったりすることがないよう十分に気をつけて見守ってまいりたいと思います。

○議長【北川進君】 4番、藤井良信議員。

以上で答弁が終わりましたが、何かありますか。

○4番【藤井良信君】 適切な答弁ありがとうございます。

学び合いの教育実践ということからお伺いをいたします。

今ほど述べましたようなこういった学び合いの授業の風景というのは、全国で毎日実践されているようであります。実際に視察に行かれた方の意見なんかを聞きますと、「あれが本当の子供の姿ですよ」とか、また「自然な子供の姿を見せていただきました」というような、そういった感想も聞いているところでございます。

そこで、今ほど一つの学び合い教育の評価というのは教育長からいただきましたけれども、また勉強ということもありますから、一度教育関係者の方々でそういった授業を実際に見てごらんになるという参観というか視察参観の予定というのはどんなものでしょうか、ちょっとお答えください。

○議長【北川進君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 藤井議員の再質問にお答えいたします。

今ほども答弁いたしましたように、学び合いの教育というのは子供たちのコミュニケーション能力を引き出す、あるいははぐくむ極めて有効な内容を含んでいると、そのように感じております。したがって、我が町の教育委員会におきましても指導管理課長とかそういった形で教育の内容の専門職がおりますので、そういった職員をして調査研究に当たらせたい、そのように考えております。

○議長【北川進君】 藤井良信議員、よろしいですか。

○4番【藤井良信君】 今は視察はどうかという質問をしたつもりなんですが、できないのならできないとはっきり言っていた

ければと思うわけでございます。

学び合いの教育という観点でございますが、再度お伺いします。子供たちが自由に伸び伸びと育っていくことは、だれもが願うところでありまして、また本来自由に伸び伸びと育つはずであります。少子・高齢化、これからの社会を担う子供たちの将来が暗く厳しいものにならないよう、学校生活での環境づくりでは今ほど言いましたように人間力を高めるという教育法がまた必要となってくるかと思っております。昨今、人間教育ということも言われております。利己主義から利他主義へと転換のための実践教育でございます。

ここはまたもう一度教育長にお伺いいたしますが、そういった中での教育の権威主義とか教条主義、また点数比較主義は構造的に時代とともに変えていかなければならないのではないかと思っておりますが、この点いかがお感じでしょうか、お伺いします。

○議長【北川進君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 藤井議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁の中で調査研究と申しましたのは、そういった授業を実際に見るとということも含んでのつもりでお答えいたしております。

この学び合いに関しましては、上越教育大学とか信州大学とかそういったところの先生方が子どもに学ぶ教師の会というような組織をつくりまして、盛んにそのセミナーであるとかそういった実践教育の場を見せるとかというようなことをやっておりますので、そういったものを実際に研究してもらいたいと、そのように考えております。

それから、今ほどのご質問の中で、確かに子供というのは本来すばらしい能力を持っておりまして、それを引き出し伸ばす、そして花を咲かせる、それが教育の使命であると、そのように考えております。そういった使命

を遂行するためには、議員がおっしゃるような教師の権威主義、教条主義あるいは点数比較主義といいますか、そういったものは全く必要がないものであると思っております。教師の権威は必要ですけれども、権威主義は必要がないものだと、そのように考えております。

教師というのは、一方的に学習課題を押しつけ、子供たちの多様な考えを認めないで、そして知識偏重に陥るといような、そういうようなことがないように教育の責任をしっかりと遂行していく、そのようにしたいと考えております。

○議長【北川進君】 藤井良信議員、それまだあるんですか。

○4番【藤井良信君】 時間あるでしょう。

今ほどの質問から再度お伺いします。

学校生活においては、従順で感化されやすい敏感な子供たちが教師の権威主義、教条主義、点数比較主義などに直面したときに、子供たちにとってはその一つ一つが十分評価し切れず、動物的生存本能としての危機感から利己主義へと変貌し、それがそのまま増長しながら若者意識へと人格の形成がされていく、そういったことが懸念されますが、この点はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長【北川進君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 藤井議員の再々質問にお答えします。

教条主義あるいは点数比較主義あるいは権威主義、そういったものが子供たちをゆがめていくというようなご指摘かなと思っておりますけれども、確かにそれはご指摘のとおりであると思っております。先ほども申し上げましたように、子供たちが持っている本来伸びようとするものというものは、しっかり伸ばさなければならぬ。

教師には2通りの力が必要だと私は思うんです。というのは、一つは、カウンセリングマインドという非常に子供たちの心をしっかり

りと聞いてあげる、そういう母性的なという
ようなそういう力と、もう一つは、リーガル
マインドといいますか父性的というか、悪い
ものは悪い、いいものはいいという善悪のけ
じめをしっかりしつける、教えるという。こ
の2つがしっかりとなかったら、私は教育と
いうものは成り立たないと、そんなふうに思
います。

そうした中で、リーガルマインドといいま
すか、厳格な善悪を教えるしつけの部分で、
そここのところで余にも教条主義的といいま
すか権威主義的なものを振り回すと、それこ
そ子供たちを単に委縮させるだけということ
で、その2つの教師の能力を過たずにしっか
りと発揮できるようなそういう教師を育てて
いかねばならないと、そのように考えており
ます。

○議長【北川進君】 藤井良信議員、どうぞ。

○4番【藤井良信君】 ありがとうございます。
学び合いの教育から再度お伺いします。

今ほどは教育基本法第1章第1条を引用さ
せていただきましたが、この第1条目的なん
ですね。「教育は、人格の完成を目指し」と
うわれております。

ここは再度教育にお伺いします。人格は無
窮に向上していくものであり、また向上し続
けられていくものであるとの観点から、ここ
で表記されているところの人格の完成はある
とお思いですか。また、あるとしたらどうい
った状態、形態をして完成目的としているの
か、この辺お伺いします。

○議長【北川進君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 教育基本法の第1
条の文言である「人格の完成」という、この
部分についてのご質問であると考えます。

この「人格の完成」という言葉は、昭和22
年に制定された旧教育基本法、それから平成
18年に制定された現在の教育基本法、いずれ
の教育基本法においてもこの人格の完成とい

うのが教育の目的なんだというふうに60年間
にわたって用いられてきている言葉でござい
ます。

この人格の完成ということでございますけ
れども、各個人が備えているあらゆる能力を
可能な限り、かつ調和的に発展させるという、
そういうことを人格の完成と言っているのだ
と私は理解しております。

無限に無窮に成長を遂げていくものに完成
はないという、そういうご質問だったように
思いますけれども、私の認識は、例えば野球
の選手がいたとして、すばらしい打者だとし
て、その方がフォームを完成した。彼のフォ
ームが完成された。だから大打者になったの
だということとやや似たものがあるかなと思
うんです。というのは、そういうふうになっ
たとしても、その人は打率10割打てるわけ
ではなく打率3割でも大打者になるわけで、し
かし彼は持っている能力を非常に調和的に伸
ばして、そのゆえに選手として大成された、
フォームが完成されたというような、そうい
う表現とこの教育基本法に言っている人格の
完成というものは似たものがあると。そうい
うような考え方でこの法律の言葉は使われて
いるものだと、そんな認識でおります。

以上です。

○議長【北川進君】 どうぞ、藤井良信議員。

○4番【藤井良信君】 今ほど答弁いただき
ました。松井秀樹、すばらしいバッターでご
ざいます。自分自身は完成したと思っていな
いと思うんですね。常にたゆまなく追求して
いるというふうに思うわけでございます。

今ほどの人格の完成ということでございま
すが、人格の完成には、あいまいということが
あってはいけません。いわゆるここが完成だ
という到達点、着地点というのは見当たらな
いのであります。

かつて「常識の非常識」という言葉が言わ
れたことがございました。根拠なき前提がい
つしか常識となって通用し、人々の思考がそ

れに拘束されてしまう。そして、社会通念に従って常識的に考え行動しているつもりが、結果的ににおいて非常識となってくる。同様に、教育における人格の完成への目的が権威主義となって拘束されてしまうことをここで懸念するものでございます。

心の世界に完成はないと思われま。目的到達点のない目的が目的として表現されているわけでございます。したがいまして、教育基本法第1条目的は「教育は、人格の完成を目指して」ではなく、「教育は、人格の向上を目指して」などの表現に書きかえられるべきであると思ひます。

そして、ここは地域主権の出番でありますので、ここは八十出町長にお伺いしたいと思ひます。教育基本法の目的と根本精神の改正に臨みましては、内灘町教育憲章の名において正しい姿でその精神が制定されますことを検討されることを願っておりますが、そういったことの取り組みへの考えをお聞かせください。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の再々々質問にお答えをしたいと思います。

本来なら教育問題は教育長ということですが、ご指名でございますのでお答えをしたいと思います。

藤井議員ご質問の趣旨は、教育基本法の第1条に書いてあります「人格の完成を目指し」という言葉を今ほどもおっしゃったように「人格の向上を目指して」という言葉に書きかえられるべきであると、こんなふうにおっしゃっているわけでございますが、そういう意味では町においてその教育目標の訂正の検討を求めるといふ、こういうお話でございました。

先ほどから教育長も申しているとおおり、教育基本法はその第1条において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び

社会の形成者として」と始まる冒頭部分を持っており、この文言は昭和22年に制定された旧教育基本法においても、また平成18年に制定されました現在の教育基本法におきましても1字として変えられることなく我が国の教育目標を示す、ある意味では不滅の言葉として60年以上にわたって用い続けられているわけでございます。

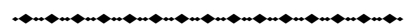
人格の完成を目指すということは、各個人が備えているあらゆる能力を可能な限り、かつ調和的に発展させることを目指すという、そのような意味であると法案審議の中で当時の文部科学大臣が答弁しておりますように、この人格の完成という言葉はさまざまな議論や審議の果てに、我が国の教育目標をあらわす最適な言葉として用いられたものと、こんなふうには思っているわけございまして、したがいまして私は、藤井議員がおっしゃるように「人格の完成を目指して」の表現を「人格の向上を目指して」というふうに書きかえられるべきものではないと、こんなふうには考えておるわけでありま。ので、ぜひぜひご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長【北川進君】 どうぞ。

○4番【藤井良信君】 これで終わりますけれども、私の考えといたしましては、書きかえられるべきであるというふうには私は思うわけでございます。

以上、私の質問を終わります。



○散 会

○議長【北川進君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日の本会議は午前10時から開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後3時57分散会

平成22年 9月10日（金曜日）

○出席議員（16名）

議 長	北 川	進 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	清 水	文 雄 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	水 口	裕 子 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	渡 辺	旺 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君			島 田	睦 郎 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君			山 田	吉 弘 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君			岩 上	涼 一 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君			田 中	徹 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君			重 原	正 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君			長 丸	信 也 君
都市整備部長	橋 本	稔 君			北 川	真 由 美 君
教育委員会教育次長 兼学校教育課長	長 丸	一 平 君			中 宮	憲 司 君
消 防 長	津 幡	博 君			井 上	慎 一 君
総務部担当部長 兼 税 務 課 長	北	雅 夫 君			長 田	学 君
都市整備部担当部長 兼 企 業 立 地 推 進 室 長	中 西	昭 夫 君			中 村	由 利 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君			井 上	豊 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

○議事日程（第3号）

平成22年9月10日 午前10時開議

日程第1

町政一般質問

9番 清 水 文 雄

3番 川 口 正 己

5番 恩 道 正 博

6番 北 川 悦 子

7番 夷 藤 満



午前10時00分開議

○開 議

○議長【北川進君】 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様におかれましては、早朝から本会議にお越しいただき、まことにありがとうございます。

本日は、町政に対する一般質問の2日目となります。傍聴の皆様には、携帯電話の電源をお切りいただき、議員が質問している際は静粛にさせていただき、立ち歩いたり退席しないようお願い申し上げます。また、入場の際にお願いいたしました傍聴アンケートにもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【北川進君】 本日の会議に説明のため出席している者は、7日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○決算特別委員会正副委員長互選

結果

○議長【北川進君】 次に、昨日9日に設置されました内灘町決算特別委員会から正副委員長の互選の結果が来ておりますので、ご報告いたします。

内灘町決算特別委員会委員長に南守雄議員、副委員長に北川悦子議員、以上のとおりであります。



○一般質問

○議長【北川進君】 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一問一答による質問形式と全問一括での質問形式のどちらでもよいこととしてありますので、質問に入る前に、どちらの質問方式で行うか表明してから質問をしてください。

質問は中央に用意した質問席で行い、再質問も含め1人30分以内とします。5分前に合図をいたします。また、1分前になりましたら議長から残り時間がない旨の案内をします。自席に戻ってからは質問できませんので、ご了解願います。

なお、関連質問につきましては、通告によ

る質問がすべて終わってから行いますので、
よろしくお願ひします。

それでは、通告順に発言を許します。

9番、清水文雄議員。

〔9番 清水文雄君 登壇〕

○9番【清水文雄君】 おはようございます。

一般質問2日目ということでございまして、
皆さん本当にご苦労さまでございます。

議会会派社民クラブの清水でございます。
一問一答方式に従いまして、通告に従いまして
質問をさせていただきます。

最初から2つ目の質問、非核宣言自治体協
議会の加盟とひとり親家庭への補助について
は昨日の水口議員と重なるわけでございます
けれども、私なりの視点で質問をさせていた
だきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず最初に、日本非核宣言自治体協議会へ
の加盟について質問をさせていただきます。

8月8日、NHKテレビはE TV特集「シ
リーズ安保とその時代 第2回“改定”への
道のり」で本土初の基地闘争と呼ばれた内灘
闘争を取り上げ、内灘町を全国に発信をいた
しました。この番組では、当時村民が賛成、
反対と村を二分をし、言葉では語れないそれ
ぞれの苦悩の中で結果的に試射場ではなく静
かな浜を選択して、それをかち取った町、
そして住民の姿を映し出していました。番組
は、漁業の場である浜を接收された住民が座
り込みを続け、最終的に返還にこぎ着けたこ
とを「反対闘争の勝利」というふうにあらわ
しております。

内灘のこの取り組みの影響を受け、全国各
地で反基地運動が展開をされたこと。そして
この結果、きのうも水口議員の中でホームペ
ージの紹介がされましたけれども、アメリカ
は本土の陸上兵力をすべて撤収する一方、統
治下にあった沖縄への基地一極集中を進めて
いったこともこの番組では伝えております。

私は、このことを見ても、内灘町は内灘闘
争をもとにして全国に平和を訴え、そして広

げることができる町であるというふうに確信
をしております。

既に一方では、毎年、この試射場であった
内灘海岸で展開されている、きのうも町長が
言われておりましたけれども、世界風の祭典
で20回記念大会から「平和への誓い 内灘宣
言」を宣言をし、毎年世界に「平和の町内灘」
を発信しているのです。同時に、私ども町議
会は核兵器廃絶平和都市制限を1992年
(平成4年)に行っておりまして、まさに内
灘町は平和の町であるということが言える
というふうに思います。

現在、この非核宣言を行う自治体というの
はふえ続けておりまして、全国では約1,600
自治体というふうになっております。この
中の266の自治体で日本非核宣言自治体協
議会を組織をしております。総会やあるいは
研修会のほか、さまざまな平和事業などを通
じて設立の趣旨、目的実現のために努力をさ
れているところでございます。

この非核自治体協議会というのは、設立の
趣旨というのが、ちょっと読ませてもらいま
すね。「核戦争による人類絶滅の危機から、
住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在
および将来の国民のために、世界恒久平和の
実現に寄与することが自治体に課せられた重
大な使命である。宣言自治体が互いに手を結
びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日
まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界
の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために
努力する」というのがこの非核宣言自治体協
議会の設立の趣旨であります。

平和を希求する内灘町に、このことはしつ
かりと当てはまるものであるというふうに私
は思うわけでございます。

分担金のほうも調べましたら、町の場合は
年2万円ということございまして、県内では
野々市町と志賀町が既にこの協議会に加盟
をされております。

平和の町でもある内灘町も日本非核宣言自

治体協議会に加盟をして、全国そして世界に「平和の町内灘」を住民が自信を持って発信をすべきであるというふうを考えておりますけれども、町としての考えをまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 清水議員の日本非核宣言自治体協議会への加盟ということにつきましてお答えをしたいと思います。

今ほど議員おっしゃいましたとおり、本町は過去に内灘闘争、内灘砂丘を舞台といたしましてアメリカ軍の砲弾試射場接收に関して大きな反対運動が展開をされ、平和への思いを強くした歴史があります。

また、町民すべてが恒久平和を願望し、核兵器廃絶を求め、限らない平和を希求するために、平成4年、本町議会におきまして平和都市を宣言する決議が全会一致で議決されたわけでございます。

そして平成8年には、世界の恒久平和と核兵器の全面禁止、廃絶を願ひまして内灘町泉源公園の一角に平和都市宣言像を建立いたしまして、また本庁舎議会棟の入り口にも同様の平和都市宣言像を設置するとともに、町内2カ所に非核平和都市宣言の町の看板を掲げているわけでございます。

さらに、議員がおっしゃいますとおり毎年5月には世界の風の祭典におきまして本町の平和に対する考えを発信をしているわけでございます。

こうしたことから、本町は平和のとうとさに強い思いを持っておりまして、平和で住みよいまちづくりへの努力と内外への呼びかけを続けていかなければならないと、このように認識をしている次第でございます。

今後、日本非核宣言自治体協議会の活動理念や内容をしっかりと踏まえた上で、加盟に向けて検討してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長【北川進君】 9番、清水議員。

○9番【清水文雄君】 ぜひとも前向きに平和宣言協議会に加盟をお願いをしたいと思います。というのは、長崎のほうへ旅行された方があって、向こうの記念会館の中にこの非核平和宣言自治体協議会のことが書いてあって、その中に見ていった場合に内灘町の名前がなかったと、大変寂しい思いをしたという住民の方からの声も聞かされました。そういう意味ではやっぱり平和、町内にはそういう訴えるシンボルというのが多くあるわけでございますけれども、町外にぜひとも発信をしていただいて、内灘闘争、町の財産でもありますから、そのことも含めてよろしくお願ひをしたいと思います。

引き続き、次の質問に移らせていただきます。

ひとり親家庭等の補助金の見直しについてでございます。

町の行財政改革、集中プラン未着手項目に、ひとり親家庭等児童奨学金支給事業とひとり親家庭医療費助成事業の見直しが掲げられているわけでございます。きのうも水口議員の答弁にもございましたけれども、これから見直しに向けての議論が開始をされるということでございますけれども、私は、その見直し自体をやめるべきだという立場で質問をさせていただきたいというふうに思います。

ひとり親家庭児童奨学金支給事業、これは町が単独で支給することによって児童の健やかな育成と福祉の増進を目的としているものでございます。支給額は、ご存じのとおり学齢前児童及び小学生が月2,000円、中高校生が2,500円で、22年度の当初予算は1,353万円ということでございます。この間の町での支給件数は増加の傾向にありまして、20年度6,400件、21年度6,119件と115件の増加となっているのが現状でございます。

また、ひとり親家庭医療費助成事業、これ

は県の上乗せ事業でございまして、ひとり親家庭の父または母及び児童並びに父母のいない児童、18歳までに対して医療費の一部を給付をすることによって、その疾病の早期発見と治療を促進し、ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的にしているということでございます。申請件数は、本年3月現在で母子321件、父子29件となっております。

これらの制度は、まさに社会的に弱い立場にある町民のためのセーフティネットであるというふうに思うわけでございます。他の自治体が廃止や減額見直しをしていく中では、内灘町が他に誇れるすぐれた制度であるというふうに私は思うわけでございます。

昨日、水口議員のほうから貧困率の話もされておりましたが、現在、父子家庭、母子家庭の収入状況というのは、調べてみましたら父子家庭の平均は年間約310万円、母子家庭の場合は160万円と、そんなふうになっているという調査結果がございまして。また、母子家庭のうち生活保護を受けた家庭では、子供の4割が成人後に生活保護を受けているという調査結果も出ております。

同時に今、子供の虐待事件が連日報道をされています。児童虐待の背景には、家庭が直面している深刻な貧困があるということが多いのが現状でございまして。貧困世帯の子供たちの学費や学用品費、学納金等については、就学援助制度を充実するとともに奨学金を充実させることが必要であります。

こうした中で、町が他の自治体と比較して誇れる町の、私から見れば財産と言うべきものでございますけれども、ひとり親に対する2つの補助制度は、町が進める行財政改革、集中プランの未着手の項目に入っているわけでございますから、冒頭申しましたように、この制度の切り捨てというのが心配をされるわけでございます。

私は、ひとり親家庭の置かれている現状を

考えたときに、この2つの制度の充実というものに向けて見直すのならばいいわけでございますけれども、切り捨てを行うべきではない。そして、直ちに行財政改革、集中改革プランの項目から外すべきだというふうに考えますが、町長の基本方針をお聞かせを願いたいと思います。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 私からは、清水文雄議員ご質問の町ひとり親家庭等医療費助成事業とひとり親家庭等児童奨学金支給事業の見直しについて、内灘町が誇れる制度を見直すべきでないにお答えいたします。

昨日、水口議員にお答えいたしましたとおり、当該2つの事業につきましては、町の行財政改革の集中改革プランの中で見直すことになっており、現在、文教福祉常任委員会でこれらの事業について問題提起をさせていただいているところでございます。

今後、当該2つの事業につきましては、国の子育て支援施策の動向を見きわめながら、ひとり親家庭の生活の安定と向上、そして子供たちの健全育成にどのように生かされているのか、また、どのような支援が今後必要かなどを含め、文教福祉常任委員会で議論を重ねていただき、ひとり親家庭へのより有意義な支援の提供につなげたいと考えております。

○議長【北川進君】 清水議員。

○9番【清水文雄君】 何度も言いますが、やっぱり社会的に弱い立場に立った町民のセーフティネットを守るという、そんな視点に立っての行政を、議論をこれからお願いをして、その制度の充実に向けて議論がされるよう期待を申し上げます。

この質問の2点目でございまして。行財政改革のあり方にも触れるわけでございますけれども、町長は一昨日の提案理由の所信表明の中で町の財政状況に触れられておられて、今後とも財政規律を緩めることなく行財政改

革を進めていく所存というのを明らかにされております。

一方では、内灘町行財政改革推進委員会というのが昨年の10月に町長に対して、町に対して、行財政改革の推進に関する意見書を提出をして解散をいたしました。今後、町内行革推進本部、そして行政評価、外部評価も含めて行財政改革を実行されていくようでございますけれども、そうした中で解散した行財政改革推進委員会の意見書、その中でとりわけ委員会の意見趣旨には、「これまでの行財政改革では、予算や人員などの量的な削減を重視しており、これ以上の削減は、本改革の趣旨とは逆に住民サービスの低下につながる恐れもあります。行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、今まで取り組んできた「量」的な改革に留まらず、「質」的な改革にも取り組む必要が生じてきています。…」というふうにあるわけでございますけれども、こうした趣旨はどのようにして今後の取り組みに生かされていくのか、町長の考えをお伺いをいたします。

○議長【北川進君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまのご質問に私のほうでお答えをいたします。

昨年の行財政改革委員会からの意見書に示された「量」的改革から「質」的な改革については、昨年の12月議会でも同様のご質問をされ、お答えをいたしております。そのときには、まちづくりの仕組みを変えていくための町民組織の立ち上げと外部評価、行政診断を導入するとお答えをいたしました。

町民組織につきましては、本年4月にまちづくり町民会議を立ち上げ、現在、まちづくり基本条例の策定を主眼に皆さんに汗をかいていただいております。町民会議の皆さんに

は、条例の策定だけではなく、実際にこれから協働のまちづくりを推進していく方策をしっかり議論していただきたいと思っております。

外部評価につきましては、昨日、町長が所信で申し上げましたとおり、現在、行政評価制度を進める中で事業の客観性、透明性確保のため導入をいたしました。評価は妥当性、有効性、効率性の観点から、その結果見直しや廃止といったことも出てきますが、この評価制度の主な目的は、公正な評価によって改善点を目指して改善、改革を実行することによって町民の満足度向上につなげていくということが主眼であります。

なお、外部評価は時間的制約もありまして、1次評価を行った全348事業中10事業を今対象としております。外部評価の視点は、また結果が出ましたらすべての組織に伝えて広く活用していきたいと思っております。

この町民会議の取り組み、行政評価制度が今後の町民協働の推進によるまちづくり、透明度の高い町政につながるような、いわゆる質的な改革を進めてまいりたいと思っております。

○議長【北川進君】 9番、清水文雄議員。

○9番【清水文雄君】 組織の進め方というのは、今まちづくり政策部長のほうからあって理解をしたわけでございますけれども、その中に流れる理念と申しますか、先ほども言いましたけれども社会的に弱い人たちの立場を守っていく、そんなところに目を向けた視点というのをどのように考えているのかも踏まえて私は質問をさせていただいたわけでございますけれども、そういう意味で行財政改革推進委員会の意見書というのも読ませていただいたわけですが、そのことをどうとらえているかということを再度お聞きしたいと思っております。

○議長【北川進君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 現在の町の主要施策、そこには子育て、教育、健康、環境、それから交流とあります。いずれも大切な事業ばかりでありまして、今ご質問のひとり親の問題につきましてもそれ以外の福祉施策、そういったこともすべて大切だと認識しております。

ただし、今やっている行政評価というものは、聖域的なものをつくらず、すべての事業を評価した上でその効果を検証するわけであって、その結果が高い評価、有効であるというものであれば継続をしていけばいいわけですし、さらに必要であれば制度の増額とかそういうことも考えられるわけです。

ですから見直しや評価がすべてそのことが廃止をしていくとか縮小していくということに限ったわけではございません。公正、公平に評価することによって、その事業の有効性を確認していくということも大切だと思っております。

以上です。

○議長【北川進君】 9番、清水文雄議員。

○9番【清水文雄君】 町長の答弁をお聞きしたかったですけれども、そういう意味ではそういう立場に、社会的に弱い立場にある人たちに目を向けた行政というのをこの間も推進をされておりますし、今まちづくり政策部長のほうから答弁がございました。決して切り捨てじゃなく、削減じゃなく、その制度のあり方を充実に向けてやっていくというふうに私は解釈したんですけれども、そういう視点に立って町行政の運営というのをしっかりとお願いをしたい。とりわけ、今、この格差拡大なんかが現実の中身としてありますので、行政として数字だけではなくて、やはりそういう弱い立場の人たちに目を向けて行政運営をお願いをしたいということをつけ加えていただいで、町長のほうからお願いをしたいと思っております。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思うんですが、私自身もひとり親事業の現実につきまして極めて大切な事業という思いは同じであるわけですが、ご案内のとおり、集中改革プランの中身でいえば聖域なく評価をしていく、こんなお話でございます。当然その中では、私自身の恣意的なものということではなくて、多くの皆さんのご意見の中で公平、公正に評価をいただく。その中で町の状況を決めていくということでもあります。

私は、今清水議員そうおっしゃいましたように、議員の多くはそんな気持ちを持っておいでということですから、おのずと結果もそんな話になってくるのではないかと、いうふうに思っているわけですが、それは今お願いしている議会の中で議論がいただけるものと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長【北川進君】 9番、清水文雄議員。

○9番【清水文雄君】 くどいようでございますけれども、今、聖域なき改革というふうにおっしゃいましたけれども、きちっと守るべきものは守っていくという選択というのも町長の公約にあります集中と選択、そんなことも大事だというふうに思いますので、集中するところを、目の向けるところを誤りのないように、数字だけにとられるのではなくて、町民の目線に立って、町民の生活を重視して政策をよろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

引き続き、次の質問に移らせていただきます。

北部開発、企業立地推進についてお尋ねをいたします。

町長は就任以来、情報公開を進め、町民参加の開かれたまちづくり、それを第一義としてさまざまな政策の中の一つとして町の活性化、そしてにぎわいの創出と財政基盤の安定

に向けた企業誘致を積極的に推進をされております。それは八十出町長の就任以前の前町政から引き継いだ大京開発が、Cゾーンで計画の一部が未完成なものの、2008年にイオンを核としたコンフォモール内灘としてスタートをして現在に至っております。

一方、その他の取り組みとしては、町に工業用地がないということで、工業立地で企業を誘致をしてもそのことが困難であるということでございまして、それにかわる知的産業、これを目玉にして、まずはインドのIT企業が日本の企業に技術者を派遣をして、そして日本でエンジニアを育てる。その拠点に内灘町がなくなっていくんだというものがございました。また、内灘海岸線に沿っての洋上風力発電、そのことと北部地区、白帆台以北での風力発電の推進、誘致の話もありまして、議会としても全員協議会で洋上風力発電のプレゼンを2007年、平成19年5月に受けてきたわけでございます。

しかし、インドのIT企業というのは町内に日本支店事務所ですか、2009年に日本事務所を開設したんですけれども、2009年2月に撤退をした。さらに風力発電もその後、建設に向けた具体的な話がない。そんなふうにお聞きしますし、そのことが現在の状況であるというふうに思います。

こうした中で現在進められておりますのが白帆台以北へのアウトレットモールなどの大型商業施設の誘致であり、専修学校の集積化、あるいは白帆台商業施設の誘致、福祉センター改築に伴うホテル等の誘致があるというふうに思うわけでございます。これらの多くのプロジェクトというのを強力に推進をしていくということで、具体的に6月に庁内に専門部署としての企業立地推進室に専任者として部長と担当者が配置をされております。加えて、誘致に向けた具体的予算がつけられておまして、当初予算で100万円、6月補正で300万、そして今回9月補正で130万円というふう

な予算がつけられております。

こうした中で、福祉センター改築に伴うホテル誘致の現況というのは前回の6月議会でお聞きをしたわけでございますけれども、今回はそのほかの企業誘致の進捗状況について、今言った中でどういうふうな優先順位で進められていくのかも含めて、計画をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長【北川進君】 中西都市整備部担当部長兼企業立地推進室長。

〔都市整備部担当部長兼企業立地推進室長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部担当部長兼企業立地推進室長【中西昭夫君】 企業誘致の進捗状況につきまして、私のほうからお答えいたします。

まず、アウトレットモールなどの大型商業施設についてです。当町は、河北潟干拓事業で建設された放水路により南北に分断され、南部地区は市街化区域として良好な住宅地として整備されましたが、北部地区は市街化調整区域として農地や山林のままです。そのため、平成8年に土地区画整理事業に着手し、平成13年には内灘大橋も完成し、本年11月に白帆台の完工式を行う予定となっております。しかし、世界的な不況の中、白帆台の入居率も30%弱と低迷しております。

そこで町といたしましては、北部地区の活性化、ひいては内灘町全体の活性化を目指し、白帆台以北にアウトレットモールなどの大型商業施設の誘致を考え、現在、その誘致活動を行っているところです。その誘致状況がありますが、北陸地方に進出を検討しているアウトレットモール運営会社とは出店の候補地の一つとして現在も接触を続けております。具体的な接触状況ですが、企業情報もあり控えさせていただきたいと思っております。

まだ目に見えるような進展はない状況ではありますが、今後も粘り強く対応してまいりたいと考えております。

次に、専門学校の集約化につきましても、現在協議を重ねている状況となっております。

次に、白帆台における商業施設誘致の状況です。白帆台の中心部に約7,500平米の町有地が2区画あります。この用地に白帆台の定住促進策の一環として企業誘致活動を行ってききましたが、なかなか厳しい状況となっております。企業誘致及び定住促進等推進委員会でそれについてご審議いただき、その土地利用も含め現在検討をしているところです。

また、6月議会でご報告いたしましたほのぼの湯の改築や宿泊施設につきましては、今年12月議会には何とか目に見えるようなものをご提示できるよう、現在、石川県の関係各課と協議を進めているところです。

なお、優先順位のお尋ねですが、事業化に当たりましては、ほのぼの湯など町民生活に直結するような施設を計画的に進めていきたいと考えております。また、企業誘致につきましては、それとは並行して積極的に進めてまいりたいと思っております。

○議長【北川進君】 9番、清水議員。

○9番【清水文雄君】 2つ目の質問、3つ目の質問、4つ目の質問とあるわけでございますけれども、時間がちょっとないように思いますので、まとめて質問させていただいて回答をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願います。

アウトレットモールと大型商業施設の建設というのが予定されている白帆台以北地区というのは市街化調整区域でありまして、農業地であるということでございます。県の姿勢と農地転用が非常に難しいというふうに現状お聞きしておりますけれども、こうした問題点の解決策について町としてどのように考えているのかが一つ。

3つ目に、6月議会の産業建設委員会で計画地区である白帆台以北地区を現地視察をしてまいりました。白帆台の隣接する地域でございますけれども視察をしてまいりました。委員会の中でも計画地区の一部に問題があるという指摘もございまして、そういう意味で

は白帆台以北、隣接地区というのは、こういう商業施設の誘致地域に本当に適切な場所と言えるのか、町の見解をお聞きをしたいというふうに思います。

4つ目、アウトレットモール等大型商業施設というのは、文字どおり、これからの町のあるべき姿、そしてまちづくりと大きな関係があるというふうに思うわけでございます。現在進められております内灘町の都市マスタープランの見直しとの整合性を図っていくというのが必要と考えるわけでございますけれども、その前提としての誘致のメリットやデメリットを町民、そして町内の商工関係者にきちっと説明をし、そのコンセンサスを得ていかなければならないのではないかなというふうに思うわけでございます。

同時に、県はもちろんでありますけれども、近隣市町とのそういった調整をしていかないと問題が生じてきているところも聞いておりますし、そのことが極めてこの事業の推進にとって大事だというふうに思うわけでございます。これらの点について、町としての考え方をお尋ねをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長【北川進君】 中西都市整備部担当部長兼企業立地推進室長。

〔都市整備部担当部長兼企業立地推進室長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部担当部長兼企業立地推進室長【中西昭夫君】 それでは、まず農地転用につきましてお答えいたします。

白帆台の北側につきましては、都市計画法上の市街化調整区域であります。また、農業上につきましては、農業振興地区の農用地区域であります。現状のままでは商業施設の建設は不可能であります。そのため、農振農用地の解除を行い、市街化区域への編入が必要不可欠となっております。現在、石川県の都市計画サイド、農林サイドとそのための調整を行っているところです。

議員ご指摘のとおり、農振農用地の解除で

ありますとか市街化区域に編入するという
ことは非常に厳しいものがあります。ただ、
企業の進出がおおむね明確になった段階で速
やかに対応できますよう、その準備を行って
おるところです。今後ともそれに向け努力し
てまいりたいと考えております。

次に、3点目の開発計画地域についてお答
えいたします。

開発計画地域につきましては、白帆台以北
を想定しておりますが、具体的な位置であり
ますとか、また規模をどれぐらいにすべきか
現在内部で検討をしております。

誘致を考えておりますアウトレットモール
は北陸3県を商圈とするもので、週末には大
規模な交通渋滞が発生するものと想定して
おります。ですから、白帆台に隣接いたしま
すと交通渋滞の発生が住宅地に迷惑をかける
のではないかと考えております。

また、北陸自動車道との交通アクセスの改
善を図るため能登有料道路に新たなインター
を建設する必要があると考えておりますが、
このインターといわゆる第2農道等を連絡す
る道路の位置づけを検討する必要があります。
つまり、新しく道路を新設するのか、現在あ
る道路を拡幅するのか、そういったものの整
備が必要であります。

もう一点は、優良農地の保全であります。
白帆台以北はビニール水田と砂丘地畑ですが、
大規模農地として営農されているところも
ありますが既に原野化され荒廃している農地
も存在いたします。そういった状況を解消す
るための農業振興策との整合性を図る必要
があります。

いずれにしましても、今申し上げました点
などを考慮しながら現在開発予定地の位置
及び規模など内部で検討を重ねているところ
ですので、今後、石川県とも協議を行い、
ある程度の方針が出された段階で議会にご
相談したいと考えております。

最後の都市計画マスタープランとの整合性

についてお答えいたします。

都市計画マスタープランとは、おおむね10
年後を見据えた町の都市計画に関する基本
的な方針を定めたものです。現行の都市計
画マスタープランは平成10年に作成した
ものです。作成から年数もたっており、
町の新しい総合計画を受け、実現すべき
具体的な都市の将来像を明らかにするた
め昨年度より改定作業を行っております。

開発予定地につきましては、議会にご相
談した後、町の都市計画マスタープランに
位置づけし、近隣市町との調整を行い、
それと並行して住民説明会や地元説明会
を行いたいと考えております。

また、議員ご指摘の企業誘致のメリット、
デメリットを町民や商工関係者に説明し
コンセンサスを得るべきではないかとの
ご質問ですが、ある程度その企業の進出
にめどが立った段階で速やかに行いたい
と思っております。

また、北部開発促進協議会という組織
もありますので、この組織とも連絡を
とり合まして今後進めていきたいと考
えておりますので、よろしくお願
いいたします。

以上です。

○議長【北川進君】 9番、清水文雄議員。

○9番【清水文雄君】 またこれからの
委員会や議会の中で議論を深めてい
きたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

町福祉計画についてでございます。

先日、県を初め内灘町も含めた県内の
市町の多くが未策定であるとの新聞報
道がされた地域福祉計画についてお尋
ねをいたします。

○議長【北川進君】 清水議員、質
問の途中ですけれども、あと1分
でございますので、よろしくお願
いいたします。

○9番【清水文雄君】 この地域福祉
計画については、当議会では能村議
員が2003年、平成15年第3回定
例会で町に対して策定を求め、質
問をしております。当時の町答弁は、
上位

計画である第三次総合計画の見直しと下位に位置する個別計画の一つである障害者計画の策定期限の関係から、それらの見直しや策定を行った上で取り組んでいくというものでございました。それがそのままとなっております。それが今日に至っているのでございます。

ご承知のとおり、福祉地域計画は単に行政が行う施策を示すというものではなくて、住民が地域で暮らしていくために何が必要で何をしなければならぬか、それをだれが行っていくか、それぞれの役割分担をどうしていくのか、それぞれの連携をどう図っていくのかなどなど、地域でそれぞれが取りまとめていくことを目的としているのでございます。

したがって、行政、社会福祉協議会等の関係機関はもとより、NPO法人、ボランティア関係者等、社会福祉に携わる人たち、そして何よりも地域に住む住民が主体となって考え、実行していかなくてはならない計画でございます。単なる名目ではなくて、本当の意味で住民が主体となっていくことが必要と言われております。

同時に、この計画は社会福祉法という法律に明記されている計画でございますけれども、特徴的なのは、この法では計画をつくりなさいという規定の仕方をしていないのであります。つまり、これは地方分権で市や町の自主性及び自立を配慮して、本来は法や国によって指示がなくてもみずからがつくっていくという趣旨を踏まえて、住民に対する責任を果たすため町が自主的かつ積極的に策定に取り組むことが求められているのであります。

私はそういう観点に立って、町の福祉計画の策定に向けた姿勢と考えをお尋ねをいたします。福祉計画の住民主体的な活動の積み重ねが……。

○議長【北川進君】 清水議員、もう時間です。まとめてください。

○9番【清水文雄君】 はい、まとめますよ。積み重ねが最も重要だというふうに言われ

ております。この計画というのがつくることが目的ではなく、計画をつくり出す過程を通して人おこし、まちおこし、豊かなコミュニティを築くということが目的であります。

本町では現在、まちづくり基本条例の策定が進められているわけでございますけれども、地域福祉計画の策定の意義からもこれをリンクさせていけば、より町民に密着し中身の充実した計画と条例づくりになっていくのではないかというふうに思うわけでございます。

この相互の関係について、町のお考えをお聞かせください。福祉計画というのはどのようにしていくのかも含めてお願いをいたします。

○議長【北川進君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 ただいまの清水議員の地域福祉計画の策定についての質問にお答えをいたします。

地域福祉計画は、内灘町総合計画を上位計画とする福祉部門の基本計画であるとともに、現在内灘町が策定しております高齢者福祉計画、障害者福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援地域行動計画などの福祉部門の個別の計画や交通安全計画、地域防災計画などとの整合を図り、さらに地域ごとに必要な個別の課題を取り上げ、これらを地域の特性に合わせて横断的に結びつけた包括的な計画と位置づけております。

地域福祉計画の策定につきましては、先ほど議員のお話のとおり策定自体の法的義務は明記されておりません。そういう意味では、内灘町としては福祉部門における個別計画の実施及び推進を図ることが地域の福祉の推進につながると認識しておりましたので、特に計画策定についてはこれまで余り重視しておりませんでした。しかし、最近の高齢者の所在不明問題の発生や少子・高齢化社会における高齢者の孤立防止の必要性などから、国としても本年8月から策定に取り組むよう指導

を始めているところであります。

したがいまして、これらの状況を踏まえて町民、社会福祉事業者、社会福祉団体などの意見を十分に反映させ、遅くとも町制50周年に合わせて平成24年中には内灘町として最もふさわしい、また各地域の特性を生かした方向で福祉計画の策定に向かって進めてまいりたいと思いますので、議会の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、今お話のありましたまちづくり基本条例との関連であります。これにつきましては、まさに町民が今一体となってまちづくり基本条例をつくろうという取り組みを行っているところであり、この基本条例とのリンクさせることについては、すべてがそのままリンクということではありませんが、町民の意見を反映させる一つの貴重な機会として生かしたいというふうに思います。

ちなみに、上位計画であります第四次内灘町総合計画の中にも、地域福祉計画の策定につきましてはおおむね前期を目指してということでは平成24年度あたりを目指してつくるというふうな計画になっておりますので、それに合わせていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長【北川進君】 9番、清水文雄議員の質問を終わります。

○9番【清水文雄君】 どうもありがとうございました。オーバーをいたしまして、おわびを申し上げます。

○議長【北川進君】 3番、川口正己議員。

〔3番 川口正己君 登壇〕

○3番【川口正己君】 議席番号3番、川口正己でございます。

傍聴人の皆様、大変暑い中、傍聴ありがとうございます。

質問に先立ちまして、現在、民主党の代表選が今夏の参議院選挙で大敗し完全なねじれ状態を引き起こした菅直人総理と3カ月前に

「政治とカネ」の問題で引責辞任した小沢一郎前幹事長との間で行われております。これが同じ政党同士の戦いなのかと疑うほどの政策の違い、そもそもの国家観の違いから両陣営とも激しい舌戦を繰り広げております。

私としましては、民主党支持ではございませんが、1993年に自民党を飛び出す前から二十数年間にわたり、よくも悪くも日本の政治の中心に続け国政を動かしてきた小沢氏に次期総理を任せてみてはどうかと思っております。

一方の菅総理は、9月2日に行われた討論会において、1に雇用、2に雇用、3に雇用、雇用こそが経済の低迷、社会の不安感などを変えていくかぎになると発言いたしました。しかし、これは全く逆の発想ではないでしょうか。今の円高、株安、デフレで苦しむ日本経済の低迷、不安感を取り除いてこそ雇用が創出されるのではないかと私は考えております。また、菅総理が就任会見で最小不幸社会をつくと語りましたが、その考えは今では世界でも少なくなった社会主義国家の考え方ではないでしょうか。

自由民主主義国家の最大の政治目標は、全国民の幸福を目指すものであります。このような後ろ向き、目線の低い目標掲げる菅総理に、これ以上この日本を任せるのには無理があるのではないかと考えております。

この民主党代表選をぜひとも小沢氏が勝ち、最終的には民主党を分裂、解体させ、政界再編を起こしてもらいたいと願っております。

前置きが長くなりましたが、早速、通告に従いまして全問一括方式にて質問に入らせていただきます。

まず最初の質問は、内灘南部方面にもスクールバスを走らせてほしいという質問でございます。

平成17年に行われた町長選挙では、八十出町長が打ち出した中学校2校化の当時の公約に、私を含め小さな子供たちを持つ若い保護

者が熱烈な支持をしました。当時を振り返りますと、大接戦が予測されておりましたが、私たちのような小学生や幼い子を持つ親が集まると、その中では圧倒的に八十出支持の声が多かったことを思い出しております。

それから財政面、予定地などの諸問題などで町長及び執行部が悩み、苦しみ、昨年新しく改築された中学校1校となったことは、私を含め多くの保護者、子供たちも理解していると思われま。

現在の中学校は、昭和35年に大根布中学校と西荒屋中学校が統合され、昭和37年に校舎が完成した年に室、西荒屋などの遠距離通学者のためにスクールバスが運行開始されたと聞いております。

当時の内灘は、アカシア団地の造成が始まっておりましたが、旧部落しがなく、人口も今の3分の1にも満たなかったと聞いております。しかし、現在では新興住宅団地に住む人たちのほうが圧倒的に多くなっているのが現状でございます。

今までも南部方面からの町会からの要望や先輩議員から幾度も質問があったと思われまますが、南部方面にも年間を通じてスクールバスを走らせることはできないでしょうか。南北約9キロの細長い当町で北部方面だけにスクールバスを走らせている現状は、どう考えても不公平であると考えております。

また、最近の気候も、冬は昔と違って降雪は少なくなりましたが、寒さ、風の強さは昔と変わらず、また温暖化の影響からかことしの猛暑、また一度雨が降り出すとすさまじいまでの勢いで降り出すゲリラ豪雨など、私が中学生だったころと比べましても明らかに天候が変化しており、子供たちの通学に支障を来しております。このため、南部方面から通う生徒の多くは保護者の車による送迎に頼っているのが現状でございます。

現在も11月から2月末までの冬期間に帰りのときに南部方面にスクールバスが走ってお

りますが、中学校を出発するのが夕方5時10分と部活動をしている生徒は乗れないのが現状でございます。我が町の財政が厳しいのは重々承知しておりますが、スクールバスを増車し、南部方面にも走らせる考えはございませんでしょうか。

また、現在、交通弱者のために走っているコミュニティバス2台を有効活用し、早朝、夕刻にスクールバスとしてピストン運行したり、民間バス会社と通学時間だけの時間依託契約を結ぶなどの方策はございませんでしょうか。

いろいろとインターネットで調べてみますと、コミュニティバスは国土交通省、スクールバスは文部科学省の所管であり、補助金の出どころが違うため転用が難しいという縦割り行政の弊害があるとのことですが、コミュニティバスの営業時間外として実際に通学時間だけスクールバスとして転用している自治体も多くあります。

どのような形であれ、ぜひとも南部方面にもスクールバスを通年運行させ、町の中で不公平が生じないように願ひまして、次の質問に移ります。

次の質問は、図書館を新築移転させよという質問でございます。

現在の図書館は、昭和54年に建設された文化会館の2階に併設され、多くの町民からも愛され利用されており、平成20年度の貸し出し冊数は16万6,297冊となっております。

しかしながら老朽化が激しく、南側全面に窓がありますが薄暗く狭い印象があると思われま。また、図書館自体のスペースも限られておるため、借りたい、読みたい本があった場合でも書棚に並んでいない場合が多いため、検索性パソコンを使って係員に書庫から出してもらわなくてはなりません。この機械も3台しかなく、土日などはその検索性パソコンの前が行列になっております。特に子供たちが読みたい本が書棚に少なく、この混雑

の原因になっていると思われます。

私たちが思う図書館とは、読みたい、読みたくなるような本を手にとって選び、ゆっくりと読むことができるのが本来の姿であると考えておりますが、現状ではそうになっておらず、図書館というより、まるで図書室のようになっております。

また、文化会館で催し物があった場合では駐車スペースがなく、せっかく来ても車がとめられずに帰っていく人も多く見られます。

そこで、北部区画整理組合から譲り受けた白帆台の商業用地の一角に図書館を新築移転してはどうでしょうか。全国各地で図書館を拠点として住民が交流し、活発にまちづくり、地域づくりをしている自治体が、例えば山口県の萩市や兵庫県の播磨町など多くなっていると報道されております。

また、白帆台にその核となる公共施設、図書館ができれば、土地の分譲にもはずみがつき、人口増加、またにぎわいが創出され、他の商業誘致にも有利に働くのではないのでしょうか。

町民の学習ニーズは情報化、国際化などの進展に伴い多様化、高度化してきております。いつでも、だれでも、何のことでも生涯を通じて学び続けることができるように、文教都市を目指す我が町でも図書館の新築移転を考えてみてはいかがでしょうか。

私には、多くの子供たちがぼかぼかとした日だまりのある図書館で、いすや床のカーペットに寝転がって自由に本を読んでいる姿、お母さんに読んでもらっている姿が目に見えます。ぜひともそのような図書館を町長並びに執行部にお願いいたしまして、以上で私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 川口議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは、図書館の新築移転につきましてお答えしたいと思います。

新しいまちづくりの核として白帆台商業地に町立図書館の新築移転をというお尋ねでございますが、私は今ほど聞いておまして、川口議員の大胆な発想によるご提案に新たな展望を見出すヒントをいただいたような感じがするわけでございます。

図書館の持つ文化的な側面は、それが単なる学習施設であるにとどまらず、地域文化の魅力アップに大きなインパクトを与えることであります。例えば内灘町を町外から遠望すると、金沢医科大学の建物群が内灘町を象徴する存在であるようにも見え、それによって我が町は「文教と健康福祉の町」との好印象を他に与えているように思うわけでございます。

そうした意味では、図書館は幼児から高齢者まで町民の生涯にわたる学びを支援する最高の生涯学習施設であると同時に、町民の知のよりどころがしっかりと保障された町のあかしとして、ソフト面での高次な都市機能を印象づけるものであります。そういったことから図書館の新築移転は内灘町の魅力度アップに極めて大きな働きをするものだと思っているわけでございます。

川口議員ご提案の白帆台における図書館建設は、すっきりとしてあか抜けた家々が立ち並ぶ白帆台の美しい都市景観と相まって、白帆台住宅地はもちろんのこと、内灘町そのものの品格も高めていただいて、金沢医科大学との連携によって学術文化都市としての歩みを続けてきた本町の都市環境を一層進化発展をさせ、魅力あるものにすると思っているわけでございます。

今、地域の魅力アップの起爆剤としてまちづくりのための図書館が、議員言われましたように全国の先進的な自治体におきまして構想されておりまして、また幾例か実施に移されているわけでございます。本の魅力で人々

が集まる図書館は、その存在そのものが既にまちづくり支援とも言えるわけでございます。そんな機能や強みを持っているからであります。

したがって、私は、子育てしやすい町、子育てのしたくなる町、言ってみれば子育て支援ナンバーワンの町を標榜する本町にとって、子供の元気から広がる住みよいまちづくりを実現するために、子供の読書環境が充実した町立図書館として白帆台地区に移転新築することは極めて有効な手段だと思っているわけでございます。

このように図書館のような文化施設がまちづくりの拠点になることを踏まえ、川口議員ご提案の商業施設用地のみならず白帆台地区全体を視野に入れまして、歴史民俗資料館と一体としてどうなのか、また県施設の誘致はできないか等集積可能な施設を勘案しながら、今後調査研究をさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 私のほうからは、南部方面にスクールバスをとのご質問にお答えいたします。

旭ヶ丘地区の一番金沢寄りから中学校までは2.2キロメートル、大根布地区の一番放水路寄り中学校までは1.8キロメートルと地形的にも平坦であり、中学生の通常の通学距離であると判断しております。

しかしながら、本町の地形はかまぼこ型となっており、年々住宅開発が中学校より遠方となり、千鳥台3、4丁目のように海の近くまで住宅化されてきております。その地区から中学校へ通うためには、アップダウンの地形を乗り越え約2.6キロメートルの道のりを歩いて通学している現状であります。

内灘町教育委員会といたしましては、生徒

の体力向上の面から、これまで南部地区においては徒歩通学を進めてまいりましたが、いま一度実際に歩く距離や起伏の状態を勘案しまして、また各方面からの意見をお聞きしまして、バスの運行も視野に入れながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長【北川進君】 川口議員、答弁が終わりました。それでよろしいですか。

○3番【川口正己君】 ありがとうございます。

○議長【北川進君】 5番、恩道正博議員。

〔5番 恩道正博君 登壇〕

○5番【恩道正博君】 議席5番、会派内灘波と風の会、恩道正博です。

平成22年9月議会に質問の機会をいただきました。通告に従いまして、私は全問一括で質問を行います。

質問は、まずワクチン接種の公費助成についてお伺いいたします。

初めに、子宮頸がんの予防ワクチン接種の公費助成についてお伺いをいたします。

6月議会に共産党の北川悦子議員から子宮頸がん予防ワクチンに対する町独自の助成について一般質問がありました。このときでは川口町民福祉部長は、国の動向を踏まえ、財政状況も見ながら今後検討していきたいと答弁されております。

改めまして、子宮頸がんの原因としてHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染が子宮頸がんの発生原因であるということが解明され、HPVの感染を予防するワクチンが開発され、10年ほど前からヨーロッパ、アメリカなどでは定期予防接種として10歳代の女子に接種され、このワクチンの予防効果も既に実証されております。

子宮頸がん予防ワクチンは、発がん性HPVの中でも特に子宮頸がんの原因として最も多く報告されておりますHPV16型と18型の感染を防ぐワクチンで、海外でも既に100カ国以上で使用されております。日本では平成21

年10月に承認され、同じく12月22日より一般の医療機関で接種することができるようになっております。

子宮頸がんは、3回のワクチン接種とがん検診受診でほぼ100%予防ができると言われております。

厚生労働省は、市町村が実施する子宮頸がんワクチン事業に要する費用の一部を助成するために来年度予算特別枠の概算要求で150億円を計上しました。任意の子宮頸がん予防ワクチン接種にかかる費用が約5万円と高額なことから、町独自の公費助成を早期に実施する必要があると思われませんが、これに対してのお伺いをいたします。

次に、小児の細菌性髄膜炎の予防に小児用肺炎球菌ワクチン接種の、これも公費助成についてお伺いをいたします。

小児期に発生する細菌性髄膜炎の主な原因の約60%はヒブ菌で、約30%は肺炎球菌によるものと言われ、合わせて約90%を占めております。

細菌性髄膜炎は、治療がおくれると知的な障害や手足の麻痺などの後遺症が残ってしまいます。髄膜炎だけではなく、これらの菌で引き起こされる病気には、突然息ができなくなる急性喉頭蓋炎やショック状態になる敗血症があり、いずれも重症になると命にかかわるととても怖い疾患であります。

細菌性髄膜炎の大部分を予防するには、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンがあります。この2つのワクチン接種が必要となってきます。本町では、任意予防接種のヒブワクチンは助成対象となっておりますが、新たに小児用肺炎球菌ワクチンに対しても公費助成を早期に実施する必要があると考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、在宅医療の推進についてお伺いいたします。

高齢化の進展で長期にわたる療養や介護を必要としている慢性疾患の患者さんやがん患

者の終末期ケアなど在宅医療を担うニーズが高まっておりますが、今後の町の在宅医療の取り組みについてお伺いをいたします。

厚生労働省の介護職員等によるたんの吸引など実施のための制度のあり方に関する検討会の座長を務めております国立長寿医療研究センターの大島伸一総長が、医療や介護は生活から独立したのではなく生活の中にあるという観点から、医療、介護の体制整備はまちづくりの一環として市町村が中心になって進めるべきだと述べております。また、すべての国民がどこに住んでいても在宅医療が受けられるよう法的裏づけを担保にすべきであり、高齢化が進む今後の日本をどのような社会を目指して進むのか、方向性を示すことも重要であります。

高齢化社会が進んできますと、在宅医療を中心に慢性期や終末期の患者さんがふえることが予想されます。具体的には、急性期の患者さんは設備の整った病院で徹底的に治すことに専念し、回復期の患者さんはある程度の病院機能も必要なことから回復期の患者さんを中心に診る病院も必要になります。

地域の中では、慢性期、終末期の患者さんを見る在宅医療が中心となります。ただし、在宅だけでは見られない場合も出てきますから、かかりつけ医、訪問看護や介護施設との連携、栄養指導などや、そのほかに慢性期で障害がある患者さんへの適応訓練や機能回復訓練を含んだりハビリ等があります。また、症状の急変などがあつたときの受け皿となるのが病院なのか介護施設なのかは、いろいろな考え方があると思います。

こういった背景には、厚生労働省が急性期と回復期、慢性期の機能分化を進め、病院病床の平均在院日数の短縮を図っているからで、その要因としては、1961年に始まった国民皆保険制度や、核家族化などで親の老後を世話する文化が失われたことなどを背景に、日本の病院の役割は本来の病気を治すことだけで

なく、回復期や慢性期、それと看取りにまで拡大してきました。60年代には8割の方が自宅で亡くなっておりましたが、70年代には逆転し、今では8割の方が病院で亡くなっております。

しかしながら、国の財政が苦しくなると社会保障費が年間2,000億円削減され、急性期と慢性期の診療報酬が区別され、療養病床の削減が政策として打ち出されたことにあります。高齢化社会では、入院治療を前提とした病院完結型ではなく、在宅医療を中心とした生活の質を落とさないような支援を考える地域完結型医療への転換が必要であり、医療、介護の連携により地域の医療資源をすべて活用して在宅でも必要な治療を受けられる、治す医療から治し支える医療の地域完結型が必要と考えられます。

石川県では、石川県医療計画に基づき、今年度、在宅医療充実に向けた検討作業を始めるに当たり、県医師会が実施主体となり在宅医療サービスの現状を把握した上で、医師や訪問看護師、ケアマネジャーらでつくる支援組織を各医療圏に設置し、円滑に在宅医療を提供できる体制を目指すために県医師会への補助金400万円が県9月補正予算案に盛り込まれました。

それによりますと、今年度は実態調査を行い、2013年度までに県内4医療圏に在宅医療、看護関係事業者の情報のデータベース化、それと在宅医療に関する技術研修などの実施、在宅医療が必要な患者さんに対する情報提供などに取り組む支援組織を設ける計画であると、8月31日の北國新聞にも掲載されておりました。

私も国立長寿医療保健センターの大島伸一総長が述べられたのと同じく、医療や介護は生活から独立したのではなく、生活の中にあるものと考えます。その在宅医療の体制づくり及び整備は、まちづくりの一環として市町村が中心になって進めるべきだと考えます。

高齢化が進んでおります本町においても、在宅医療において今後どのように取り組んでいくのかをお伺いをいたします。

これで質問は終わります。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 恩道議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成についてお答えしたいと思います。

子宮頸がん予防対策を効果的に推進するためには、10歳代の子宮頸がんワクチン接種と20歳からのがん検診受診を推奨することが重要なことと考えておるわけでございます。議員ご指摘のとおり、厚生労働省が平成23年度予算の概算要求の中に特別枠として子宮頸がんワクチン接種助成事業を計上してございまして、内灘町といたしましても、これを受けて平成23年度から10代前半のお子さんに予防接種を受けていただくよう費用の助成を行っていきたくと考えております。

また、ことしの6月に子宮頸がん予防セミナーを金沢医科大学との共催事業として開催をいたしまして、子宮頸がんの正しい知識の啓発を行ってきたところでございます。参加された方々には、その予防の大切さを理解していただけたこととと思っているわけでございます。

今後は、ワクチンを接種する子供たちやその保護者に対しましても子宮頸がん予防健康教育を行い、その重要性を周知をし、接種率の向上を図ってまいりたいとと思っているわけでございます。

次に、小児用肺炎球菌ワクチン接種に係る公費助成でございます。肺炎球菌感染症は肺炎、髄膜炎、敗血症、中耳炎を起こす毒性が強い菌でありまして、その中でも議員ご指摘のように髄膜炎が特に怖い病気とされているわけでございます。細菌性の髄膜炎の主な原因菌は、議員のご指摘のとおり肺炎球菌とヒ

万5,000件を超えています。日本人の死者は1,000人を超えています。その大半は沖縄です。

昨日、水口議員から、また本日は清水議員から、内灘闘争についての質問がありました。私も一言述べさせていただきたいと思います。

8月8日、内灘憲法九条の会が内灘闘争と憲法九条を語る集いを開きました。膨大な写真と苮昭三氏による内灘闘争の講演、語り部の人たちの3人の方々から当時の内灘の様子が語られました。

話を聞きながら当時を知る方々からの声があちらからもこちらからも聞こえてきました。子供たちにも聞かせてやりたいという思いに駆られました。当時を知る方たちに語り部としてぜひ小学校、中学校で内灘を語り、内灘闘争を伝えて語り継いでいってほしいと思います。

国では、子ども・子育て新システムプランが要綱が練られて出されてきています。子供を取り巻く状況が今大きく変わりつつあります。例えば保育所一つの問題をとりましても、介護保険のように親の就労状態に合わせて要保育度を2から3区分で認定、園を選び契約、認定外保育の場合は自分で負担をしなければならないというような案も出てきております。

そういう中で、今回は子供に関して限らせて質問させていただきたいと思います。

まず最初に、保育所の環境の充実を願って質問いたします。

ことしの夏は異常気象と言われ、猛暑日が続き、熱中症も高齢者のみならず中高生まで及んできています。暑さ寒さも彼岸までと言われてきましたが、ことしの予報では2週間ほどおくれる予報もあり、まだまだ1カ月は覚悟が必要な様子です。

猛暑を忘れないうちに最初の質問をさせていただきたいと思います。

以前から保育所にクーラーをつけてほしいという質問は先輩議員の方々からも出されていたとお聞きしております。町のホームペー

ジ、便利なサービスのよくある質問コーナーにも、2007年8月13日受付で「保育所にクーラーを設置することはできませんか?」、こんな記事が掲載してあります。きっと暑く我慢できなくなってお盆休みにでも役場へ問い合わせたのだと思います。その質問コーナーの答えはこうです。「子供の成長は、四季折々の環境を肌で感じ取りながら、暑さ寒さを乗り切る能力や順応性を自然に身につけることによって、将来にわたって健やかな成長が期待できるものと考え、3歳児以上の保育室には、冷暖房設備は設置しておりません。しかしながら、0歳児から2歳児のお昼寝の部屋が連日体温を超えるような室温であることは、乳幼児の体温調整機能の未熟性という観点から好ましくなく、0歳児から2歳児の保育室には冷暖房設備を設置しております」と載せてあります。

現在まで同じ考えでクーラーを設置してこなかったのでしょうか。まずは伺いたいと思います。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川議員の質問にお答えしたいと思います。

今ほども議員おっしゃいましたが、町の保育所ではゼロ歳から2歳までにつきましては体温調節機能の発達が未熟なことから、保育室に冷暖房設備を設置しているわけでございます。

よろしいでしょうか。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 ことしの場合を見ますと、ことしは余りの暑さにお昼寝を未満児の部屋や近くの公民館の和室、または向粟崎保育所のように2階から1階におり、ホールで冷房の部屋もあけて昼寝をさせている話もお聞きしました。冷房の部屋に入り切らない年長さんは、35度近くもあるホールでお昼寝をしているところもあります。小さな体の子

供たちです。気分を悪くすると、花に水をやるのを忘れたようにしておれてしまいます。猛暑の中、どんなに保育所の先生方は気を使われていることでしょうか。

午前中プール遊びをした後は、快適な場所でお昼寝をさせたいと思うのは保育士、親たちの願いだと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川議員の質問にお答えします。

ことしの夏は大変な猛暑でありまして、あちこちで熱中症患者が出てくるくらいでありました。もちろん、町立保育所でも大変な猛烈な暑さでございまして、保育所では日差し強い窓にグリーンカーテンや、3歳以上児の保育室に氷柱を設置をしたり、園庭に散水をして涼感の創出に心がけたわけでありまして。お昼寝時につきましては、3歳児未満の保育室を共用したり、隣接する公共施設に冷房設備が設置してある部屋がある場合にお借りするなど、いろんな対応をしてしのいできたわけでございます。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 猛暑の中、やはり地球温暖化で、昔でしたら30度となったら暑いというようなこともありましたけれども、今は30度は普通で、どんどん気象が上がっております。来年度に向けて、やはり入り切らないという園児がないように、やはり冷房をクーラーを設置してほしいと願いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川悦子議員の質問にお答えします。

議員おっしゃいましたように、この間の暑さとはけた違いの暑さということでもありましたし、今後も恐らく地球温暖化の関係でこ

うした暑い夏が続くだろうと、こんなふうに予測されるわけでございまして、民営化保育所での冷房設備の完備や多くの家庭で冷房設備が設置されていることから、町立保育所におきましても、ぜひ来年度から冷房を設置できるように検討していきたいと考えているわけでございます。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、安心して町立保育所であっても子供を預けることができるようにしてほしいと思います。

そして、たくましく育てるためには、クーラーを入れないということはたくましく育てることとは言えないので、目的、計画性を持って訓練していく必要があるかと思っております。ぜひクーラー設置をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

安心して子育てができる環境を求め、質問いたします。

何度も質問しておりますけれども、乳児及び児童医療費助成制度についてお伺いしたいと思います。

昨日、南和彦議員から医療費助成の償還払いから現物支給、つまり窓口で一たん医療費を払わなくても受診できるよう県に働きかけを強め要請してほしいとの質問がありました。再度、強く県への要請を私からもお願ひしたいと同時に、助成の拡大を求め、質問いたします。

平成20年4月、健康保険法改正で3歳から就学前までの医療費を3割負担から2割負担に軽減したとき、平成18年度決算で約900万円の減額になるとお聞きしました。そのとき子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの開設など子育て支援策の拡充を図っていききたいと答弁され、近隣の市町に比べ引けをとらない内容になっていると質問のたびに

答弁されてきました。

ことしの8月31日、中日新聞には次の見出しで記事が載せてありました。「子供の医療費助成拡大、県も負担を、10市町村中卒まで要望」と県へ助成対象の拡大を求める記事でした。

現在、町の助成は入院、小学校6年生まで、通院は小学校2年生まで、自己負担は就学前までなし、あと一部負担となっています。

県内での市町の助成を見ますと、入院、通院への助成が中学校3年生までのところが10月助成開始の加賀市、能登町を含めて11市町にもなっています。入院への助成は、中学校3年生までが能登町の10月から助成を含めると14市町、小学校6年生までは5市町です。自己負担制限がないところが6市町となっています。

町は、入院、通院、自己負担ともまだまだおこなっています。近隣に引けをとらないとは言えなくなっていると思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川悦子議員の子供の医療費について、質問に答えたいと思います。

乳児医療、児童医療費の助成を中学校卒業まで拡大してはどうかということでありました。当該事業は行財政改革での見直し検討事業ということになっておりまして、今年度は文教福祉常任委員会で問題提起をさせていただいている事業でもございます。

内灘町の当該事業の実施内容の大きな利点は、就学前まで通院、入院自己負担がないことであります。一番多く医療機関にかかる時期に保護者の負担が少なく済むようになっているわけでございます。

財政事情からいきまして、助成の拡大は大変難しい状況だとは考えておりましたが、子育て支援ナンバーワンを目指す、こうした当

町といたしましては、子供の健全育成と保護者の経済的負担をさらに軽減をし、入院については中学校3年生までの拡大を前向きに検討していきたいというふうに思っております。

今ほども北川悦子議員からもお話ありましたように、各市町ともこうした医療費助成については拡大していているという状況でもございます。私たちも財政とも相談しなければいけないんですが、段階的にでもそういうふうに広げていきたいと、こんなふうに考えているわけでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

なお、石川県には助成事業の年齢拡大について強く要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 21年度の主要な施策の成果を見ますと、申請件数を見ましても8歳までがおおよそ21年度で見まして266件、ところが9歳からになりますと2件、10歳は3件、11歳は4件、12歳は1件ということで、3けたから1けたとなっています。これはきっとだんだん体力がついていくと同時に、風邪を引いてもすぐ治ってしまうというような点で申請するのも忘れていたりとか、ちょっとだけだからというような点もあったのかなと思います。

今町長の答弁にもありましたように、ぜひとも中学校卒業までしたとしても100万円未満で済むと思いますので、一歩ずつでもよろしいので拡大に力を注いでいただきたいと思います。

それと同時に、県のほうに窓口負担を再三言っておりますけれども現物支給ということで、償還方式じゃなくて現物支給できるように、ぜひとも周りの近隣の、それこそ近隣の町長、市長とも声をかけ合って県のほうに働きかけていただきたいと思います。

次に、保育料の軽減策について質問いたします。

これも昨日、生田議員からも質問がありました。上の子が小学校、中学校へ行っても保育料2人目、3人目以降の軽減を図り、安心して子育てができる環境にしていくことが少子化対策、定住促進につながっていくと考えています。

町広報9月号には、保育所入所申し込み案内が掲載されています。平成22年度保育料の最高額は3歳未満児で4万5,700円、3歳以上児で2万7,400円となっています。よく昔先輩から、お金をためるなら子供が小学校の間よねと言われていましたが、現在の若い人たちは車や携帯、情報機器など必需品となって、本当にお金のかかることばかりで大変だと思います。子育て応援の環境にしていく必要があるとつくづく思います。

きのうの試算では、上の子が小学校3年生までとしても3,700万円かかるとのことでした。軽減策を検討していただいて、2人、3人、4人と子供たちの笑顔が絶えないまちづくりを望んで、答弁を求めたいと思います。

○議長【北川進君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川悦子議員ご質問の保育料の軽減策についてお答えいたします。

保育料の軽減策、減免につきましては、昨日、生田議員にお答えいたしました。

議員ご提案の上の子の年齢枠を小中学校まで拡大をしますと、一人っ子以外の世帯のほとんどが減免の対象となることから大幅な町負担の増額が見込まれますので、現段階では大変難しいと考えております。

しかし、今後、国の子育て支援策の動向を見きわめ、今後も検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 上の子が小学校、中学校へ行ったときに、2番目の子供が保育園で半額、無料とならなくても、一部でも応援

するという意味で助成していただけたらなと思います。今後も国の動向を見ながら、ぜひとも拡大のほうへ進んでほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、子供の貧困と格差が広がっています。学校教育法第19条には、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」となっています。町での就学援助の受給者は、ここ3年の推移はどのようになっていますでしょうか。

また、ことしよりクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が新たに追加されてきていますが、町としては反映されていますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 北川議員の就学援助について、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、質問1点目の要保護及び準要保護児童生徒のここ3年の推移ということで、ご説明します。

まず小学生においては、平成19年度263名、平成21年度におきましては259名、平成20年度は263名。数字的にはほぼ横ばいかと思います。全児童の占める割合としましては約14.8%がこの助成を受けております。また、中学生でございませけれども、平成19年度133名、平成20年度116名、平成21年度は131名。これも全校生徒で割り返しますと14.9%の対象生徒となっております。

2点目のご質問の文部科学省のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が要保護児童生徒の補助に加えられたという点について御説明したいと思います。

町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対しまして、義務教育の円滑な実施を図るため要保護及び準要保護助成援助費

として学用品や給食費などの支援を行っています。しかし、国の三位一体改革で、支援が必要とされる児童の大半を占めます。準要保護児童生徒に対する国の補助がなくなりました。2分の1の国庫補助がありましたんですけれども、平成17年度より廃止となり、交付税算入という方式に変わりました。そのことによりまして、準要保護の支援の運用につきましては各自治体ばらつきが出てきております。

今ほど議員申しました文部科学省の生活保護世帯でもある要保護世帯児童生徒の支援拡充のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費につきましては、準要保護までに拡大することについては今後慎重に検討していかなければならないと考えております。と申しますのも、小学校のクラブ活動費につきましては現在4年生以上が行っております。材料費につきましては、町の予算から必要なものを購入しております。また、中学校におきましては、体育文化振興事業補助金という町からの補助金を中学校の部活動に交付しております。それから生徒会費につきましては、小学校は現在集めてはおりません。中学校では月額60円を集めております。そして、PTA会費につきましては、各学校ばらつきがございますが、月200円から300円の範囲で集めております。

このように保護者の負担のない場合や学校間でばらつきがあることから、今後近隣の自治体の動向を踏まえまして検討してまいりたいと思っております。

議員ご指摘の就学援助費につきましては、基本的には個人への支援ではなく学校または部活動、そういった支援の方向で考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 就学援助が受けられるのにもかかわらず申請をしない方も多くいらっしゃるかと聞きました。その中には、援助基準がわからないとか、できるのかどうかということもわからないとかいうようなことが

言われていました。生活保護基準の1.3倍というようには書かれていますけれども、一体全体どれぐらいの所得なのかというようなことがはっきりと、いろいろと子供の数とかにかもかかわってきますのでいろいろあるかと思いますが、そういうところがわからなくて、大変だけれどもだめだろうなというようなことで申請していらっしやらないというような方もいらっしやるように伺っておりますので、その辺のところは町としてどのように対応していこうと思っておりますか。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

[教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇]

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 就学援助費の制度がまだ保護者に伝わっていない、全員に伝わりにくいのではないかというご質問でございますけれども、毎年、入学時点で全生徒児童にこの用紙を持たせ、記入例も書いたものを持たせてはいるんですけれども、わかりにくいということであれば参考所得金額、このぐらいの場合は該当しますよとか、もう少しわかりやすいものに工夫したいと思っております。

それから、私ども給食費の滞納の徴収に回っておる時点では、どういうことで滞納なんですかと。その説明の中で、こういう制度もありますという、滞納者に対して申請はしてありますかという問いかけは必ず行っております。

以上でございます。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 また皆さんにわかるように何らかの方策を考えていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

また、担任や学校長に、保護者の中で生活困窮者がふえているのかどうか、どのような家庭がふえているのか。例えば失業中の家庭、病気で働けない家庭とか、生活が大変で保護者が子供を構えないというような家庭とかい

ろいろあるかと思いますが、その辺のところの実態なんかはつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○議長【北川進君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 生活の困窮、家庭の状況、そういったものを把握しているかのご質問でございますが、毎年夏休み前にかけて家庭訪問を各学校で行い、直接保護者の方とお話を聞いて、子供の様子、家庭の状況等を担任がお聞きして、そういう情報は担任のほうで持っておるかと思えます。

○議長【北川進君】 6番、北川悦子議員。

○6番【北川悦子君】 ぜひとも個々に先生方が自分のクラスの人たちだけを把握しているんじゃないかと、現場で働く先生方にアンケートなどをとって実態をつかんで、今内灘町の子供たちはどのような状態に置かれているのか、また援助をどうしていったらいいのかというようなことをまた考えていってほしいと思います。

この世に生まれた子供たちは、例外なく生まれてきたよかったと。どの子もかけがえない命を持って生まれてくるわけなので、貧困を自己責任の問題に閉じ込めずに、子育て、家庭を孤立させずに救済、支援をする制度として広く伝えて相談等にに応じていってほしいということで、私の質問は終わりたいと思います。

○議長【北川進君】 7番、夷藤満議員。

〔7番 夷藤満君 登壇〕

○7番【夷藤満君】 7番、夷藤満。

平成22年9月定例会において町政一般質問の機会を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。私の質問方式は全問一括方式で行いますので、答弁に当たります町長並びに部課長におかれましては今後に期待の持てる答弁をお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

質問に入る前に、東京都足立区で7月28日に111歳の方の遺体が見つかったことから端を発した戸籍上存在者の不在不明者問題が大きな社会問題になっている昨今、県内でも2,000人を超える所在不明者がいることがわかりました。我が町では8月28日現在では調査中ということでありましたが、先日の町長のお言葉で皆さんもご存じのとおり、9月に入り9名の方がそういった現状であるということがわかりました。また、長崎県では200歳を超える方がおられるということで、戸籍上ショパンと同じ年ということが判明しております。

そういった中で、この年金で生活を営んでいたということで非常に残念に思うわけであり、全国的にも25名の方が、亡くなっているにもかかわらずその遺族の方が年金を受け取っている、そういったことが厚生労働省の調べでもわかっております。この町ではそういった年金の不正受給者がいないことを祈っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、非常に残念なことを今から申すわけでございますが、町にとって企業誘致立地推進室という形で、これからの町に新しい形での企業進出その他いろいろな形での町発展のために特別につくられた室がございますが、昨今の経済状況といいますかコンフォモール内灘にあるクスリのアオキが9月30日をもって店を閉めるという、そういったことになっているそうでございます。町民の方々から、本当に残念だ、このコンフォモール内灘がこれから内灘の第一の発展の拠点となっていく。北部開発も大切ではございますが、今ある内灘の企業、団体の方にもっと頑張っていたきたい、そういった気持ちで応援してきたのにと、非常に残念な訴えがございました。皆様にもそういったことをわかっていただき、今後ますます企業立地推進室の皆様には力をフルに発揮していただき、新しい企業、また

内灘に今おいでる人たちを応援していただきたいと、かように思うわけでございます。

そういった中、これから1番目の質問に入らせていただきます。

私が1番目の質問といたしまして、これまでも頻繁に起こる水災害、向栗崎1丁目の浸水対策についてお聞きをいたします。

これまでもいろいろとこの地区において伺ってまいりましたが、管理上の問題などさまざまな問題で前に進んでいないのが現状でございます。少しの雨で日本海の満潮時、高潮になると水が岸壁を越え、民家へ流れ込むといった被害が後を絶ちません。

2年前の7月28日に起きた大雨、55年ぶりの浅野川のはんらんということを皆様も記憶に新しいのではないかと思います。そのときにも1丁目地区、2丁目地区のたくさんの民家、納屋などが水につかる被害があったということでございます。

その後、2丁目側については護岸堤防のかさ上げをしていただいた結果、外水による備えを一応の形で済んだと私は理解をしております。しかしながら、踏み切りを挟んだ1丁目側に対しては、2年をたった今も漁業協同組合関係者、そして近隣の住民の人たちは毎日雨のおそれを感じながら生活をしているということでございます。

そこで、1丁目地区の水害対策について町は今後どのような形で考えておられるのか、また計画を練っておられるのか、お聞きしていきたいと思っております。

その中では、やはり住民向けの災害マニュアルといったものが必要ではないか。

先日といいますか先月8月12日に日本列島を横断した台風4号の影響で、金沢港の最高水位が基準より1メートルを超え海が大しけとなったことを踏まえ、県危機管理課が大野川の増水のため向栗崎1丁目地区、2丁目地区の1,762世帯に避難準備情報を発表し、2世帯4人が向栗崎公民館に自主避難をいたして

おります。

自主避難された方は当然高齢者の方でありまして、避難するに当たって備えとか持ってきたものはどういったものですかというお答えに対して、とりあえずびっくりしたと。毎回毎回放送が流れるんですが、やっぱりそのときには生命の危険も感じる。とりあえず、とるものもとらず公民館に避難してきたと、そういったことをお聞きいたしました。

私が前、一般質問したときには、2年前の9月には町長は、住民の方々にもわかりやすいような形での災害マニュアル、また当然職員の方に対するマニュアルも今後つくってきたいという答弁もいただきました。その後やはりわかりやすいといえますか、目で見てわかるような高齢者向けのものが今まさに必要ではないかという思いで、またこのことについて町長にご見解をお聞きしたいと思っております。よろしくお聞きをいたします。

また、ちょっと前後するわけでございますが、先日、台風9号が史上観測初めて北陸上陸し日本列島を移動するといった、これまでと形態が変わった、もうまさしく異常気象と言っても過言ではないのではないかとと思われるような台風の発生が頻繁に起こっております。頻繁といいますか、先日起こりました。

これから台風の季節となってまいります。次から次へと台風が発生するたびに、1丁目地区、2丁目地区の大野川沿いにお住まいの方々は寝れない日々を過ごすわけでありまして。町として、これだけ頻繁に起こる被害にただ手をこまねいているだけではなく、当然、次の手を考えて対策に取り組んでおられると思うのですが、なかなかいろいろな絵をかいても、それが大きな予算とかそういったものがかかわってきたり、町単独での行事でできないということがあり、前へ進まないのが現状ではないかと、私はそう思っております。

しかしながら、向栗崎2丁目地区においては、たび重なる内水害問題でポンプを設置し

ていただいた経緯がございます。そのポンプは、先月起きた8月22日の雨のときには地域の皆様が大変喜んでくれました。それは、本当にポンプがすごい活躍をしてくれた。これまでに嫌な感じで、いつも畑や納屋が水びたしになるのが、見る見るうちに水を吸い取ってくれて本当によかったというような地域の住民の方が喜んでいいるという声が聞かれたわけでございます。

そういった中、1丁目地区においても汚水貯留池を設けるなどして2丁目につけたポンプ、予算として約250万円。比較的好条件が重なり、もともと大野川アメニティの改良地域で側溝もうまく利用できたということで250万円です。できたわけでございますが、これを1丁目側にも設置してくれないかという要望がございました。

その中で、やはり次に問題になってくるのが漁業関係者とのいろいろな位置関係でございます。ここで少し写真を見ていただきながらご説明をしていきたいと思っておりますので、皆様にはその写真でご判断をいただきたいと思っております。

この写真は、1丁目地区の漁業組合の次のところ、白い建物、こちらのほうが漁業組合になるわけです。その次のところに入りますが、こういった側溝がふだんから水びたしになっている現状で、ここも内水ではあふれる。そして、こちらのほうが岸壁になるわけですが、その堤防を越えて外水が次、家の中に入る。

こういった状況の中、どうやってこの水をとめるかといいますと、こちらのほうに既設である40センチぐらいの堤防を道路を埋めてしまう。完全に道路をふさぐ形。堤防と町内住民側の生活道路とを全く分断し、外水を入れない形にするという考えで物事を進めていけば、次のことができるのではないかとこのように思います。

当時の8月12日に起きた雨のときの写真を

見ていただくわけでございますが、これは水が引いたときの写真でございます。当時の写真はこうでございます。これを見れば、私が言うまでもなく比較していただければ、こういった状態の中、住民の方々は家へ帰ることもできない。そして、この道路を使って5軒の方々が町内の自分の住宅に帰る、駐車場に車を入れるという形で今生活しております。少し傍聴者の方々にも見ていただければなと思っておりますので。当然、向栗崎区長もきょう見えております。いろいろな形でこういった水害が現実、毎日のように起きております。

これは何でかという、日本海の水位が高いわけでありまして。岸壁が下がったとかそういった問題ではないのであります。

この中ではちょっと申しわけないんですけど、職員の方がちょっと写っておりますが、職員の方に初めに許可とらなかったことはちょっと謝りたいと思うんですが、職員の方が当時、この川の中で見ていただいております。これは金沢市側の一番奥に当たる部分であります。これは雨が降った当時と水が引いたときの写真でございます。私が何を言おうとするか、この写真を見ていただければ一目瞭然ではないかと思うわけでございます。

そして、こちらのほうにも先ほど言った40センチぐらいのかさ上げしてある生活道路と漁業組合、岸壁を仕切るものがございまして。ここを仕切ることによって外水を一切住宅地に入れない。そういった方向性といいますか考えで物事を進めていけば安い単価でできるのではないかと。

そして、皆様に見せてきた写真と一緒にお願いしたいことは、これから漁業協同組合全部の位置づけを今後どうしていくか。そして、岸壁工事ということになりますと国、県、港湾当局といったところでの要望事項になってまいります。そのときのために記録に残し、そしてみんなの記憶に残していただきたい。

議員皆さん、執行部の皆さんでこれから大きな問題に取り組んでいって、みんなの力をおかりしたいという思いで、きょう写真で皆様にご説明をしたわけでございます。

当然、毎日のように少しの雨で地域の方々が苦しんでおられる現状を本当に身にしみてこの写真でわかっていただけるんじゃないかと思えます。私の言葉ではなかなか説得はできませんが、この写真を見る限りではそういった思いが伝わっていただけるのではないかという思いがいたしておりますので、町当局の今後の考え方をお聞きいたしたいと思えます。

これで1番目の質問を終わりたいと思えます。

次に、2番目の質問でございます。産業会館についてお聞きをいたします。

この会館は平成44年に建設された建物で、鉄骨コンクリートづくりでございます。もともと銀行として使われていた建物で、いろいろな時を経て産業会館と名前を変えて今に至っております。約2年前に耐震調査を100万円をかけて行った結果、耐震壁が設置されており、安全な建物と判断をされたとお聞きしております。

現在、この会館を使用しているのは、日本海内灘砂丘風の会が1階部分、そして2階部分、工房灘、あさひ窯グループが2階部分を使用しております。

この建物の使われ方について、区民の皆さんからどのような位置づけがされているのかといった質問を大変最近よくお聞きするわけでございます。地元の人たちは、この会館を利用するといいますか、月に一度の資源回収リサイクルの日に会館前を使うだけで、それ以外この会館を使ったことがない。こういった形になっているのか中さえ見たことがないということでございます。

1階部分につきましては、外から風が飾つてあるのを見受けられますから、風をつくっ

ているのかなといった感じでおおむねわかるそうです。しかし2階部分といったところに関しましては、全く何の情報もなく、上がったこともない、当然見たこともないといった中で、何をやっているのかなといった形で地元の人たちは疑問に思っているそうです。

実際いろいろな形の中で、3年ぐらい前に向栗崎2丁目地区に集会所がないということで、この会館を利用して集会所にしたらいんじゃないかというような話もございました。しかしながらいろいろな経費、改造していかなくてはいけない、また耐震問題がまだ済んでいないということから、地元住民の方々たちはこういった中、少し考えさせてくださいみたいな形で思っているうちに、まあいいんじゃないか、1丁目に向栗崎の拠点となる公民館、体育館がある。そちらのほうをともに利用していくような形でいいのではないかというような形で、産業会館をあきらめたというような形になっております。

ぜひこの際ですから、この会館の安全性、管理について少しお聞きしたいと思えますので、よろしくお聞きいたします。

1つ、公共施設として当然であろう火災報知機などの整備が整っているかについて。

2つ目、利用される方々が高齢者の方が多く利用している施設ということでございますので、万が一のことがあってはならないということで避難路、また階段部分については手すりなどといった安全策がとられているのか。

3つ目、一部外の外壁が破損しているということですが、他の部分については大丈夫なのか。

4つ目、今後、今のままの形態で会館を貸していくという形がとられていくのかということについて、少しお聞きをいたします。

町の財産というものは、お金や建物ばかり思われがちですが、私が思う町の財産は町民一人一人の生命こそが町の本当の財産であると考えるところからこそ、こういった聞き方をする

のであります。

内灘町には行財政使用料等に関する条例がありますが、その中で公共施設である行政財産の使用料を定めております。産業会館については、産業会館設置条例といったものがなく、行政財産使用料に関する条例を適用する施設にも入っていないのではないかと思います。現在、産業会館を利用している3団体からの使用料はどのようなになっているのでしょうか、お聞きをいたします。

町では来年度から町の体育施設使用料の見直しを検討するという事ですから、これにあわせてすべての公共施設の使用料等の検討をするべきではないかと思うのですが、産業会館の位置づけをはっきり示していただきたいと思っておりますので、町の考えをお聞かせください。

次に、最後の質問になります。最後の質問は、県道松任宇ノ気線、清湖大橋下に横断歩道の設置をについてお聞きをいたします。

この質問をするのは今回で2回目になります。依然として何の動きも見受けられないので、改めてお聞きをいたします。

建設当時、地元の方々の強い要望、意見の中から地下道が一番安全であるということから、高い予算であります。町が一生懸命努力していただいた結果、地下道が東山線下にできました。そういった時代を経まして、現在、時代の移り変わりとともに子供たちが多く利用する道となっております。その子供たちが交差点を利用し、地下道を利用しない。こういったことを見受ける反面、地域からは時代の移り変わりで交差点内に横断歩道、歩行者専用の信号機をつかってほしいという要望が出、平成19年12月定例会では水口議員が一般質問をしております。その後、20年12月定例会において私が質問をさせていただきましたが、いろいろな社会情勢が地下道を安全と言わなくなってきた。いろいろな防犯上、安全であるべき地下道が今は安全とは言えないよ

うな位置づけになってきているのが現状だとお伺いいたしております。

道路を横断する利用者の方々は、地下道は階段が辛い、狭くて怖い、何が起こるか分からない、心配で通りたくないといったことをお聞きしております。子供ならずとも大人の人でも余り通りたくないのが現実だとお聞きしております。私自身も毎日この交差点を利用しており、下校時の中学生が清湖大橋の下を渡っているのを見て危ないと感じることがありますが、本当に多くの人たちがここを渡っている現状を曲げることはできないのではないのでしょうか。

高齢者の方々や地下道を利用する方々が、傾斜がきつく大変で本当に地下道はひどいんだと、怖いんだという思いで上を通るそうでございます。これから少しずつ暗くなるのが早くなり、学生服の子供たちが非常に見にくい時期になってまいります。本来、安全・安心で利用すべき地下道が安全なわけですが、交通弱者、高齢者の方々のことも考慮していただき、今後この問題について町当局挙げて公安当局にお願いし、歩行者の安全を第一に考え、一日も早く横断できるような横断歩道を設置していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

冒頭にもお願いをいたしました。わかりやすく今後に期待の持てる答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 夷藤議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは、向栗崎1丁目の浸水対策の中から、住民向け災害マニュアルはという質問に対しましてお答えをしたいと思います。

かねてより、住民向け災害マニュアルをぜひ作成し配布したいと私自身も申し上げてきたわけでございます。昨年度の地域防災計画

の修正及び今年度の地震防災マップの作成によりまして内灘町防災マップが完成をし、間もなく全世帯に配布をさせていただくことになっております。この防災マップは、河川による洪水ハザードマップ、大根布排水区内の雨の影響によるハザードマップ、揺れやすさをあらわした地震マップなど危険な箇所や指定避難所の防災拠点等を地図上にあらわしてあるわけでございます。また、日ごろの準備や防災対策、災害時の心得や地震発生時の行動、避難勧告等の発令のタイミングや住民のとるべき行動など、できるだけ多くの防災情報をよりわかりやすく掲載した冊子となっているわけでございます。

近年、各地で発生していますさまざまな災害を振り返り、この防災マップをご家族で、また地域で災害マニュアルとしてご活用いただきたいと思っているわけでございます。

なお、この防災マップは町内全世帯と今後転入される皆様に配布いたしますが、議員ご指摘のように高齢者等に対するきめ細かな周知方策につきましては、自主防災組織や民生児童委員などの関係機関と連携をしながら対応し検討してまいりたいと、こんなふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長【北川進君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

○都市整備部長【橋本稔君】 私のほうから、まず向栗崎1丁目の雨水対策についてお答えいたします。

向栗崎1丁目の浸水対策については、石川県に対し堤防の早期完成に向け強く要望いたしているところであります。8月24日に開催されました津幡土木管内行政連絡会においても早期実現に向け要望いたしたところであります。県の回答といたしましては、現在、大野川水系河川整備計画を策定中であり、この中で当該区間の改修について検討していき

いとのことでありました。

このような中、8月12日に接近しました台風4号における高潮は、機具橋の通常水位は0.6メートル前後であります。このときの最大水位は1.03メートルまで上昇し、避難判断水位であります1.1メートルに近づくものであります。

町といたしましては、県の本格的な河川整備には時間がかかるものと考え、暫定的な対策を図るため漁協施設周辺の地盤高さを測定し、外水及び内水対策を石川県と早急に協議し進めていきたいと考えております。

具体的な対策方法といたしましては、高潮の際、大野川からの流入を防止する仕切り板の設置や道路のかさ上げ、また議員の提案されました排水ポンプの設置などいろいろな方策が考えられますが、今後、測量結果を踏まえ、住民、漁業関係者と相談の上、早急に石川県と協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

引き続きまして、産業会館のことについてお答えいたします。

建物の状態につきましては、窓の外枠以外では内装や給水設備等に傷みはありますが、本体そのものは使用には差し支えないと考えております。なお、耐震の面におきましてはおおむね耐震基準を満たしており、安全は確保しているとの診断結果が議員のご質問の中にもありましたとおり出ております。

管理につきましては、産業会館は現在、町産業振興課が管理している建物でございます。

位置づけの経緯につきましては、議員ご指摘のとおり設置条例はございませんが、企業育成の基盤となる産業団体の事務所や製品の展示場として活用し、町産業の振興、発展に寄与することを目的とするものであると考えておりますし、開設当時は撚糸工業協同組合や管工事協同組合が事務所として使用してございました。しかし現在は、夷藤議員の質問の中にもありましたように、凧、木工芸、陶芸等

の3団体が現在使用いたしております。

次に、このまま貸し出しを続けるかにつきましては、現在の使用形態であれば現状のまま使用できると認識しておりますし、このまま貸し出す予定でございます。

次に、各使用団体からにつきましては、使用料はいただいておりますが、会館の光熱費につきまして使用の実情に応じそれぞれ負担していただいております、合わせて年額約16万円を負担していただいております。

最後に、今後の方針につきましては、建物自体は築40年以上が経過し老朽化は否めませんが、先ほど言いましたように建物本体は耐震基準をある程度満たしているということで、今後は全町的な公共施設の有効利用を検討する中で利用状況を考慮した施設の位置づけや使用料等を定め、当該施設が公共施設としてより有効な活用ができるよう検討してまいりたいと考えております。

申しわけありません。先ほど1丁目の答弁の中で少し抜けておりましたので、追加させていただきます。

漁協通路の使用についての指導につきましては、調査いたしました確認がとれませんでした。しかし現在、自宅への通路が狭いため漁協通路を利用している方々がいることはこちらで確認いたしております。

また、2丁目の雨水対策につきましては、議員のご質問にありましたようにポンプを設置し、その運転につきましては付近住民の方々に大変なご協力をいただき対応をいたしております。

しかし、一部、アカシア雨水幹線付近の地区につきましてはまだ心配な箇所もありますので、今後の状況を見ながらポンプ設置等の検討をしていきたいと思っております。

以上、少し順番が逆になりましたけれども、私の答弁でございます。

以上でございます。

○議長【北川進君】 津幡博消防長。

〔消防長 津幡博君 登壇〕

○消防長【津幡博君】 私からは、夷藤満議員の産業会館の安全性と管理の中から、館内に火災報知機が設置されているかと避難路の確保と高齢者の利用に係る階段等に手すりが設置されているかという点についてお答えをいたします。

消防法では、消防用設備等の設置指導の判断基準としまして、建築物の構造、規模——規模は大きさでございます——及びその建物を利用する形態——形態というものは、つまり何に利用されているかという点でございますが、それによって分類を行いまして設置の指導をしております。その建物をだれが所有しているかについては判断基準となっております。

ご質問の向栗崎2丁目の70番地に所在します産業会館は、準耐火づくり、2階建てで延べ面積が455.78平方メートルの建築物でございます。

利用形態としましては、夷藤議員ご質問のとおり日本海内灘風の会、あさひ窯グループ及び木工芸品灘が2階にあります、いずれの団体もそれぞれ凧を作成したり、あるいは陶芸品の製作を行うという作業場としており、産業会館全体を作業場としてとらえております。

この建築物に必要とされる消防用設備としましては、建築規模から消火器の設置及び利用者の避難路の確保の関係から避難口誘導標識の設置が義務となっております。

お尋ねの自動火災報知設備につきましては、設置基準が500平方メートル以上となっておりますので、設置の必要がないという建物となります。消火器及び避難口の誘導標識につきましては設置されておまして、基準に合った建物となります。

また、これは消防法とは関係ございませんが、利用されている方が高齢者ということで階段部分につきましては高齢者に配慮された

手すり等も設置されておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長【北川進君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 清湖大橋下に横断歩道の設置についてお答えをいたします。

この件につきましては、平成20年1月に横断歩道設置要望を津幡警察署に提出をいたしました。その後、横断歩道の設置のみでは危険であるとの警察の見解を踏まえまして、平成20年5月に押しボタン信号機つき横断歩道の設置要望を津幡警察署へ要望書を提出いたしました。そして、その後も継続して要望を続けております。

その当時の話の中で、横断歩道設置の際必要となります歩道の切り下げ等の工事につきましては、津幡土木事務所からは信号機及び横断歩道の設置が決定すれば歩道等の切り下げについて前向きに対応する旨の返答もいただいております。信号機及び横断歩道の設置が決まれば早急に実施できるものと考えております。

しかしながら、信号機の設置につきましては内灘町内多数の要望がございます。そして、県下においてもそれは同様のことでありまして、今のところ信号機の設置には至っておりません。

こうしたことから、本要望について今後も関係機関に粘り強く働きかけていきますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長【北川進君】 7番、夷藤満議員、答弁が終わりました。よろしいですか。

○7番【夷藤満君】 はい、よろしいです。ありがとうございました。

○議長【北川進君】 以上で通告による質問は終わりました。

それでは、これより通告に関連する質問を行います。

質問は通告の趣旨に沿うもの、補足するものに限り、1人1問のみで5分以内とし、再

質問は認めませんので、ご注意願ひします。

発言は挙手の上、議長の許可を得てから通告による質問した議員の名前、質問の内容を述べた後、関連質問を行ってください。また、1分前に呼び鈴で合図をいたしますのでご容赦ください。

それでは、質問ございますか。

13番、中川議員。

〔13番 中川達君 登壇〕

○13番【中川達君】 それでは、1点だけ関連質問をさせていただきます。

昨日質問ございました発言順序5番、水口裕子議員の情報公開についての関連の質問をさせていただきますので、町当局の考え方、そして担当しているそれぞれ所管の課長なり部長さんなりのしっかりとした誠意ある答弁を求めたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

昨日、水口議員のほうから情報開示がまだ緩いんじゃないか、不十分ではないかという質問がございました。通告によりますと、情報公開に関する認識に温度差がある、あるいはまたホームページの会議録情報も不十分なものが多いという、もっともっと情報公開のあり方を指導すべきという質問でなかったかと認識をいたしております。

そういった中で、町長のほうから、不十分な点があれば十二分に指導をしていくという形がございました。恐らく町長におかれましては、いろいろな形での審議会、そして委員会等々がございますので、そういった中で不備な点があれば指導するという形で答弁されたと思うんですけども、私も農業委員会の議事、そして議長を仰せつかっております。そういった中で、やはり議員皆様に私は選ばれて議会の枠として農業委員会に参画しているわけでございます。

農業委員会は、皆様ご承知のとおり、専門の農家の方からの選出、そしてまたその専門職としての学識の選出、そういったものが国

からきちっとした法律のもとで選出をされておられるわけでございます。何ら農業委員会に対して一点の曇りもなく情報開示が進められていると私は認識をいたしております。

そういった中で、昨日の質問におかれまして農業委員会、農業委員会、農業委員会ではこういった面が不十分、ああいった面が不十分というようなニュアンスを私は受けさせていただきました。もちろん、町長の指導のもとに、そういったものは一切一点の曇りもなく担当の所管の課長さん、そしてまた部長さんらが指導している。そういった中で、私もしっかりと今回のこの情報公開についての議論もさせていただき、当然、委員一人一人からの発言もさせていただき、そういった形で結果をまとめ、皆様がだれにでも傍聴できる、そしてまた開示できるようなシステムを整えてあります。

その中で、やはりその指名あるいはまた委員長の名前というものを黒く塗りつぶしてあるというようなことで不備ではないかというようなニュアンスでしたけれども、あえて今お尋ねを申し上げますけれども、町長もいろんな形の中で、やはりそういう不十分なところがあつたのかなというような認識だろうと思います。

そういうことを考えると、やはり担当の所管のほうからはっきりとした何の一点の曇りもない姿での答弁をいま一度求めさせていただきます。

そういった中で、やはり議員が認識不足なのか、あるいはまた勉強不足なのか、改めていま一度整理をしてみたいと思いますので、しっかりと所管の答弁をよろしく願いを申し上げて、関連質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【北川進君】 中宮憲司産業振興課長。

〔産業振興課長 中宮憲司君 登壇〕

○産業振興課長【中宮憲司君】 中川議員の

関連質問につきましてお答えさせていただきます。

農業委員会の情報公開につきましては、本年3月に町の顧問弁護士との協議を行いました、先ほど議員おっしゃいましたように4月から6月にかけての3回の農業委員会の定例会におきましてホームページへの公開及び議事録の縦覧についての対応を審議していただいております。

審議の結果、農業委員会は個人の農地の売買や貸借など極めて重要な個人情報扱っており、また狭い町域で権利の移動した農地の所在がわかるだけでもその個人が特定できることが危惧されることなどの理由から、農業委員会のホームページでは定例会の開催日だけを既存の内容に追加して掲載いたしております。

そのほかのホームページの内容といたしましては、農業委員会の行います事務、定数や農地の権利移動、転用等について掲載いたしております。

また、議事録の縦覧につきましては、農地の権利に関し同じ農業者として意見を述べた委員に対してあらぬ不信感が及び、かえって自由闊達な議論が阻害される懸念があることから、発言した委員の名前は現在公表いたしておりません。

なお、農業委員会の会議は先ほど議員おっしゃいましたように公開することとなっております、会議規則により傍聴に関する規定を設け公開いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【北川進君】 あと関連質問する方おりますか。

藤井良信議員。

〔4番 藤井良信君 登壇〕

○4番【藤井良信君】 私のほうからは、恩道議員質問の子宮頸がんワクチンということからお伺いしたいと思います。

執行部の答弁の中にありましたけれども、この子宮頸がんの助成ということにおきましては、助成に向けて検討するということだったかと思うんですね。そういった中で、今回、この予防ワクチン接種費用、大体全部で5万円ほどかかるわけなんですけど、この辺ちよっともし財源的に大変かと思えますけれども、どれくらいの金額が助成されるのかというようなことがちょっとわかりません。

国のほうで今回150億円が特別枠で法案申請されるということでございます。これ全部やるということになりますと200億円ほどかかるわけですし、あと50億円はじゃどうするのかと。これは県や各自自治体で負担になるかなというふうに思うわけなんですけれども、そういったときは全額補助という形がとれるのかどうか。そういったことをまた町長のお気持ちをお聞きしたいなど。

ひとつよろしくお願ひします。

○議長【北川進君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の関連質問にお答えしたいと思います。

先ほど恩道議員の子宮頸がんワクチンについての質問にお答えした中身についての関連ということでありました。恩道議員には、子宮頸がんワクチンは町として来年23年度から助成できるように頑張りたいというお話をさせていただきました。

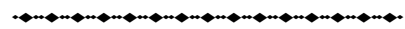
幾らぐらいかというお話でありますけど、これから検討するというのが現状の話でありまして、しかしながら国が150億ということではありますが、費用にすれば3分の1くらいということでもあります。あと県がどうするのかということもありまして、それぞれ勘案した上で町としてこれくらいの助成はしていけないかなと、こう思って今から検討していこうということではありますが、県内各市町の状況を見ますと、これまで9月補正も含めて予定しているところが7市町がやることになって

いるということでもあります。しかも値段でいえばそれぞればらばらなんですけど、4,500円、6,000円あるいは全額とか、そういうことでされているわけでありまして、そういった状況も資料として検討しながら内灘町も助成費用について検討していきたいと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長【北川進君】 あとありませんか。

ないようでしたら、これにて一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【北川進君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。あす11日から15日までの5日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、あす11日から15日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る16日は午後1時から本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論及び採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

午後2時21分散会